

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年4月28日
【事業年度】	第7期事業年度(自2010年1月1日至2010年12月31日)
【会社名】	新華ファイナンス・リミテッド (新華財經有限公司, Xinhua Finance Limited)
【代表者の役職氏名】	最高経営責任者 ジェイ・リー (Jae Lie, Chief Executive Officer)
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島, KY1-1111, グランドケイマン, 私書箱2681, ハッチンス ドライブ, クリケットスクウェア (Cricket Square, Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman, KY1-1111, Cayman Islands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 石黒 徹
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	東京 03(6212)8318
【事務連絡者氏名】	弁護士 安部 健介, 田井中 克之, 柳 祥代, 岸本 博明
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	東京 03(6266)8777
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## (注1)

本書において使用する下記の語句は、異なる記載がないか又は文脈上、別途必要でない限り、それぞれ以下の意味を有するものとします。

- ・「実質株主」とは、当社株式の実質的な株主をいいます。
- ・「北京センチュリー・メディア・カルチャー」とは、北京センチュリー・メディア・カルチャー・カンパニー・リミテッドをいいます。
- ・「BOABC」とは、北京オリエント・アグリビジネス・コンサルタント・カンパニー・リミテッドをいいます。
- ・「CEIS」とは、XNAの通信部門である中国経済信息社(チャイナ・エコノミック・インフォメーション・サービス)をいいます。
- ・「中国」とは、中華人民共和国をいいます。
- ・「当社」、「提出会社」又は「新華ファイナンス」とは、新華ファイナンス・リミテッドをいいます。
- ・「ケイマン会社法」とは、ケイマン諸島の会社法第22章(1961年法律3統合・改正済)をいいます。
- ・「イーコンワールド」とは、イーコンワールド・メディア・リミテッドをいいます。
- ・「本取引所」とは、株式会社東京証券取引所をいいます。
- ・「金融商品取引法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。)をいいます。
- ・「FTSE」とは、フィナンシャルタイムズとロンドン証券取引所の合併会社であるFTSEグループをいいます。
- ・「FXI」とは、FTSE新華インデックス・リミテッドをいいます。
- ・「GMS」とは、GMSエデュケーション・カンパニー・リミテッドをいいます。
- ・「G7グループ」とは、ザ・ジー・セブン・グループ・インクをいいます。
- ・「GLC」とは、グラス・ルイス・アンド・カンパニー・エルエルシーをいいます。
- ・「香港」とは、香港特別行政区をいいます。
- ・「香港ドル」とは、香港特別行政区の法定通貨である香港ドルをいいます。
- ・「IFRS」とは、国際財務報告基準委員会が発行した国際財務報告基準をいいます。
- ・「日本GAAP」とは、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則をいいます。
- ・「JASDEC」とは、株式会社証券保管振替機構をいいます。
- ・「日本円」又は「円」とは、日本国の法定通貨である日本円をいいます。

- ・ 「関東財務局」とは、財務省関東財務局をいいます。
- ・ 「マージェント」とは、マージェント・インクをいいます。
- ・ 「MNI」とは、マーケット・ニュース・インターナショナル・インクをいいます。
- ・ 「POBO」とは、上海・ポボ・データ・アンド・インフォメーション・ネットワーク・コンサルティング・カンパニー・リミテッドをいいます。
- ・ 「人民元」とは、中国の法定通貨である人民元をいいます。
- ・ 「SFE」とは、上海・ファー・イースト・クレジット・レーティングス・リミテッドをいいます。
- ・ 「SMRA」とは、ストーン・アンド・マッカーシー・リサーチ・アソシエイツ・インクをいいます。
- ・ 「テイラー・ラファティエ」とは、テイラー・ラファティエ・アソシエイツ・インクをいいます。
- ・ 「トンシン」とは、上海同?(トンシン)インフォメーション・テクノロジー・コンサルティング・カンパニー・リミテッドをいいます。
- ・ 「米ドル」とは、アメリカ合衆国の法定通貨である米ドルをいいます。
- ・ 「ワシントン・アナリシス」とは、ワシントン・アナリシス・コーポレーションをいいます。
- ・ 「当社グループ」とは、当社及びその連結子会社をいいます。
- ・ 「XFN」とは、新華ファイナンス・ネットワーク・リミテッドをいいます。
- ・ 「XNA」とは、中国の正式な国家通信社である新華通信社をいいます。
- ・ 「XSEL」とは、新華スポーツ・アンド・エンターテインメント・リミテッド(旧新華ファイナンス・メディア・リミテッド)をいいます。

(注2)

当社グループの財務諸表の米ドルと日本円との換算は、便宜上、財務諸表等規則第132条の規定に基づき、2010年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=81.49円で行われております。金額は、別途明記される場合を除き、千米ドル単位(四捨五入)及び百万円単位(四捨五入)で表示されております。なお、当該円換算額は、単に便宜上の表示を目的としており、米ドルで表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。

当社グループの財務諸表の米ドルと香港ドルとの換算については、1米ドル=7.80香港ドルの外国為替交換レートを使用しております。

(注3)

本書中の表の計数が四捨五入されている場合、合計は計数の和と一致しないことがあります。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

#### 1【会社制度等の概要】

##### (1) 提出会社の属する国・州等における会社制度

###### ケイマン会社法

当社は、ケイマン諸島においてケイマン会社法に従い設立されているため、ケイマン諸島法に従い運営されております。ケイマン会社法の各条項は、大要以下のとおりですが、適用される全ての資格要件や例外事項を包含し、又はケイマン会社法及び税制に関する全ての事項を完全に記載したのではなく、各準拠法におけるこれらに相当する条項により異なる場合があります。

###### 運営方法

当社は免除会社であるため、当社の運営は、主としてケイマン諸島外において行われなければなりません。当社は、毎年ケイマン諸島における会社登記官(Registrar of Companies)宛てに年次報告書を提出し、発行される株式資本に基づき計算される手数料を支払う必要があります。

###### 株式資本

当社の授權株式資本は香港ドル建てとなっております。一般的に、ケイマン諸島の会社の株式は額面又は無額面株式により構成されており、記名式又は無記名式の様式により発行されます。当社の場合、基本定款により株式は記名式で発行されるものと規定されております。当社の普通株式は額面20香港ドルの額面株式です。

ケイマン会社法によると、会社が株式をプレミアム付きで発行する場合、その払込みが現金であるか否かにかかわらず、当該株式のプレミアムに係る価値の合計額は、株式払込剰余金勘定(Share Premium Account)と呼ばれる勘定に計上される必要があります。これらの条項は、会社の選択により、他の会社の買収又は消却の手法に従い割当てられ、プレミアム付きで発行される会社の株式に係るプレミアムに対しては適用されないものとされる場合があります。また、ケイマン会社法によると、株式払込剰余金勘定は基本定款及び附属定款において、(a)株主に対する割当又は配当の支払い、(b)全額払込済の株式として株主に対して発行される、会社の未発行株式に対する払込み、(c)ケイマン会社法第37条の条項に従った自己株式の買取及び償還、(d)会社の予備的な費用の清算、(e)会社の株式又は債券の発行に係る費用、支払済手数料又は割引分の清算、及び(f)会社の株式又は債券の償還又は買取におけるプレミアム額の提供の際に、各条項(もしあれば)に従い、当該会社に適用されるものとされています。

なお、かかる株式払込剰余金勘定からの株主に対する割当及び配当は、当該割当又は配当がなされるべき日の翌日に、会社が通常の業務過程において支払期日の到来する負債を支払うことができる場合でない限り、行うことができないものとされています。

また、ケイマン会社法には、株式による責任制限がなされている会社又は保証によって責任制限がなされた株式資本を有する会社は、附属定款において規定されていれば、株主総会の決議により以下のとおり基本定款を変更することができます。

- (a) 適当と判断される額の新株の創設により株式資本を増加すること
- (b) 全部又は一部の株式資本(無額面株式を除きます。)を併合又は分割し、既存株式よりも大きい額とすること
- (c) 全部又は一部の払込済株式(無額面株式を除きます。)を資本に転換し、資本を払込済株式(額面金額を問いません。)に再転換すること
- (d) 株式の全部(無額面株式を除きます。)又は一部を再分割し、基本定款に定める額よりも小さい額の株式とすること。但し、当該再分割において、当該各減額された株につき、払込済の額と払込未完了(もしあれば)の額の割合は、当該減額された株が由来する株式と同等とならなければならないものとされています。
- (e) いずれかの者により引受けられず又は引受けることにつき合意がなされていない株式を(これにつき決議がなされた日において)消却し、当該消却された株式の額につき株式資本を減額すること、若しくは無額面株式の場合には資本が分割される株式の数を減額すること

ケイマン会社法は、株式による責任制限がなされている会社又は保証により責任制限がなされている株式資本を有する

会社は、附属定款に規定がある場合、裁判所の承認を得て、特別決議により株式資本をどのようにも減ずることができるものと規定しております。

条項上特別の種類株主に対しては、その権利を変更するためにはこれらの株主の承諾を取得することを要求する一定の保護が与えられる旨規定されております。また、発行済の当該種類の株式につき特定の持分割合を有する株主の承諾、又はこれらの株式の保有者による個別の総会において決議が承認されること、が要求されております。

#### 会社又は持株会社の株式購入に対する資金援助

適用される法律に従い、当社は取締役及び従業員、その子会社、その持株会社又はかかる持株会社の子会社に対し、当該者が当社の株式若しくは子会社又は持株会社の株式を購入することができるよう、資金援助を行うことができるものとされております。更に、適用されるあらゆる法律に従い、当社は、信託受託者に対し、当社、子会社、持株会社又は持株会社の子会社の従業員（月額報酬を受領している取締役を含む。）のために当社の株式若しくは子会社又は持株会社の株式を取得することができるよう、資金援助を行うことができるものとされております。

ケイマン諸島には、会社が、自らの又は持株会社の株式を購入又は引受けさせるために行う、他の者に対する資金援助に関する条項についての確立した規定は存在いたしません。したがって、会社は、取締役が自らの注意義務を果たし、誠実に行為するに際し、会社の利益のため適切な目的のため、かかる資金援助が適切に与えられ得ると判断する限り、資金援助を行うことができることとなります。かかる資金援助は、独立した当事者間の取引として行う必要があります。

#### 会社及び子会社による株式及びワラントの購入

ケイマン会社法の条項に従い、株式により責任制限がなされている会社又は保証により責任制限がなされている株式資本を有する会社は、附属定款に規定がある場合には、会社又は株主の選択により償還される株式又は償還される義務を負う株式を発行することができます。これに加えて、かかる会社は、附属定款に規定がある場合、償還可能株式を含む自らの株式を購入することができます。但し、附属定款において購入の方法が規定されていない場合、会社は、株主総会の普通決議にて株式の購入方法が決定されない限り、いかなる自己の株式も購入することができないものとされております。また、会社は、いかなる場合においても、全額払込済みでない株式を償還し又は購入することはできません。加えて、会社は償還又は購入の結果、会社の株式を保有する株主が存在しなくなる場合には、いかなる株式も償還又は購入することができません。なお、自己株式の償還又は購入のために行われる資本金からの会社による支払は、払込がなされるべき日の翌日において、会社が通常の業務過程において支払期限が到来する負債を支払うことができる場合でない限り、これを行うことができないものとされています。

会社は、関連するワラント文書又はワラント証の諸条件に従い、自らのワラントを購入することを禁じられておらず、これを購入することができるものとされております。ケイマン諸島法において、会社の基本定款又は附属定款にこれらの購入についての特定の規定を置くことは求められておらず、取締役はその附属定款に規定されるあらゆる種類の財産を売買又は取引することができる一般的な権限に依拠することができます。

ケイマン諸島法において、子会社は持株会社の株式を保有することができ、一定の状況において、かかる株式を取得することができるものとされています。

## 株式の譲渡

ケイマン会社法上、会社の株式の譲渡に関する条項は存在しないため、株式の譲渡に際しての要件は、会社の基本定款又は附属定款によって定められることとなります。但し、ケイマン会社法上、死亡株主がその遺言執行人により行う株式その他の利益の譲渡は、当該遺言執行人自身が株主でない場合であっても、その者が当該譲渡文書の実行の時点において株主であったのと同じ有効性を有する旨の規定が存在します。

## 株主総会

会社の株主総会の招集、議事及び議決に関する規則は、会社の基本定款又は附属定款に従って決定されます。基本定款又は附属定款において、総会の招集方法につき規定がない場合には、株主3名により株主総会を招集することができます。基本定款又は附属定款において、招集通知の期間につき規定がない場合には、各株主に対し5日前の通知がなされることにより総会を開催することができます。基本定款又は附属定款において、総会の議決につき規定がない場合、各株主はそれぞれ1議決権を有するものとされています。

## 配当及び分配

ケイマン会社法第34条を除き、配当の支払に関連する規定は存在しません。ケイマン諸島において説得性があるとみなされている英国判例法に基づき、配当は利益を原資としてのみこれを行うことができます。これに加え、ケイマン会社法第34条は、支払能力に係る調査及び基本定款及び附属定款の条項(もしあれば)に従った株式払込剰余金を原資とする配当の支払いと分配を認めています(詳細は、上記「株式資本」をご覧ください。)

## 少数株主の保護

ケイマン諸島法上、株主は、一般法並びに特に会社の基本定款及び附属定款に従って会社の問題を取扱う資格を有しています。

ケイマン諸島の裁判所は、通常の場合において、(a)越権又は違法であることを理由とする訴訟、(b)少数株主に対する詐欺を構成し、当該行為をした者が自ら会社を支配していることを理由とする訴訟、また(c)不公正な方法により、一定の(又は特別の)多数による賛成が要求されている決議を通したことにつき、会社の名において、代表訴訟又はその他の付随する訴訟を提起することを認める英国の判例法に従うことが期待されているといえます。

株式資本が株式に分割されている(銀行以外の)会社の場合、裁判所は、発行済株式の5分の1以上の株式を保有する株主の申請により、検査役を選任し、裁判所が指示する方法による会社の状況の調査及び報告を求めることができるものとされており、

いかなる株主も、裁判所に対し、当該会社につき裁判所が解散することが正義及び衡平に適うと判断した場合には解散を命ずべき旨請求することができます。

株主による会社に対する請求は、基本的には、ケイマン諸島において適用される一般的な契約法理又は不法行為に基づくものであるか、若しくは会社の基本定款又は附属定款により設定された株主としての権利に基づくものである必要があります。

## 経営

一般的には、会社の事業は基本定款及び附属定款に従い行われます。当社の附属定款は、当社の事業は株主総会において当社により行使されることが法令又は附属定款において要求されているものでない全ての権限を行使することができる当社の取締役会により、管理され運営されるものとしています。但し、法令、定款及び株主総会において会社により規定されたあらゆる規則に従うものとします。

ケイマン会社法は、取締役が有する会社の資産処分権限につき特段の制約を置いておりません。しかしながら、一般法上、取締役、マネージング・ディレクター及び秘書役を含む会社のあらゆる役員は、その権限を行使し、その義務を履行する際に、会社の最善の利益の観点から、信義に従い誠実に行為しなければならないと、合理的に分別のある人間が同様の状況において用いるべき注意、努力及び技能を行使する義務を負担しております。

## 会計に関する規定

会社は、(i)会社によって受領され消費される金銭の総額や、受領及び出費が生じることに関する事項、(ii)会社によ

る全ての商品の売買、及び(iii)会社の資産及び負債につき、適切な会計帳簿を作成しなければなりません。

当社の状況について真実かつ公正な概観を与え、及びその取引を説明するために必要な帳簿が作成されていないければ、適切な会計帳簿が作成されていないとみなされるものとされています。

### 取締役に対する貸付

ケイマン会社法上、会社が取締役に対して貸付を行うことを禁じる明文規定は存在いたしません。

### 会社書類の調査

当社の株主はケイマン会社法上、株主名簿又は当社の記録を調査し又はその写しを取得する一般的な権利を有していません。但し、当社の定款に規定されればその内容に従った権利が認められます。

免除会社は、附属定款の規定に従い、主たる株主登録簿と、ケイマン諸島の内外を問わず、取締役が随時適当と判断する場所に従たる支店登録簿を置くことができます。ケイマン会社法上、免除会社について、ケイマン諸島の会社登記官に対し株主を報告することを要求する規定は存在しません。したがって、株主の氏名及び住所は、公衆の縦覧に供される事項ではなく、公衆の調査のために利用することもできません。

### 清算

会社は、裁判所の命令又は株主総会における特別決議により清算されることができます。裁判所は、様々な特定の条件、例えば裁判所が清算することが正義及び衡平に適うと判断する場合等に、清算を命ずることができます。

会社は、株主が株主総会の特別決議によって決議した場合、存続期間が限定された会社については、基本定款に定められる会社の存続期間が満了したとき、又は基本定款において会社が清算されるべきと規定される事由が生じたとき、自発的に清算されます。自発的な清算の場合、当該会社は当該自発的解散の決議が承認されたとき、上記期間が満了し又は上記事由が発生したときにその事業の継続を中止する義務を負います。

会社を清算し、裁判所を支援して手続を実行する目的上、公的清算人と称される一人以上の者が選任され、裁判所は条件付又は無条件で、裁判所が適当と判断する方法により、かかる職にかかる者を選任することができ、二人以上の者がかかる職に選任された場合、裁判所は、公的清算人によって行うことが要求され又は授權されている行為が、全清算人によってなされるべきものであるか、一人又は二人以上の清算人によってなされるべきものであるかを宣言するものとされています。裁判所はまた、選任に際し公的清算人に与えられる保証の有無及び程度を決定することができるものとし、公的清算人が選任されず、又は公的清算人を欠いたとき、会社の全ての資産は裁判所の管理下に置かれます。株主が株主総会において自発的に会社を清算する場合、会社は株主総会において、会社の事業を清算し残余財産を分配するため、一人以上の清算人を選任しなければならないものとされています。

清算人が選任される際、会社の事業に関する責任は全て清算人がこれを負うものとし、清算人の承諾がない限り、以後いかなる経営上の行為もなされ得ないものとされます。清算人の義務は会社の資産を回収し(出資者からの支払期限が到来している額(もしあれば)を含みます。)、債権者リストを作成し、上位かつ担保権付債権者の権利、劣後特約、相殺権又はネットィング請求権に従い、会社の債務を(完全に履行するのに十分な資産がない場合には按分比例で)履行すること、また、出資者(株主)のリストを作成し、株式に付された権利に従い残余財産(もしあれば)を分配することです。

清算人は、会社の事業が完全に清算され次第、清算がいかに行われ、会社財産がどのように処分されたかを示した会計帳簿を作成し、その計算結果を提示して説明を行うための株主総会を招集します。

### 会社再建

会社再建又は合併の目的で招集された株主総会において、出席する株主、種類株主又は場合によっては債権者の75%に相当する多数により承認され、その後裁判所において認可された場合、会社再建又は合併を利用することができる旨の明文規定が存在します。他方で、これに反対する株主は、裁判所に対し、承認によって指向される取引はその株式につき株主に対して公平な価値を提供しない旨意見を述べる権利を有しており、裁判所はマネジメントを代理する詐欺的行為又は不実に関する証拠がないというのみの理由により、かかる取引を否決することは通常できません。

### 吸収合併及び新設合併

裁判所による認可を必要としない吸収合併及び新設合併のメカニズムが2009年より導入されました。各構成会社の取締役は、吸収又は新設合併の計画を書面で承認する必要があり、また当該合併計画書は(a)株式の種類を問わず、各構成会社

の総株主の議決権の価値の75%以上を有する株主の賛同による決議、又は(b)新設会社又は存続会社の株主に発行される株式が各構成会社の株式と同等の権利内容及び経済的価値を有する場合、株主の特別決議による承認を受ける必要があります。また、裁判所の免除がない限り、各構成会社に関する固定担保又は浮動担保の担保権者による同意が必要です。更に、合併に反対するケイマン会社の構成会社の株主は、保有する株式の公正な価格での買取りを求める権利を有しています。

### 強制買収

会社より他の会社の株式についての提案がなされ、その提案から4ヶ月以内に、提案の対象となった株式の90%以上の株式を有する株主がこれに賛成した場合、その提案者は当該4ヶ月経過後の2ヶ月以内に、規定の方法による通知により、これに反対する株主に対し、その株式を当該提案の条件で譲渡するよう要求することができるものとされています。反対株主は、かかる譲渡を拒絶する旨の通知から1ヶ月以内に、ケイマン諸島の裁判所に対し訴えを提起することができます。この場合、裁判所がその裁量権を行使すべきことは、当該反対株主がこれを示さねばならず、これは詐欺的行為又は不誠実、若しくは提案者と少数株主を不公平に排除する手段としての提案に承認した株主との間の通謀についての証拠がない限り認められることは困難であるといえます。

### 補償

ケイマン諸島法は、定款の補償に関する規定は裁判所において公共の政策(例えば、犯罪を犯した結果に対して補償を与えることを企図するなど)に反するものでない限り、会社の附属定款が役員及び取締役に対しどの程度の補償を与えるかにつき規定しておりません。

## (2) 提出会社の定款等に規定する制度

当社は、ケイマン会社法に基づき、有限責任の免除会社として、2004年1月5日付で、ケイマン諸島において設立されました。当社は免除会社であるため、当社の運営は主としてケイマン諸島外において行われる必要があります。

### 基本定款及び附属定款

#### 株主総会

年次株主総会及び特別決議を得るために招集される臨時株主総会は、21日以上前に書面により招集され、その他の臨時株主総会は、14日以上前に書面により招集されます。いずれの株主総会の通知も、附属定款の条項又は当該株主が保有する普通株式の発行要項等において通知の受領権限がないものとされる株主を除き、全ての株主及びその時点における監査人に対してなされることとなります。

なお、いずれの株主総会においても、採決が開始されたときに定足数を満たしていない限り、議長の選任を除き、いずれの決議も行われることはないこととされています。

定足数は、株主2名が、自ら又は委任状により出席することをもって足りるものとされています。但し、特別決議に付すべき議案については、定足数は総議決権の3分の1以上の議決権に相当する株式を有するものの出席を要するものとされます。

附属定款の目的上、株主である法人は、当該法人の取締役会その他の意思決定機関の決議により適法に授權された代表者により代表された者が、関連する株主総会又はその他の関連する種類株主総会において代表者として行為することにより、自ら出席したものとみなされます。これらの適法に授權された代表者は、自ら代表する当該法人に代わり、当該法人が個人株主である場合に行使することができる権限と同一の権限を行使することができるものとします。

当社株式のうちの別異の種類株主による種類株主総会の定足数は、以下の「権利の修正」に記載されています。

#### 特別決議 - 特別多数の賛成が要請されるもの -

附属定款の規定に従い、特別決議は、特別決議による議案の提案を行う意思を明確にした中21日以上事前の通知が適法になされた株主総会において、自ら議決権を有する(株主が法人である場合には適法に授權された代表者によるものとし、代理人による出席が許容されている場合には委任状によるものとします。)出席株主の3分の2以上の多数の賛成により決議される必要があります。但し、これらの株主総会に出席し議決権を行使することができる全ての株主が同意した場合には、中21日以上事前の通知がなされない総会における特別決議事項として提案され決議されることができるものとします。また、特別決議に係る書面の写しは、決議の通過の日から15日以内に、ケイマン諸島における会社登記官に回付されなければならないものとされています。

なお、定款上、普通決議は、定款に従い開催される株主総会において、自ら議決権を有する(株主が法人である場合には適法に授權された代表者によるものとし、代理人による出席が許容されている場合には代理人によるものとします。)出席株主の単純過半数の賛成により決議されるものを意味すると規定されています。

#### 普通株式に付された議決権

普通株式に随時付された議決に関する特別の権利及び制限のもと、株主総会においては、自ら又は代理人(株主が法人の場合には、適法に授權された代表者)により出席する全ての株主は、一議決権を保持します。そして、投票による場合、自ら又は代理人(株主が法人の場合には、適法に授權された代表者)により出席する全ての株主は、当該株主が保有する各株式ごとに一議決権を保持します。

但し、当該総会に係る一定の基準日において株主として登録され、当社から株主に対する期日が到来した全ての履行請求及び分割金の支払いがなされていない限り、いかなる株主も議決権を有さず又は定足数と認められないものとされています。

なお、特定のクリアリングハウス(又はその被指名者)が当社の株主となった場合、当該機関は、いかなる株主総会又は種類株主総会においても、当該機関が適当と認める者にその代表者として行為することを授權することができます。但し、複数の者が授權された場合には、当該授權は、その授權に係る株式数及び種類を特定してなされるものとします。当該条項に従い授權された者は、当該事実に関する別異の証拠を要することなく適法に授權されたものとみなされ、当該特定のクリアリングハウス(又はその被指名者)に代わって、その者がクリアリングハウス(又はその被指名者)により保持された普通株式の登録株主である場合と同一の権限(その者が挙手採決において個別に議決することができる権利を含みます。)を行使することができるものとします。



ケイマン法又は当社の定款には、居住地を理由とする株主による株式の保有又は議決権について課された制約は存在しません。但し、当社の定款は、宣言された配当の全て又は一部を充足するための株式の割当て、募集又はオプションの付与又は処分、若しくは株式の発行を行う際において、登録証その他の特別の様式が存在しないことによりこれらの割当て、募集、オプション又は株式発行が違法又は実務上不可能であると当社が判断した特定の地域において、これらの割当て、募集、オプション又は株式発行を行うことを義務づけられるものではないこととされています。

### 少数株主の保護

ケイマン諸島の大裁判所は、発行された普通株式の5分の1以上の株式を有する株主の要求により、当該大裁判所が指示する方法により、当社の事業を調査しこれを報告する検査役を選任することができるものとされています。

また、全ての株主は、ケイマン諸島大裁判所に対し、裁判所が解散することが正義及び衡平に適うと判断した場合には解散を命ずべき旨請求することができます。

株主による当社に対する請求は、基本的には、ケイマン諸島において適用される一般的な契約法理又は不法行為に基づくものであるか、若しくは当社の基本定款及び附属定款により設定された株主としての個人の権利に基づくものである必要があります。

ケイマン諸島の裁判所は、少数株主に対して、当社の名義において、(a) 越権又は違法であることを理由とする訴訟、(b) 少数株主に対する詐欺を構成し、当該行為をした者が自ら当社を支配していることを理由とする訴訟、また(c) 不公正な方法により、一定の(又は特別の)多数による賛成が要求されている決議を通したことにつき、代表訴訟又はその他の付随する訴訟を提起することを認める英国の判例法手続に従うことが期待されています。

### 先買権

ケイマン諸島法又は当社の基本定款及び附属定款上、新規に発行する普通株式に対して適用される先買権は存在しません。

### 清算に係る権利

普通株式の各種類の株式に随時付される清算中の残余財産の分配に関する特別の権利、特権及び制限に従い、(i) 当社が清算され株主に分配され得る財産が、当該清算の開始時点において払込済みの資本の全額を充足する場合、当該超過分は、各株主が保有する普通株式につき、当該清算開始時点において払込済みの額の割合に応じ、株主間で按分して分配されるものとし、(ii) 当社が清算され株主に分配され得る財産が、払込済みの資本の全額に足りない場合、これらの資産は、当該不足分が、各株主が保有する普通株式につき、当該清算開始時点において払込済みの額に応じて負担されるよう分配されるものとされています。

当社が清算された場合、清算人は、特別決議の承認及びケイマン会社法が要求するその他の承認に従い、当社の資産の全部又は一部(資産が、1種類の財産から構成されるか否かを問いません。)を、株主間において正貨又は現物で分配ことができ、また、分配目的において、1種類以上の財産につき清算人が公正とみなす評価を行うことができ、かつ、全株主間又は異なる種類の株主間における分配の実施方法を決定することができるものとされています。また、清算人は、同様の承認に従い、資産の一部を株主の利益のために、清算人が同様の承認に従い適切と考える信託に帰属させることができます。但し、これによりいかなる株主も、株式又はその他の証券のうち責任を伴うものに関して、受領を強制されないものとします。

### 権利の修正

株式資本(以下に規定されます。)に関するものや、登録事務所の所在地に関するものを除き、当社の基本定款及び附属定款の変更は、特別決議によらなければ、これを行うことができません。

ケイマン会社法に従い、種類株式に付されたいずれの特別の権利も(当該種類株式の発行要項において別異の規定がなされない限り)、当該発行済み種類株式の額面計算で4分の3以上の株主の書面による承諾により、若しくは当該種類株式の保有者による個別の株主総会において通過した特別決議による承認により、変更され、修正され、又は撤回される場合があります。

株主総会に関する当社の附属定款の規定は、全てのかかる個別の株主総会について準用されますが、その結果、延会を除く当該個別の株主総会の目的上、定足数が、関連する総会の日付において額面計算で当該発行済み種類株式の3分の1以上を(委任状による代理により)保有する単独又は複数であることとなった場合には、当該種類株式の全ての株主は当該株主によって保有される全てのこれらの株式につき1議決権を有する投票を行うことができるものとし、また、自ら又は

委任状により出席する当該種類株式の株主は投票を要求することができるものとします。これらの株主総会の延会において、定足数は、自ら又は委任状により出席する2名の株主(当該株主が保有する普通株式の数を問いません。)とします。いかなる種類の株式の株主に対して付与された特別の権利も、当該株式に付される権利又は当該株式の発行要項に明示的に規定される場合を除き、新たな同等の地位を占める普通株式の創設又は発行により、変更されるものとみなされません。

### 資本の変更

当社は、随時普通決議により、

- (a) 決議の定めるところにより、資本の合計額の当該種類株式に分割するため、増資し、
- (b) 資本の全部又は一部を当該種類の既存の株式よりも大きい金額の当該種類株式に併合し、分割し、
- (c) ケイマン会社法の規定に従い、決議が成立した日においていずれかの者によっても引受けられず又は引受同意もされていない株式を消却し、また、かかる消却のなされる株式の額だけ当社の資本の額を減じ、
- (d) 当社の株式又はその一部を、基本定款及び附属定款に定める(但し、ケイマン会社法に従う)金額よりも小さい金額の株式に再分割し、また、当該決議により、再分割によって生じた株式の保有者の間で、株式の一つ以上がかかる優先的又はその他の特別な権利を有することができるか又は他の株式と比べて当社が未発行株式若しくは新株式に付することができる制約に従うことを定め、又は
- (e) その株式を数種に分割し、既存の株式の保有者に対して事前に付与された特別な権利を害することなく、優先的、劣後的、適格若しくは特別な権利、特権、条件又は株主総会における当社の決定がない場合には取締役が定める制限をそれぞれかかる株式に付す

ことができます。

当社は、ケイマン会社法により要求される確認又は承諾に従い、特別決議により、法令によって認められた方法に従い、当社の資本又はその他の資本償還準備金を減少させることができます。

### 株式の譲渡

当社の附属定款の適用ある制約に従い、当社の株主は、通常若しくは共通の様式、当社の株式が上場される証券取引所が規定する様式、又は取締役会が承認するその他の様式の譲渡証書により、その株式の全部又は一部を譲渡することができます。

当社の取締役は、以下の事由による場合を除き、いかなる譲渡についても名義書換登録を拒絶することができます。

- (a) 譲渡証書が、関連する当該株式の証書及び取締役が合理的に要求する当該譲渡を行うための譲渡人の権限を示すその他の証拠とともに当社に保管されている場合
- (b) 譲渡証書が1つの種類の株式に関するものである場合
- (c) (押印が要求される場合において)譲渡証書に適切に押印されている場合
- (d) 共同の保有者に対して譲渡される場合には、当該株式が譲渡される共同株主の数が4名を超えていない場合、及び
- (e) 当社の株式が上場される証券取引所が支払うべきであると定める最高金額(又は取締役会が随時要求するそれを下回る金額の費用)がそれに関連して当社に支払われる場合

取締役が譲渡に係る名義書換登録を拒絶する場合、当該取締役は、譲渡証書が保管された日から2ヶ月以内に、各譲渡人及び譲受人に対し、かかる拒絶通知を送付するものとします。

譲渡に係る名義書換登録は、1以上の日刊紙による公告又は電磁的方法により通知の上留保され、当該登録は、取締役が随時決定する時点において随時決定する期間閉鎖されることができるものとします。但し、譲渡人の登録は当社の取締役が決定するいかなる年においても30日以上留保又は閉鎖されないものとします。

### 自己株式の買取り

当社は、ケイマン会社法及び附属定款により、一定の制限のもと当社の株式を購入する権限を与えられています。当社の取締役は、ケイマン会社法、基本定款又は附属定款に従い、また本取引所又は他の一定の証券取引所により随時なされる要求に従い、当社に代わって当該権限を行使することしかできないものとします。

### 配当

ケイマン会社法に従い、株主総会において、当社はいかなる通貨によっても配当を宣言することができますが、かかる配当は当社の取締役によって上程された額を上回ることにはできないものとします。配当は、当社の利益(認識されているか

否かを問いません。)又は利益から取り分けられた準備金のうち当社の取締役が不要と判断したものを原資として宣言され、支払うことができます。また、特別決議による承認により、株式払込剰余金勘定又はその他ケイマン会社法に従い当該目的のため許容された基金又は勘定を原資として宣言されることもできます。

株式に付された権利又は株式の発行要項に別異に規定される場合を除き、(i)全ての配当は当該配当が支払われる株式の払込み額に応じて宣言され支払われるものとしますが、払込み要求に先立って株式につき払込まれる額は、当該目的上その株式につき払込済みであるとして取扱われないものとし、(ii)全ての配当は、当該配当が支払われる一定の期間株式につき払い込まれた額に応じて按分にて分配及び支払われるものとします。

当社の取締役は、請求又は分割払いその他により株主が当社に対してその時点において支払うべき額の総額(もしあれば)につき、当該株主に対して支払うべき配当又は特別配当より差し引きすることができます。

いかなる配当その他株式につき又は株式に関して当社により支払われるべき金銭も、利息が付されないものとします。当社の株式資本につき支払い又は宣言が提案される配当に関し、当社の取締役は、(i)かかる配当は、その全部又は一部につき、全額払込済みとして計上されている普通株式の割当の形態で行われるべきこと(但し、かかる資格を有する株主はかかる配当をかかる割当(又は取締役が配当の一部を普通株式の割当とする旨決議した場合には、当該一部)に代えて現金にて受取ることを選択する資格を有するものとします。)、又は(ii)かかる配当を受領する資格のある株主は、配当の全部又は取締役が適当と考える一部に代えて全額払込済みとして計上されている株式の割当を受領することを選択する資格を有すること、を決議し指示することができるものとします。また、取締役は、以上にかかわらず、株主総会における承認を得て、特定の配当に関し、普通株式による配当に代えて現金にて配当を受領することができる権利を与えずに、全額払込済みとして計上されている普通株式を割当する形態により、その全てを行うことを決議することもできるものとします。

配当に係る利益その他株式の株主に対して現金にて支払うべき金額の総額は、小切手又は支払証書により、株主の登録住所宛にて株主に対して、又は株主が指示する住所に宛ててその居住先の者に対して郵送することにより支払うことができるものとします。かかる小切手又は支払証書は、株主又は共同株主より別異の指示がない限り、株主(又は共同株主の場合には当該普通株式につき登録簿に最初に氏名が記載されている株主)の注文に従い、かかる株主の危険において支払われるものとし、引落としに係る銀行による小切手又は支払証書の支払により、当社の支払義務は本旨に従い履行されたものとします。

なお、かかる配当宣言がなされた日から6年間経過後も支払請求のない配当は、当社の取締役会により受領権限が失われるものとし、この場合、当該配当は、当社に戻されるものとします。

当社の取締役又は株主総会において株主が配当の支払又は宣言を決議したときはいつでも、取締役は、更に、かかる配当が直接払いにより、又はその全部又は一部につき特定の現物資産(特に支払済みの株式)、当社又は他社の証券の引受けに係る債券又はワラントによりなされるべきことを決議することができるものとし、かかる配当について特段の事情が発生した場合には、取締役は便宜的と考える方法(特に、端株証書を発行し、或る者にかかる端株を売却し引渡す権限を与え、若しくはかかる端株を否認し、分配のため特定の資産価値の修正を行い、株主に対する現金による支払が当事者間の権利を調整するために行われたかかる修正後の価値に基づき行われる旨決定し、かかる特定の資産につき取締役が便宜的と思われる方法にて受託者に授権するものとする)により決済することができるものとします。

### 所在不明の株主

当社は、以下の場合、所在不明の株主について、その株式を売却する資格を有しております。

- (a) 全ての小切手又は支払証書が合計3枚以上であり、当該株式の株主に対して現金により支払うべき額が12年間現金化されずに残された場合；
- (b) 当該期間又は(d)に記載される期間満了の3ヶ月前までに、株主又は死亡、破産若しくは法律の適用により当該株式につき権利を取得した者の所在又は存否につき指摘を受けなかった場合；
- (c) 12年間当該株式に関して少なくとも3回の配当が支払い可能となり、当該期間中株主によりいかなる配当支払の請求もなされなかった場合；及び
- (d) 12年間の期間満了時に、当社が附属定款に規定される方法により日刊紙において公告を行い、当該普通株式を売却する旨を通知し、当該公告がなされて以降3ヶ月が経過し、本取引所にかかる旨が通知された場合

かかる売却による正味手取金は当社に帰属するものとし、当社がかかる手取金を受領した場合、当社はかかる正味手取金に相当する額につき、売却前の株主に対して債務を負担することとなるものとします。

### 取締役会

#### ア．総論

当社は二人以上の取締役により構成される取締役会によって運営されております。なお当社の取締役会は、現在5名により構成されています。当社の附属定款は、各年次株主総会において、当該時点での取締役(取締役会議長及び最高経営責任者(以下「CEO」といいます。))を除きます。)の3分の1(又は、取締役の人数が3の倍数でない場合、3分の1を上回らない3分の1に最も近い人数)は、輪番制により退任するものとしています。但し、退任する取締役は、直ちに再任される資格を有するものとします。このような再任に関する仕組みは、株主が当社の意思決定の過程に参加することを保証するものです。なお、取締役会議長及びCEOは、5年ごとに同様の要件に服するものとされています。

取締役会の会議は、取締役会の構成員のいずれかにより必要であると判断された場合にはいつでも開催することができます。全ての取締役が出席し、又は関連する取締役会につき代理人が出席してかかる取締役会の開催につき承諾している場合には、取締役会に関する事前の通知は要求されません。

取締役会の会議は、取締役会の過半数の構成員が自ら又は代理人により出席した場合、適法かつ法的拘束力を有する決定を行う能力を有するものとします。また、いかなる取締役の会議においても、各取締役は、自ら出席しているか代理人による出席であるかを問わず、一議決権を有するものとされています。

取締役会の会議上にてなされた質疑は、当該取締役会の会議に自ら又は代理人により出席した構成員の単純過半数の賛成により決定されることが要求されるものとし、同票の場合、会議の議長は二度目の又は決定票を有するものとし、当社の取締役会は、取締役全員の書面による同意により、会議を開催せずに議案を通過させることもできるものとします。

ケイマン諸島法に従い、当社の取締役は忠実義務を負い、信義に従い誠実かつ当社の最善の利益のため行動しなければなりません。また、当社の取締役は、合理的な思慮のある人間が同等の状況において用いるべき注意、努力及び技能を行使する義務を負担しています。取締役がかかる当社に対する義務を充足するにあたり、当社の取締役は、基本定款及び附属定款並びに普通株式の株主につきかかる定款において付与された権利を遵守することを確約しなければなりません。株主は一定の場合には、取締役がその義務に違反した場合には損害賠償請求をする権利を有します。

## イ．借入権限

当社の取締役は、金銭の調達又は借入れ、当社の事業、(現在及び将来の)財産及び資産並びに履行請求がなされていない資本の全部又は一部に対して担保権を設定し、ケイマン会社法に従い、無条件であるか当社又は第三者の負債、債務その他の義務の履行のための担保としてであるかを問わず、債券、社債その他の証券を発行することに関する全ての権限を行使することができます。かかる借入権限は、一般に附属定款に共通して、当社の特別決議の承認により変更されることがあります。

当社が他の会社の子会社となることとなる当社の全ての株式の交換又は当社の事業の全部又は重要な部分の譲渡を伴う取引については、株主の特別決議が要求されます。

## ウ．報酬

取締役の通常の報酬は、当社の取締役会によって決定され、その額は(議決のなされる決議により別異の指示がない限り)当社の取締役会において合意された割合及び方法により、かかる合意がなされないときは均等に(但し、報酬の支払に関し、一定の期間のみ在職した取締役は、当該取締役が在職した期間に応じてのみかかる分割がなされるものとし、)取締役間で分割されるものとし、また、取締役は、全ての出張費、宿泊費及び取締役が取締役会、委員会若しくは総会又は種類株主に係る個別の総会若しくは社債権者集会に出席する際に負担した又は負担したと合理的に想定される又はその他取締役としての義務を履行することに関連する付帯費用の前払いを受け又は支払を受ける資格を有するものとします。当社のため要求により海外に出張し又は居住した取締役、若しくは取締役会が取締役の通常の義務の範囲を超えると判断する役務を提供する取締役は、取締役会が決定する特別の報酬(月給、歩合、利益への参加その他の方法によるとを問いません。)を受領することができ、当該特別報酬の支払いは、取締役としての通常の報酬に加え又はこれに代えてなされるものとし、

取締役会は、年金、疾病手当、特別手当、生命保険又はその他当社の雇い人(かかる表現は、この段落及び以下の段落において、当社又は当社の子会社とともに経営に係る業務に従事し又は従事していた取締役又は元取締役を含むものとします。)及び元雇い人並びにこれらの扶養家族又はこれらに相当する者に対する給付金を支給するための組織又は基金を設置し、これらに当社の金銭を供与するにあたり、他の会社(当社の子会社又は当社と事業提携を行う会社)を設立し、協力し又は参加することができます。

取締役会は、雇い人及び元雇い人並びにこれらの扶養家族又はこれらのいずれかの者に対し、年金又はその他の諸手当(かかる雇い人若しくは元雇い人又はその扶養家族が前段落に記載の組織若しくは基金に基づき受給資格を有し又は将来有することのある追加の年金又は給付金(もしあれば)を含みます。)を、支払い、支払うための契約を締結し、撤回可能又は撤回不能の(並びに一定の条件のもと又はかかる条件を付さずに)許諾を行うことができるものとします。

これらの年金又は給付金は、取締役会が適切と考えるところに従い、当該雇い人が現に退職する前であってその見込があるとき、退職時又は退職後に与えられることもできるものとします。

## エ．利益相反

取締役は、当該取締役又はその関係者が重大な利害関係を有する契約、取決め又はその他の提案を承認する取締役会の決定において議決権を行使し、定足数として計算されることはできないものとされています。但し、当該取締役の議決能力が、当該取締役が定足数として計算されないか又は議決権を有しない会議において、当社の取締役会又はその適法に授權された委員会の決議により承認された場合を除きます。

## 2【外国為替管理制度】

ケイマン諸島において、為替管理に関する規制及び通貨に関する制限はありません。

## 3【課税上の取扱い】

ケイマン諸島法における租税軽減法(1999年改正)第6条に従い、当社は、総督より以下の約束を取得しています。

- (a) 利益、収益、利得又は評価増に課されるべき租税を課すケイマン諸島において制定された法律は、当社及び当社の運営に対して適用されないこと
- (b) 上記租税若しくは遺産税又は相続税の性質を有するいかなる租税も、当社の株式、債券その他の債務に対して支払う必要はないこと

当社に対する上記の約束は、2004年2月10日より20年間その効力を有します。

ケイマン諸島においては、現時点において、個人又は法人に対し、利益、収益、利得又は評価増に基づき租税は課されず、遺産税又は相続税の性質を有する課税も存在しません。また、ケイマン諸島の裁判管轄の範囲内において一定の法律文書を締結し、又はかかる法律文書を同範囲内に持ち込む場合に、随時一定の印紙税が適用されるほか、ケイマン諸島政府によって課される、当社にとって重大となり得るその他の租税も存在しません。

## 4【法律意見】

ケイマン諸島における当社の法律顧問であるケイマン諸島に所在するコンヤーズ・デイル・アンド・ピアマン法律事務所が、大要以下の内容の法律意見書を提出しております。

- (a) 当社は、ケイマン諸島の法律に基づく有限責任の免除会社として適法に設立され、有効に存続しております。
  - (b) 本書におけるあらゆる記述は、ケイマン諸島の法律に関する限りいずれも真実かつ正確です。
- 以上の意見は、ケイマン諸島の法律に限定して述べられるものです。

## 第2【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
売上高 (千米ドル) (百万円)	174,963 (14,258)	257,676 (20,998)	279,351 (22,764)	32,717 (2,666)	17,018 (1,387)
経常利益/損失( ) (千米ドル) (百万円)	63 (5)	14,830 ( 1,208)	54,789 ( 4,465)	85,360 ( 6,956)	4,391 ( 358)
当期純利益/純損失 ( ) (千米ドル) (百万円)	10,760 (877)	23,497 (1,915)	268,322 ( 21,866)	113,454 ( 9,245)	30,883 (2,517)
純資産額 (千米ドル) (百万円)	382,758 (31,191)	572,472 (46,651)	119,592 (9,746)	1,742 (142)	27,628 (2,251)
総資産額 (千米ドル) (百万円)	765,941 (62,417)	967,099 (78,809)	216,113 (17,611)	39,434 (3,213)	47,532 (3,873)
1株当たり純資産額 (米ドル) (円)	326.93 (26,641.53)	348.24 (28,378.08)	75.15 (6,123.97)	0.05 ( 4.07)	16.72 (1,362.51)
1株当たり当期純利益 /純損失( )金額 (米ドル) (円)	12.23 (996.62)	23.33 (1,901.16)	212.89 ( 17,348.41)	75.56 ( 6,157.10)	20.38 (1,661.06)
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (米ドル) (円)	11.57 (942.84)	23.24 (1,893.83)	- ( - )	- ( - )	- ( - )
自己資本比率 (%)	39.8	37.2	51.7	0.2	53.3
自己資本利益率 (%)	3.7	7.1	113.8	203.3	244.6
株価収益率 (倍)	46.5	9.1	-	-	0.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千米ドル) (百万円)	12,970 ( 1,057)	24,040 (1,959)	57,491 (4,685)	4,834 ( 394)	14,308 ( 1,166)
投資活動による キャッシュ・フロー (千米ドル) (百万円)	95,754 ( 7,803)	157,773 ( 12,857)	82,347 ( 6,710)	9,984 (814)	48,585 (3,959)
財務活動による キャッシュ・フロー (千米ドル) (百万円)	125,122 (10,196)	164,322 (13,391)	27,302 ( 2,225)	47,308 ( 3,855)	10,980 ( 895)
現金及び現金同等物の 期末残高 (千米ドル) (百万円)	97,279 (7,927)	125,373 (10,217)	57,624 (4,696)	5,428 (442)	28,056 (2,286)
従業員数 (人)	1,581	2,423	465	303	293
EBITDA (千米ドル) (百万円)	24,672 (2,011)	28,672 (2,336)	160 ( 13)	2,846 ( 232)	15,089 ( 1,230)

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 2 2008年及び2009年における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しますが、当期純損失を計上しているため記載しておりません。2010年における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が逆希薄化効果を有するため記載しておりません。
- 3 2008年及び2009年における株価収益率( PER )については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
- 4 当社グループの連結財務諸表は、米ドルで表示されております。「円」で表示されている金額は、財務諸表等規則第132条の規定に基づき、2010年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=81.49円で換算された金額です。金額は千米ドル単位(四捨五入)及び百万円単位(四捨五入)で表示されております。なお、当該円換算額は、単に便宜上の表示を目的としており、米ドルで表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。
- 5 当社グループは日本GAAPに準拠して作成された当社グループの財務諸表に関して、EBITDAを営業損益に減価償却費及びのれん償却額等を加えたものと定義しています。当社グループは、EBITDAが当社グループの経営成績の重要な尺度であると考えているため、主要な経営指標として提示しております。詳細については「第3 事業の状況」の「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照下さい。EBITDAは日本GAAPによる計算法ではなく、また、適用可能な一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成された収入又はキャッシュ・フロー計算書のデータと分離して、若しくはそれらの代わりとして考慮することはできません。EBITDAを計算する際に除外された事項(減価償却及びのれん償却額等)は、当社の業績を理解し、かつ評価する際の重要な要素であると理解されています。
- 6 本書に記載される当社グループの開示書類は、財務諸表等の開示規則に基づいて日本GAAPに準拠して作成されています。また、国際財務報告基準(IFRS)に従う財務諸表も、当社の過去の習慣に従い、国際投資家のため作成されています。当社グループに適用される日本GAAPとIFRSの最も重要な差異として、株式交付費、上場関連費用の会計処理、のれんの償却並びに株式報酬に関連するものが挙げられます。詳細に関しては、「第3 事業の状況」の「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、「日本GAAPとIFRSの差異のうち、当社グループの財務報告に重要な影響を与えるもの」をご参照下さい。
- 7 第3期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。



## (2) 提出会社の経営指標等

回次		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
売上高	(千米ドル)	9,371	4,288	2,872	982	725
	(百万円)	(764)	(349)	(234)	(80)	(59)
経常損失	(千米ドル)	6,019	14,603	22,467	16,485	1,167
	(百万円)	(490)	(1,190)	(1,831)	(1,343)	(95)
当期純損失	(千米ドル)	6,019	81,075	204,178	22,499	655
	(百万円)	(490)	(6,607)	(16,638)	(1,833)	(53)
資本金	(千米ドル)	2,389	2,649	3,810	3,882	3,885
	(百万円)	(195)	(216)	(310)	(316)	(317)
発行済株式数	(株)	931,638	1,033,054	1,486,052	1,513,944	1,515,306
純資産額	(千米ドル)	288,053	241,045	54,379	34,011	27,871
	(百万円)	(23,473)	(19,643)	(4,431)	(2,772)	(2,271)
総資産額	(千米ドル)	464,206	467,731	288,956	274,409	273,176
	(百万円)	(37,828)	(38,115)	(23,547)	(22,362)	(22,261)
1株当たり純資産額	(米ドル)	309.17	230.55	35.38	21.37	16.95
	(円)	(25,194.26)	(18,787.52)	(2,883.12)	(1,741.44)	(1,381.26)
1株当たり配当額	(米ドル)	-	-	-	-	-
	(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち1株当たり 中間配当額)	(米ドル)	-	-	-	-	-
	(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純損失 金額	(米ドル)	6.84	80.51	162.00	14.98	0.43
	(円)	(557.39)	(6,560.76)	(13,201.38)	(1,221.01)	(35.25)
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	(米ドル)	-	-	-	-	-
	(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
自己資本比率	(%)	62.0	50.9	18.2	11.8	9.4
自己資本利益率	(%)	2.1	30.8	140.4	53.0	2.3
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	-
配当性向	(%)	-	-	-	-	-
従業員数	(人)	5	5	3	2	1
EBITDA	(千米ドル)	2,802	11,696	12,954	13,227	6,378
	(百万円)	(228)	(953)	(1,056)	(1,078)	(520)

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について、潜在株式が存在しますが、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 3 株価収益率(PER)については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 4 当社の財務諸表及び当社グループの連結財務諸表は、米ドルで表示されております。「円」で表示されている金額は、財務諸表等規則第132条の規定に基づき、2010年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=81.49円で換算された金額です。金額は千米ドル単位(四捨五入)及び百万円単位(四捨五入)で表示されております。なお、当該円換算額は、単に便宜上の表示を目的としており、米ドルで表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。
- 5 当社グループは日本GAAPに準拠して作成された当社グループの財務諸表に関して、EBITDAを営業損益に減価償却費及びのれん償却額等を加えたものと定義しています。当社グループは、EBITDAが当社グループの経営成績の重要な尺度であると考えているため、主要な経営指標として提示しております。詳細については「第3 事業の状況」の「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照ください。EBITDAは日本GAAPによる計算法ではなく、また、適用可能な一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成された収入又はキャッシュ・フロー計算書のデータと分離して、若しくはそれらの代わりとして考慮することはできません。EBITDAを計算する際に除外された事項(減価償却及びのれん償却額等)は、当社の業績を理解し、かつ評価する際の重要な要素であると理解されています。
- 6 本書に記載される当社グループの開示書類は、財務諸表等の開示規則に基づいて、日本GAAPに準拠して作成されています。また、国際財務報告基準(IFRS)に従う財務諸表も、当社の過去の習慣に従い、国際投資家のため作成されています。当社グループに適用される日本GAAPとIFRSの最も重要な差異として、株式交付費、上場関連費用の会計処理、のれんの償却及び株式報酬に関連するものが挙げられます。詳細については、「第3 事業の状況」の「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、「日本GAAPとIFRSの差異のうち、当社グループの財務報告に重要な影響を与えるもの」をご参照下さい。
- 7 第3期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

## 2【沿革】

当社の前身であるXFNは、1999年11月17日に香港で登録、設立されました。XFNは、総合的かつ最も信頼のおける金融情報会社として設立され、中国の金融市場に関して投資判断を行うため必要なマーケット・インデックス、格付、金融ニュース及び分析を提供しておりました。

当社は、XFNの持株会社として2004年1月にケイマン会社法に基づいて設立されました。2004年3月に完了した株式交換取引により、XFNの全株式は当社に譲渡され、それと引換えに当社はXFNの旧株主に対して同等の数の当社の株式を発行いたしました。その結果、当社はXFNの単独株主となり、XFNの旧株主は当社の株主になりました。

当社の商品ラインと営業地域を拡大するため、当社は、2004年に以下の4社を買収いたしました。

- ・ MNI：米国及びヨーロッパに拠点を置く全世界の債券市場及び外国為替市場のニュースサービスを提供する会社
- ・ マージェント：1900年に開始された、公開株式及び債券に関する全世界の企業・金融情報を提供する元ムーディーズ・インベスターズ・サービス部門を引き継いだ会社
- ・ SMRA：全世界の債券調査、経済調査及び統計分析を提供する会社
- ・ G7グループ：通貨・金利変動、金融・財政政策・米国内外の法制度に関する経済・政策分析を提供する会社

2005年度において、当社は、商品ラインと配信ネットワークを拡大するために以下の買収及び新会社の設立を行いました。

- ・ イーコンワールド（発行済株式の60%）：中国、香港及び台湾で「マネー・ジャーナル」という中国金融雑誌を発行している、香港を本拠地とする出版社
- ・ テイラー・ラファティエ：大手独立系のIR及び金融コミュニケーションのコンサルタント会社
- ・ ワシントン・アナリシス：定評ある経済・政治コンサルタント会社
- ・ 新華トップ・スカイ・パブリック・リレーションズ・コンサルティング（北京）カンパニー・リミテッド：PRコンサルティングサービスを行う、北京を本拠とする会社
- ・ 北京・センチュリー・メディア・カルチャー：テレビ番組制作・放映、テレビ広告制作、アニメーション制作を行う、北京を本拠とする制作会社
- ・ POBO（株式資本の60%）：上海を拠点に、インターネット及び衛星を通じて情報システム製品を配信するリアルタイム金融情報プロバイダー
- ・ SFE（同社持分の50%）：上海を拠点とする、中国有数の格付提供会社

2006年度において、当社は、当社グループが提供する商品を更に拡大し、かつ配信ネットワークを拡張するため、主に以下の戦略的買収を行いました。

- ・ ミン・シン・インターナショナル・リミテッド（明聲国際有限公司）（後日「新華ファイナンス・アドバタイジング・リミテッド」に商号変更）：当社グループの中国広告事業についての持株会社
- ・ 北京アルファ・ファイナンシャル・エンジニアリング・リミテッド：中国において金融エンジニアリング及びリスク管理システムの開発に従事する会社
- ・ 北京経観信成広告有限公司：広告会社
- ・ 上海ハイパーリンク・マーケット・リサーチ・カンパニー・リミテッド：市場調査会社
- ・ プレイディア・ソリューションズ・インク：企業向けのデータ自動収集ソフトウェアの開発会社。当該買収後、プレイディア・ソリューションズ・インクは、マージェント・データ・テクノロジー・インクに商号変更しました。
- ・ GLC（同社持分の19.9%）：投資調査並びにグローバルな委任状関連助言及び議決権行使サービスの大手提供会社

2007年度において、当社は、主に以下の買収及び売却を行いました。

- ・ 2007年1月、当社グループは、GLCの残りの持分80.1%を取得いたしました。その後2007年10月に、当社グループは、委任状関連助言及び議決権行使サービス事業から撤退するという戦略的判断の一環として、同社を売却いたしました。議決権行使助言の特性上、上場企業からの独立性を保つことが同事業の発展に最も資する選択であると考えたことから、上記の決定に至ったものです。
- ・ 2007年1月、当社グループの子会社であるマージェントは、リアルタイムの指数計算サービスに関するソフトウェア及びシステムの主要なプロバイダーであるキネティックス・インフォメーション・システムズ・サービスズ・リミテッド（以下「キネティックス」といいます。）を買収しました。
- ・ 2007年3月、当社グループ子会社である新華スポーツ・アンド・エンターテインメント・リミテッド（NASDAQ：XSEL）（旧新華ファイナンス・メディア・リミテッド）が、ナスダック・グローバル・マーケットに上場し、事業拡大のため約200百万米ドル（16,298百万円）の純手取り金を調達しました。上場後、同社は、提供する商品を拡大するために企業

数社を買収しました。XSELは、ラジオの番組編成及びマスメディアを使用しない広告業に従事する会社である声色(ホールディングス)ホンコン・リミテッド、モバイルサービス会社である北京モバイル・インタラクティブ・カンパニー・リミテッド、屋外広告会社であるコンペイ・アドバタイジング・カンパニー・リミテッド及び広告企業グループであるJCBNカンパニー・リミテッドを買収しました。

- ・ 2007年5月、当社は、グレーターチャイナ(大中華圏)市場におけるニュース事業戦略の再編を行い、新華ファイナンス・ニュースの中国以外の地域における一部のニュース事業をトムソン・ファイナンシャルに売却いたしました。
- ・ 2007年12月、当社グループの子会社であるマージェントは、幅広い債券のデータ及び時価評価サービスの提供に関して、ムーディーズ・エバリュエーションズと提携しました。同取引の一環として、ムーディーズは、マージェントの時価評価サービス部門の資産を取得しました。

2008年度において、当社は、当社の事業戦略を検証するファイナンシャル・アドバイザーを起用しました。かかる検証は、当社が最も強みとする中国の金融情報セクターに関する価値の高い情報を提供する事業に当社の経営資源を集中させることを目標に当社が株主価値を向上させる機会を評価することを目的としております。当社は引き続き、事業の効率化を進めると同時に、中国における中核事業の成長に取り組んで参ります。

これらの目標を念頭において、当社は、2008年7月にマージェント及びキネティックを売却しました。2008年11月には、当社は新華PRニュースワイア及びG7グループの一部資産を売却しました。2008年12月には、当社は、ワシントン・アナリシス及びテイラー・ラファティエについては一部の資産を売却し、アジア圏におけるニュース事業から撤退しました。

かかる一連の売却は、これらの事業が中国市場に重点を置く当社の全般的戦略にもはや適合せず、他方において、これらの事業の売却により、当社に最大限の価値がもたらされとの判断に基づくものです。

マージェント及びキネティックの売却による手取金約49百万米ドル(3,993百万円)は、2008年9月に当社の2011年満期利率10%保証付優先社債(以下「社債」といいます。)の償還に充てられました。

当社は、2008年12月31日、当社が保有していたXSEL株式であるB種普通株式(以下「B種株式」といいます。)をA種普通株式(以下「A種株式」といいます。)に転換し、これによりXSELに対する複数議決権を放棄しました。当社が保有していたB種株式は普通株式ですが、1株あたりの議決権の個数がA種株式は1個であるのに対して、B種株式は10個であり、その結果として、当社はXSELの約82%の議決権を有しておりました。B種株式の議決権の個数が多い点以外は、2種類の株式の権利は全く同等です。このように2種類の普通株式が存在する構造は、XSELが新規株式公開を行った後も引き続き同社に対する当社の支配が及ぶようにするために構築されたものです。B種株式の転換後、当社は、2008年12月31日時点において発行済A種株式の約32%の議決権を有することとなり、B種株式はすべて消滅しました。

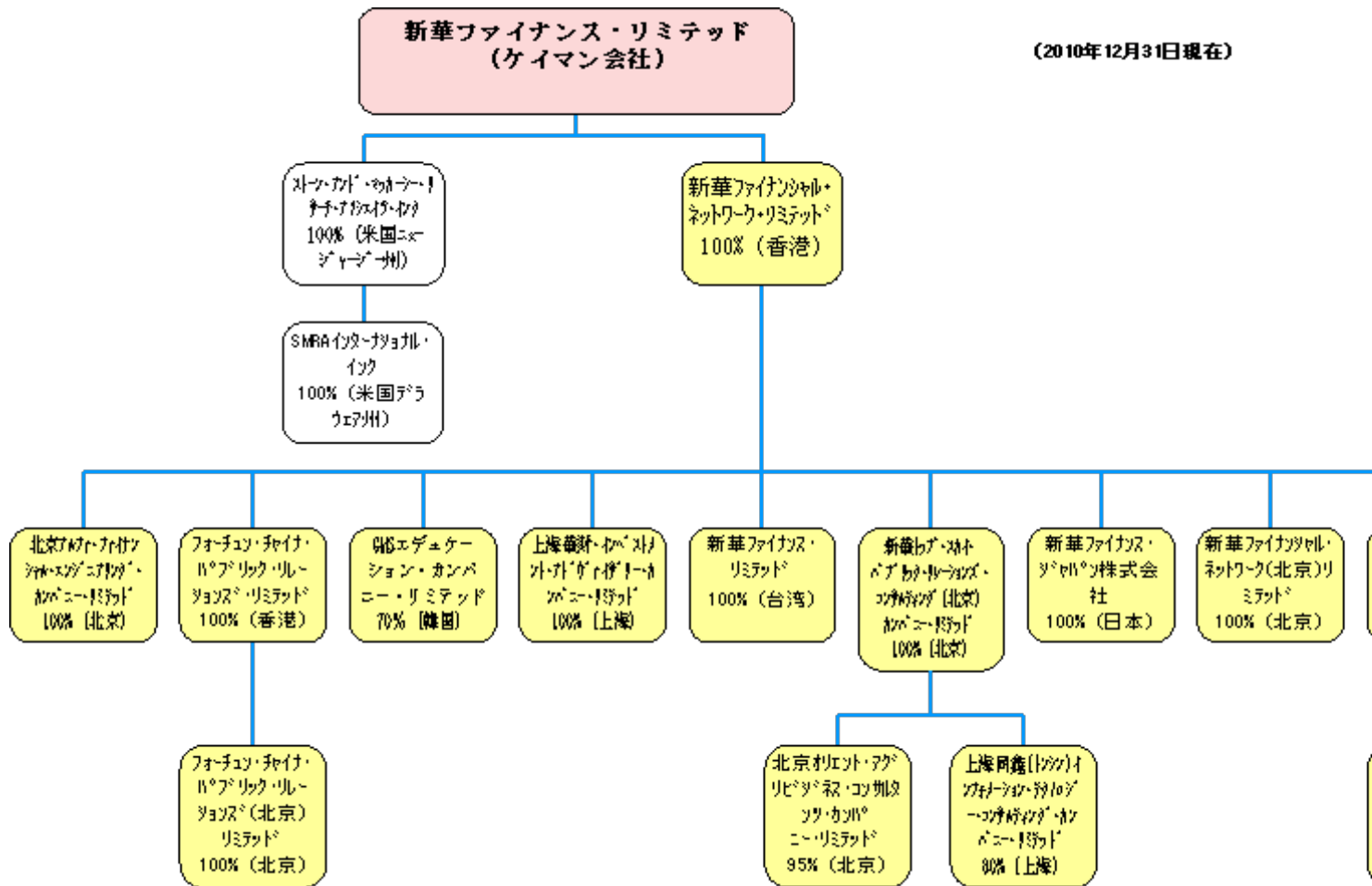
2009年12月には、当社はFXIを連結子会社の範囲から除外しました。FXIは当社が50%、FTSEが50%の持分を保有しておりました。従来、FXIのマネージング・ディレクターを当社が指名し、当社がFXIのマネジメントを支配していたことから、同社は当社の連結子会社とされてきましたが、当社の指名したFXIのマネージング・ディレクターを辞任したこと、及び後任者が選任されなかったことから、2009年12月1日より、FXIは当社の持分法適用関連会社となりました。

中国における規制の変更により、2009年1月、当社はSFEに対する持分を売却し、2009年12月に、信用格付け部門をすべて解散しました。2009年1月、中国において当社グループの中核事業に経営資源を集中しようという当社の継続的な企業努力の一環として、当社はMNIの売却を完了しました。2009年、当社は社債について、元本42百万米ドル(3,423百万円)を償還しました。

当社は、2010年1月、上海新華-TZYD・メディア・カンパニー・リミテッドを設立しました。2010年9月には、当社が当社の100%子会社であるXFNを通じて間接的に保有するPOBOの全株式を売却し、当社がXFNを通じて間接的に保有するFXIの全株式をFTSEインターナショナル・リミテッドへ売却しました。2010年10月には、当社は、社債の残高の全額を償還しました。また、2010年11月には、XFNを通じて、学習進学塾を運営するGMSの株式の70%を取得しました。2010年12月には当社の経営戦略の見直しの一環として、新華ファイナンシャル・ネットワーク・コリア・カンパニー・リミテッドの株式の売却を完了しました。

2010年12月31日現在の当社グループの組織(重要性の低い子会社等を除きます。)は、以下のとおりです。

[次へ](#)





## 当社グループの主要な出来事

当社グループの主な出来事は以下のとおりです。

年月	主要な出来事
1999年11月	新華ファイナンシャル・ネットワーク・リミテッド(XFN)が香港で設立される。
2000年12月	新華FTSEインデックス共同提携事業が発足する(マーケット・インデックス)。
2004年1月	新華ファイナンス・リミテッド(XFL)を設立する。
2004年3月	株式交換を通じ、当社を持株会社化するための再編を行う。
2004年3月	MNIの買収を完了する(金融ニュース・分析)。
2004年6月	マーゼント、G7グループ及びSMRAの買収を完了する(格付、金融ニュース・分析)。
2004年10月	東証マザーズに上場する(証券コード9399)。
2005年6月	当社のIRサービスを強化するため、主要な世界的IRサービス会社であるテイラー・ラファティアーを買収する(IR)。
2005年7月	スポンサー付きレベル1の米国預託証券(ADR)ファシリティ(シンボル:XHFNY、CUSIP番号:98417G105)を設定する。
2005年7月	新華トップ・スカイ・パブリック・リレーションズ・コンサルティング(北京)カンパニー・リミテッドを設立する。
2005年7月	主要な企業リサーチ会社であるワシントン・アナリシスを買収する(金融ニュース・分析)。
2005年12月	第三者割当による株式会社ニッシン(現在のNISグループ株式会社)への株式発行(これにより同社は当社の主要株主の一社となる。)
2006年8月	投資調査並びにグローバルな委任状関連助言及び議決権行使サービスの大手提供会社であるGLCの持分19.9%を取得する(格付)。
2006年11月	1億米ドル(8,149百万円)の2011年満期利率10%保証付優先社債を発行する。
2007年1月	グローバルな委任状関連助言及び議決権行使助言の世界有数の独立系提供会社であるGLCに関し残りの80.1%の株式持分の取得を完了する(格付)。
2007年3月	子会社であるXSELがナスダック・グローバル・マーケットに上場し(銘柄記号:XSEL(旧XFML)、約200百万米ドル(16,298百万円)の純手取金を調達する(情報配信)。
2007年10月	GLCをオンタリオ教員年金基金に売却する(格付)。
2008年6月	2011年満期利率10%保証付優先社債1億米ドルの保有者が社債の契約書の変更同意する。
2008年7月	非中核資産の一部を売却して当社が優位性を持つ中国市場に集中するため、マーゼント及びキネティックをプライベート・エクイティ・ファンドであるカルーセル・キャピタル・パートナーズ・III・エルピーに売却する(マーケット・インデックス)。
2008年9月	2011年満期利率10%保証付優先社債1億米ドルのうち49百万米ドル(3,993百万円)を償還する。
2008年12月	ワシントン・アナリシスをGLCに売却する(金融ニュース・分析)。
2008年12月	当社が保有するXSELのB種株式をA種株式に転換し、XSELに対する複数議決権を放棄する(情報配信)。
2009年1月	SFEの持分株式を売却する(格付)。
2009年1月	MNIをドイチェ・ボルサ・エージーに売却する(金融ニュース及び分析)。
2009年3月	2011年満期利率10%保証付優先社債1億米ドルのうち39百万米ドル(3,178百万円)を償還する。
2009年4月	2011年満期利率10%保証付優先社債1億米ドルのうち300百万米ドル(244百万円)を償還する。
2009年9月	2011年満期利率10%保証付優先社債1億米ドルのうち20百万米ドル(16百万円)を償還する。
2009年12月	FXIを連結子会社の範囲から除外する(マーケット・インデックス)。
2010年1月	上海新華-TZYD・メディア・カンパニー・リミテッドを設立する。
2010年9月	FXI株式のFTSEインターナショナル・リミテッドへの売却を完了する(マーケット・インデックス)。
2010年10月	2011年満期利率10%保証付優先社債1億米ドルの残高の全額である1,010百万米ドル(823百万円)を償還する。
2010年11月	学習進学塾を運営するGMS株式の70%を取得する(教育事業)。
2010年12月	新華ファイナンシャル・ネットワーク・コリア・カンパニー・リミテッドの株式を売却する。

注：当社は、スポンサー付きレベル1の米国預託証券(ADR)ファシリティ(シンボル:XHFNY、CUSIP番号:98417G105)を2011年4月に廃止しております。

### 3【事業の内容】

#### (1) 概要

当社グループは、中国の市場や事業機会とグローバル・マーケットとを橋渡しする、中国における金融ソリューション及びサービスのプロバイダーです。中国の市場や事業機会とグローバル・マーケットとを橋渡しする役を担っています。当社グループのグローバル・ネットワークやローカル・ノウハウは大手金融機関や企業によって活用されています。グループの設立は1999年11月で、当社は上海に事業本部を構えています。

当社グループが提供する主要なサービスの概要は、以下のとおりです。

- ・ 金融ソリューション及びサービス (Financial Solutions and Services) :  
当社グループの金融ソリューション及びサービス事業は、各機関、ファンド、政府機関及び個人に対し、総合的なマーケットリスク分析、農業リサーチ及びコンサルティング、商品情報、フィナンシャル・アドバイザー並びに金融情報を提供しています。

2010年9月、当社グループは、FXI株式のFTSEインターナショナル・リミテッドへの売却を完了しました。

当社グループのオフィス所在地は、香港、北京、上海、深?、台北、東京、ソウル、シンガポール、ロンドン、ニューヨーク及びプリンストンです。2010年12月31日現在、当社グループは、全世界に293名の従業員を有しています。

#### (2) 当社グループの歩み

当社グループは、2004年3月までXFN及びその子会社を通じて業務を行っておりました。XFNは、中国に関する透明かつ信頼できる金融情報及びデータに対するニーズが増加することを予想して設立されました。当社グループは、設立以来、急速に成長して参りました。1999年から2003年にかけての発展初期段階においては、当社グループの成長戦略は、主に、当社グループの事業分野における国内・国際市場のリーダーとの戦略的パートナーシップを主眼としておりました。その後、当社グループは、個々の業界における国内・国際市場のリーディング企業の買収を基本とする積極的な買収戦略を追求して参りました。かかる買収により、当社グループは以下のことが可能となりました。

- ・ 金融商品の開発に関する世界的に確立された専門知識を中国に導入すること
- ・ 中国の投資家に対して国際市場を評価するための国際情報・データを提供すること
- ・ サービスの多様化及び内容の充実を図ること
- ・ 当社グループの国際販売ネットワークを拡張すること
- ・ 業務提携による収益分配よりも、100%の収益を確保すること

2004年には、米国及びヨーロッパに拠点を置き、全世界の債券市場及び外国為替市場のニュースサービスを提供するMNI、1900年に起源が遡る公開株式及び債券に関連する全世界の企業・金融情報を提供する元ムードィーズ・インベスターズ・サービス部門を引き継いだマーゼント、全世界の債券及び経済リサーチサービスと統計サービスの提供会社であるSMRA、通貨・金利変動、金融・財政政策・米国内外の法制度に関する経済・政策分析サービスの提供会社であるG7グループを買収いたしました。

当社グループは、2005年5月に中国語による幅広い出版物及び中国金融市場に関する雑誌を発行し、香港を本拠地とするメディア企業のイーコンワールドを、2005年6月にグローバルIR、海外金融コミュニケーションのコンサルタント会社であるテイラー・ラファティエを、及び2005年7月にワシントンD.C.を本拠地とする経済・政治コンサルタント会社であるワシントン・アナリシスをそれぞれ買収いたしました。2005年7月には、北京を本拠地としてPRコンサルティングサービスを行う会社である新華トップ・スカイ・パブリック・リレーションズ・コンサルティング(北京)カンパニー・リミテッドを設立しました。2005年9月に当社グループは、北京を本拠とするテレビコンサルティング会社である北京センチュリー・メディア・カルチャー及びインターネット及び衛星を通じて情報システム製品を送信する上海を本拠とするリアルタイム金融情報プロバイダーであるPOBOを買収しました。2005年11月に、当社はノミニエを通じてSFEの50%の持分を買収しました。中国における外国人株式保有規制により、北京センチュリー・メディア・カルチャー、SFE及びPOBOに対する当社の出資持分は、当社に代わって持分を保有する中国のノミニエ株主を通じて保有されています。当社は、これらのノミニエ株主との間で、一連の契約を締結しております。これらの契約の結果、当社は、かかるノミニエ株主の持分について、これらの会社の実質的保有者と考えられ、その結果、これらの会社の業績は、当社の連結財務諸表に連結されます。



2006年1月、当社グループは、当社グループの中国広告事業についての持株会社であるミン・シン・インターナショナル・リミテッド(後日「新華ファイナンス・アドバタイジング・リミテッド」に商号変更)の買収を完了しました。2006年7月、当社グループは、中国において金融エンジニアリング及びリスク管理システムの開発に従事する会社である北京アルファ・ファイナンシャル・エンジニアリング・リミテッドを買収しました。2006年7月、当社グループの子会社であるマージェントは、企業向けのデータ自動収集ソフトウェアの開発会社であるプレイディア・ソリューションズ・インクを買収しました。当該買収後、プレイディア・ソリューションズ・インクは、マージェント・データ・テクノロジー・インクに商号変更しました。2006年8月、当社グループは、投資調査並びにグローバルな委任状関連助言及び議決権行使サービスの大手提供会社であるGLCの持分19.9%を取得しました。2006年9月、当社グループは、広告会社である北京経観信成広告有限公司及び市場調査会社である上海ハイパーリンク・マーケット・リサーチ・カンパニー・リミテッドの買収を完了しました。

2007年1月、当社グループの子会社であるマージェントは、リアルタイムの指数計算サービスに関するソフトウェア及びシステムの主要なプロバイダーであるキネティック・インフォメーション・システムズ・サービス・リミテッドを買収しました。同月、当社グループは、GLCの残りの持分80.1%を買い取るにより同社の買収を完了しました。その後2007年10月に、当社グループは、戦略的判断の一環として当社グループが保有する同社持分を売却し、委任状関連助言及び議決権行使サービス事業から撤退いたしました。議決権行使助言の特性上、上場企業からの独立性を保つことが同事業の発展に最も資すると思ったことから、上記の決定に至ったものであります。2007年3月9日、当社グループ子会社であるXSELがナスダック・グローバル・マーケットに上場し、事業拡大のため約200百万米ドル(16,298百万円)の純手取り金を調達しました。上場後、XSELは、提供する商品を拡大するために企業数社を買収しました。これらの被買収企業には、ラジオの番組編成及びマスメディアを使用しない広告業に従事する会社である声色(ホールディングス)ホンコン・リミテッド、モバイルサービス会社である北京モバイル・インタラクティブ・カンパニー・リミテッド、屋外広告会社であるコンペイ・アドバタイジング・カンパニー・リミテッド及び広告グループであるJCBNカンパニー・リミテッドが含まれております。

2007年5月、当社は、グレーターチャイナ(大中華圏)市場におけるニュース事業戦略の再編を行い、新華ファイナンス・ニュースの中国以外の地域における一部のニュース事業をトムソン・ファイナンシャルに売却いたしました。2007年12月には、当社グループの子会社であるマージェントは、株式及び債券のいずれをもカバーする幅広い値付けサービスの提供に関して、ムーディーズ・エバリュエーションズと提携しました。同取引の一環として、ムーディーズは、マージェントの時価評価サービス部門の資産を取得しました。

2008年度において、当社は、当社の事業戦略を検証するファイナンシャル・アドバイザーを起用しました。かかる検証は、当社が最も強みとする中国の金融情報セクターに関する価値の高い情報を提供する事業に当社の経営資源を集中させることを目標に当社が株主価値を向上させる機会を評価することを目的としております。

これらの目標を念頭に置いて、当社は、2008年7月にマージェント及びキネティックを売却しました。2008年11月、当社は新華PRニュースワイア及びG7グループの一部の資産を売却しました。2008年12月には、当社は、ワシントン・アナリシス及びテイラー・ラファティエについては一部の資産を売却し、アジアニュース事業から撤退しました。

かかる一連の売却は、これらの事業が中国市場に重点を置く当社の全般的戦略にもはや適合せず、他方において、これらの事業の売却により、当社に最大限の価値がもたらされるとの判断に基づくものです。

2008年12月31日、当社はXSELの株式持分についてB種株式からA種株式に転換し、XSELに対する複数議決権を放棄いたしました。

2009年、当社は既存事業に注力する一方で、新しい事業の方向性を定めるために機会を探求するという保守的なアプローチをとりました。中国における規制の変更により、2009年1月、当社はSFEに対する持分を売却し、2009年12月に、信用格付け部門をすべて解散しました。さらに、2009年1月、中国において当社グループの中核事業に経営資源を集中する当社の継続的な企業努力の一環として、MNIの売却を完了しました。

2010年、当社は既存事業の強化に注力するとともに、中国において成長率の高い分野へ進出するため、幾つかのプロジェクトに着手いたしました。2010年11月には、韓国においてGMSエデュケーション・カンパニー・リミテッドの株式を取得し、成長を続ける中国の学習進学塾産業に進出する足がかりを築きました。

### (3) 当社グループの強み

当社グループの主な強みは、以下のとおりであると考えております。

#### ・ 中国へのフォーカス :

中国の急速な経済成長に伴い、世界の金融市場において一般的に用いられる方法論に準拠して開発された、金融ソリューション及びサービスの提供が不足しております。当社グループは、成長著しい中国市場への参加に関心を寄せる投資家が必要とする金融ソリューション及びサービスを提供することに注力し続けてきました。このような当

社グループによる中国市場の重視及び当社グループの現地における実施能力により、他社のサービスとの差別化を図っており、当社グループは、引き続き世界経済において極めて重要な役割を果たしている中国に関する実用的な情報及びデータを提供することが可能となっています。

・ 国際経験を有する強固な経営陣：

国際経験豊富な上級経営陣は、革新的な事業計画の策定、優れたビジネスチャンスの獲得、様々な分野における専門性の活用に注力しています。当社グループの経営陣は、中国の金融ソリューション及びサービス事業における経験豊かな人材を擁しています。当社グループは、当社グループの経営陣が、ビジネス環境の変化に対応しつつ、事業戦略を効果的に発展させ、実行することができると確信しております。

・ グローバル商品を中国で展開した実績

当社グループは設立以来、数々のグローバル商品、サービス及びメソッドを中国市場で展開してきた優れた実績を有しており、中国における先駆者として高い評価を得てきました。当社グループは公開情報としての総合インデックスサービス、ニュースワイヤーサービス及びPI格付けの提供を最初に開始した企業であります。当社グループは、引き続き当該事業エリアでの実績とノウハウを活用していくとともに、新しい商品やサービスを中国において展開していきます。

・ 中国と世界を結ぶ能力

当社グループは、国際経験豊富な上級経営陣とグローバル商品を中国で展開した実績により、中国と世界を結ぶ能力と経験を有しています。当社グループは、中国内外の顧客に向けて革新的なサービスや商品を展開もしくは提供するに当たり、グローバル・ネットワーク、グローバル・マーケットにおいて標準化された手法の遵守及び中国市場に関する高度な知識を活用することができます。

#### (4) 当社グループの機会

##### (i) 現在の市場での地位

当社グループが複合的な戦略及び急速な成長を続ける中国市場への注力によってこれまでに創造してきた商品とサービス基盤により、以下のことが可能となります。

- ・ 中国市場のため、国際金融市場で一般的に利用されている方法に準拠して開発された情報商品及びソリューションを提供すること。
- ・ 国際市場に関心を持つ中国の顧客ニーズを満たすため、グローバル商品を中国国内へ提供すること。
- ・ 中国企業が国際的な投資家層の要求に応じ、かつそれを満たすことを可能にすること。

##### (ii) 成長戦略

当社は、金融ソリューション及びサービス事業における独自のコア・コンピタンスを活用して、近年、金融メディアと並んで農業・現物商品などの分野へ事業を拡大して参りました。当社は引き続き、既存事業の拡大を視野に入れつつ、中国において成長率の高い事業分野への進出を行っております。当社は、将来的には、金融ソリューション及びサービスを提供する会社から、教育、環境保護等、中国において急速に成長する社会的関心の高い産業分野において事業を展開するグループ企業へと、その企業目的を徐々に移行させることを目指しています。

#### (5) 当社グループのサービス

##### (i) 金融ソリューション及びサービス

###### 概要

当社グループの金融ソリューション及びサービス事業は、各機関、ファンド、政府機関及び個人に対して総合的なマーケットリスク分析、農業リサーチ及びコンサルティング、商品情報、フィナンシャル・アドバイザー並びに金融情報を提供しています。

マーケットリスク分析：当社グループのマーケットリスク分析及びレポート部門は、金融機関が主に株式市場とファンドマネジャー向けに投資リスク分析レポートを作成する手助けとなっています。当社グループは、当社子会社であるSMRAを通じて、市場スナップショット、経済データ及び市場サマリー、イベントカレンダー並びに経済データライブラリーに加え、各日中、各日及び各週の解析を通じた市場のプロフェッショナルであり続けています。

農業リサーチ及びコンサルティング：当社グループは、コンサルティング、分析及び産業リサーチ並びにその他多くのソリューションを含む農業関連分野における総合的な情報サービス及びコンサルティングサービス事業を展開しております。当社グループの子会社であるBOABCは、農業により影響を受ける政府政策、製品、産業連環及び他の産業について詳細な分析を提供しています。

商品情報：当社グループは、中国の商品ブローカーに対しリアルタイムのコンテンツを提供しています。当社グループは、当社子会社であるトンシンを通じて、先物取引、スポット価格、ニュース及び詳細な分析をショートメッセージによって40,000以上の受信契約者に対して配信しています。当社グループは、現在は商品・先物データに重点を置いています。鉄鋼等その他主要な種類の資産へと拡大する予定です。

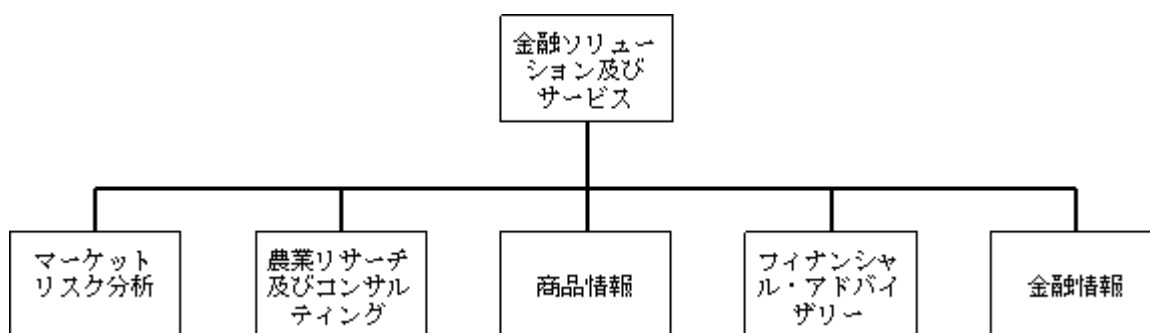
フィナンシャル・アドバイザー：当社グループの戦略上のスタンスは、中国企業とグローバルな資本市場との橋渡し役を担うことにあります。当社グループの競争優位性は、中国企業のグローバル・ファイナンス、IPO及びM&Aに関するサービスの提供を含む、産業連環全体にわたる総合的なフィナンシャル・アドバイザー業務の提供が可能である点にあります。

金融情報：当社グループは、「マネージャーナル」、「リスクプロフェッショナル」及びその他農業関連の雑誌を含む様々な雑誌を個人及び各機関を対象として発刊しています。

#### 競合関係

金融ソリューション及びサービス事業での競合関係は、ある分野では限定的である一方で、その他の分野では非常に厳しいものとなっています。農業リサーチ及びコンサルティング部門に関しては、市場においてわずかな数の会社と競合関係にあります。特殊な農業関係の調査を行う小規模の会社は存在するものの、その商品は限られており、現在のところ当社グループと事実上競合していません。商品情報部品では、市場において厳しい競合関係にあります。マーケットリスク分析部門では、最近他のベンダーも市場に参入し始めたものの、最初にかかるサービスを市場に供給したのは当社グループです。金融情報部門の競合関係は、発刊する雑誌によって異なります。「リスクプロフェッショナル」及び農業関連雑誌は市場において指導的地位にある一方で、「マネージャーナル」は市場において厳しい競合関係にあります。

当社グループのサービスを事業図にすると以下のとおりです。



当社は、2010年11月のGMSの株式の取得及び2011年1月のキジューン・エデュケーション・カンパニー・リミテッドの株式の取得に伴い、教育事業への進出の準備を行っております。GMS及びキジューン・エデュケーション・カンパニー・リミテッドは、中等学校及び高等学校の生徒を対象とした学習進学塾を運営する会社です。当社は、将来的には、金融ソリューション及びサービスを提供する会社から、教育、環境保護等、中国において急速に成長する社会的関心の高い産業分野において事業を展開するグループ企業へと、その企業目的を徐々に移行させることを目指しています。当社は、急速に成長する社会的関心の高い産業分野の1つである教育分野に着目しています。

## 4【関係会社の状況】(2010年12月31日現在)

## (1) 親会社の状況

当社には、親会社はありません。

## (2) 連結子会社の状況

2010年12月31日現在の当社のグループの主要な連結子会社及び関連会社の状況は、以下のとおりです。

名称	住所	主要な事業の内容	議決権に対する提出会社の所有割合	資本金	当社との関係
北京アルファ・フィナンシャル・エンジニアリング・カンパニー・リミテッド (Beijing Alpha Financial Engineering Co., Ltd)	中華人民共和国、北京、平谷区	ソフトウェア技術開発	100% (100%)	2,500,000.00 人民元	該当事項なし
北京オリेंट・アグリビジネス・コンサルタント・カンパニー・リミテッド (Beijing Orient Agribusiness Consultant Co., Ltd.)	中華人民共和国、北京、朝陽区	農業情報の提供	95% (95%)	2,878,000.00 人民元	該当事項なし
フォーチュン・チャイナ・パブリック・リレーションズ・リミテッド (Fortune China Public Relations Limited)	香港、上環	PR及びIRサービスの提供	100% (100%)	1,000,000.00 香港ドル	・取締役1名兼任 ・当社より経営・マーケティング・財務・法務・運営その他の業務を提供
フォーチュン・チャイナ・パブリック・リレーションズ(北京)リミテッド (Fortune China Public Relations (Beijing) Limited)#	中華人民共和国、北京、宣武区	PRの企画立案及びコミュニケーションコンサルティングサービス、情報サービス及びコンファレンスサービス、展示サービス並びにデザイン製作及びグラフィック製造	100% (100%)	300,000.00 香港ドル	該当事項なし
GMSエデュケーション・カンパニー・リミテッド (GMS Education Co., Ltd.)	韓国、ソウル市	学習進学塾の運営	70% (70%)	100,000,000.00 韓国ウォン	該当事項なし

名称	住所	主要な事業の内容	議決権に対する提出会社の所有割合	資本金	当社との関係
上海華財インベストメント・アドバイザリー・カンパニー・リミテッド (Shanghai Huacai Investment Advisory Company Limited) #	中華人民共和国、上海、長寧区	ビジネスコンサルティング業	100% (100%)	7,500,000.00 米ドル	該当事項なし
上海同?(トンシン)インフォメーション・テクノロジー・コンサルティング・カンパニー・リミテッド (Shanghai TongXin Information Technology Consulting Co., Ltd.) #	中華人民共和国、上海、楊浦区	コンピュータ・ソフトウェア及びハードウェアの提供に関するサービス並びに情報コンサルティング	80% (80%)	500,000.00 人民元	該当事項なし
上海新華 - TZYD・メディア・カンパニー・リミテッド (Shanghai Xinhua-TZYD Media Co., Ltd.) #*	中華人民共和国、上海、盧湾区	広告代理店	100% (100%)	1,000,000.00 米ドル (払込済資本金： 440,000.00 米ドル)	該当事項なし
SMRAインターナショナル・インク (SMRA International, Inc.) #	アメリカ合衆国、ニュージャージー州、スキルマン	分析レポートの提供	100% (100%)	1.00 米ドル	取締役2名兼任
ストーン・アンド・マッカーシー・リサーチ・アソシエイツ・インク (Stone & McCarthy Research Associates, Inc.) #	アメリカ合衆国、ニュージャージー州、プリンストン	分析レポートの提供	100%	181.82 米ドル	・取締役2名兼任 ・当社より経営・マーケティング・財務・法務・運営その他の業務を提供
新華ファイナンス・ジャパン株式会社 (Xinhua Finance Japan Limited) #	東京都港区	金融情報サービスの提供	100% (100%)	119,000,000 円	・取締役1名兼任 ・当社より経営・マーケティング・財務・法務・運営その他の業務を提供
新華ファイナンス・リミテッド(台湾) (Xinhua Finance Limited (Taiwan)) #	台湾、台北、敦化北路	金融情報サービスの提供	100% (100%)	1,000,000.00 新台湾元	当社より経営・マーケティング・財務・法務・運営その他業務を提供
新華ファイナンシャル・ネットワーク・リミテッド (Xinhua Financial Network Limited) #	香港、上環	金融情報サービスの提供	100% (100%)	1,464,766.68 香港ドル	・取締役1名兼任 ・当社より経営・マーケティング・財務・法務・運営その他の業務を提供

名称	住所	主要な事業の内容	議決権に対する提出会社の所有割合	資本金	当社との関係
新華ファイナンシャル・ネットワーク(北京)リミテッド(Xinhua Financial Network (Beijin) Limited) #	中華人民共和國、北京、朝陽区	金融情報サービスの提供	100% (100%)	2,550,000.00 米ドル	・取締役1名兼任 ・当社より経営・マーケティング・財務・法務・運営その他業務を提供
新華ファイナンシャル・ネットワーク(上海)リミテッド(Xinhua Financial Network (Shanghai) Limited) #	中華人民共和國、上海、盧湾区	金融情報サービスの提供	100% (100%)	10,750,000.00 米ドル (払込済資本金： 7,750,000.00 米ドル)	・取締役1名兼任 ・当社より経営・マーケティング・財務・法務・運営その他の業務を提供
新華トップ・スカイ・パブリック・リレーションズ・コンサルティング(北京)カンパニー・リミテッド(Xinhua Top Sky Public Relations Consulting (Beijing) Co., Ltd.) #	中華人民共和國、北京、朝陽区	PR、展示、投資、企業管理、経済情報、金融コンサルティング及びプランニングならびに企業イメージのデザイン	100% (100%)	2,150,000 米ドル	該当事項なし

(注) 1 その他当社グループの子会社は8社存在しますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 議決権に対する提出会社の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数です。

3 #の付されている子会社は特定子会社です。

4 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している子会社はありません。

- 5 \*を付した子会社は債務超過会社です。当社子会社のうち、債務超過会社の債務超過の額は、2010年12月末時点で以下のとおりとなっております。

名称	千米ドル	百万円
フォーチュン・チャイナ・パブリック・リレーションズ・リミテッド	709	58
新華ファイナンシャル・ネットワーク(上海)リミテッド	4,819	393
新華ファイナンシャル・ネットワーク(北京)リミテッド	6,280	512
新華ファイナンス・リミテッド(台湾)	396	32
SMRAインターナショナル・インク	1,360	256
ストーン・アンド・マッカーシー・リサーチ・アソシエイツ・インク	175	14
新華ファイナンス・ジャパン株式会社	1,503	122
北京アルファ・フィナンシャル・エンジニアリング・カンパニー・リミテッド	41	3
チャイナ・フィナンシャル・ニュース・リミテッド (China Financial News Ltd.)	378	31
AFX-アジア・ピーティーイー・リミテッド (AFX-Asia Pte Ltd.)	1,940	158
テイラー・ラファティー・アソシエイツ・インク (Taylor Rafferty Associates, Inc.)	7,609	620
上海新華-TZYD・メディア・カンパニー・リミテッド	243	20

6 連結売上高に占める割合が10%を超える当社子会社の主要な損益情報等

- (1) 上海同?(トンシン)インフォメーション・テクノロジー・コンサルティング・カンパニー・リミテッド
- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| 売上高          | 1,720千米ドル(140百万円) |
| 経常利益/損失( )   | 117千米ドル(10百万円)    |
| 当期純利益/純損失( ) | 96千米ドル(8百万円)      |
| 純資産額         | 314千米ドル(26百万円)    |
| 総資産額         | 1,301千米ドル(106百万円) |
- (2) フォーチュン・チャイナ・パブリック・リレーションズ(北京)リミテッド
- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| 売上高          | 2,721千米ドル(222百万円) |
| 経常利益/損失( )   | 20千米ドル(2百万円)      |
| 当期純利益/純損失( ) | 20千米ドル(2百万円)      |
| 純資産額         | 24千米ドル(2百万円)      |
| 総資産額         | 1,221千米ドル(99百万円)  |
- (3) 上海新華-TZYD・メディア・カンパニー・リミテッド
- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| 売上高          | 2,013千米ドル(164百万円) |
| 経常利益/損失( )   | 302千米ドル(25百万円)    |
| 当期純利益/純損失( ) | 302千米ドル(25百万円)    |
| 純資産額         | 243千米ドル(20百万円)    |
| 総資産額         | 440千米ドル(36百万円)    |



## (3) 持分法適用の関連会社の状況

名称	住所	主要な事業の内容	議決権に対する提出会社の所有割合	資本金	当社との関係
新華スポーツ・アンド・エンターテインメント・リミテッド	ケイマン諸島、グランド・ケイマン	投資持株会社	24.76%	202,620.32米ドル	・取締役1名兼任。 ・当社は企業間貸付を実行

(注) 1 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している関連会社はありません。

2 XSELは債務超過会社であり、債務超過の額は、2010年12月末時点で53,488千米ドル(4,359百万円)となっております。なお、同社の債務超過額につきましては、監査が終了していないため、変動する可能性があります。

3 当社の持分法適用関連会社であるXSELは、主要な債権者からの借入金の返済が困難となったため、2011年4月1日付でケイマン諸島の裁判所に対し、裁判所の承認を条件として清算人を選定するための申立てを行いました。また、同日付で、同社の米国預託証券が米国NASDAQ市場を上場廃止となっております。

## (4) その他の関係会社の状況

該当事項はありません。

## 5【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

2010年12月31日の時点で、当社グループは293名の従業員を有しております。地域ごとの従業員の数、以下の表のとおりです。

	従業員数(人)
中国	266
欧州	2
その他アジア	9
米国	16
計	293

(注) 当事業年度中の従業員数の減少は、POBO株式の売却、韓国オフィスの閉鎖及び従業員の退職によるものです。

## (2) 提出会社の状況

2010年12月31日の時点で、当社の従業員は1名となっております。

従業員数	1人
年齢	50才
勤続年数	10.75年
給与	1年あたり、282千米ドル (23百万円)

## (3) 労働組合の状況

当社グループの従業員との労使協約又は団体交渉協約はなく、また雇用問題に関する重要な紛争、申立て、調査及び訴訟も存在しません。

### 第3【事業の状況】

以下の当社グループの財政状態及び経営成績の検討及び分析は、本報告書に添付された財務諸表及び注記に関連づけて読まれる必要があります。別段に示されない限り、当社グループの財務諸表及び以下に記載される財政状態及び経営成績の検討及び分析は、日本GAAPに従って作成されております。また、かかる財政状態及び経営成績の検討及び分析は、将来の事実及び経営成績に関する当社グループの現時点における見解を反映した予想を含んでおります。当社グループの実際の経営成績は、「事業等のリスク」における記述を含むいくつかの要因の結果によりこれらの予想と大きく異なる可能性があります。

#### 1【業績等の概要】

「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照下さい。

##### (1) 顧客所在地別売上高

当社グループの売上高を地域別に区分した百分比で示すと以下のとおりになります。

	2010年12月期		
	(千米ドル)	(百万円)	構成比
アジア	13,564	1,105	79.7%
北米	3,131	255	18.4%
日本	323	26	1.9%
その他	-	-	0.0%
計	17,018	1,387	100.0%

	2009年12月期		
	(千米ドル)	(百万円)	構成比
アジア	27,342	2,228	83.6%
北米	4,966	405	15.2%
日本	383	31	1.2%
その他	26	2	0.0%
計	32,717	2,666	100.0%

##### (2) 2010年12月31日に終了した会計年度(2010年度)のキャッシュ・フロー分析

###### 営業活動によるキャッシュ・フロー

2009年度における営業活動によるキャッシュ・フロー支出が4,834千米ドル(394百万円)であったのに対し、2010年度における営業活動によるキャッシュ・フロー支出は、14,308千米ドル(1,166百万円)となりました。これは主に、営業損失15,542千米ドル(1,267百万円)によるものです。

###### 投資活動によるキャッシュ・フロー

2009年度における投資活動によるキャッシュ・フロー支出が9,984千米ドル(814百万円)であったのに対し、2010年度における投資活動によるキャッシュ・フロー収入は、48,585千米ドル(3,959百万円)となりました。これは主に、関係会社株式の売却による収入38,483千米ドル(3,136百万円)によるものです。

### 財務活動によるキャッシュ・フロー

2009年度における財務活動によるキャッシュ・フロー支出が47,308千米ドル(3,855百万円)であったのに対し、2010年度における財務活動によるキャッシュ・フロー支出は10,980千米ドル(895百万円)となりました。これは主に、社債の償還と早期償還費用による支出9,740千米ドル(794百万円)及び短期借入金の減少額5,919千米ドル(482百万円)、並びに利息の支払額1,573千米ドル(128百万円)等によるものです。なお、担保に供している預金の減少額6,252千米ドル(509百万円)により財務活動によるキャッシュ・フロー支出は一定程度抑えられました。

### 現金及び現金同等物

上記の結果から、2010年度末の現金及び現金同等物残高は28,056千米ドル(2,286百万円)となりました。なお、連結貸借対照表上の現金及び預金残高は40,026千米ドル(3,262百万円)となっており、2010年度末の現金及び現金同等物残高は、上記、連結貸借対照表上の現金及び預金残高40,026千米ドル(3,262百万円)から、担保に供している預金11,970千米ドル(975百万円)を差し引いた結果となっております。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産及び受注の状況

当社グループはサービス提供会社であるため、該当する事項はありません。

### (2) 販売の状況

「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照下さい。

## 3【対処すべき課題】

当社グループは、事業に関する以下のような問題点を解決するため、引き続き措置を講ずる予定です。

### (1) 競争の激化

中国の金融業界が規制緩和を続けるのに従い、より多くの競合他社が中国市場に参加するようになり、競争は激化すると予想されます。

#### 対策

- ・ 中国市場における新たな基準をもたらすサービスの継続的な発表  
当社グループの競争力を維持し、拡大するために、当社グループは、各サービス部門に深みと広がりを加えること、及び中国市場に対して実績のある技術及び手法を適用することにより、引き続き中国市場に新たな基準(例えば金融ソリューション、ディスクロージャー、及びコーポレート・ガバナンス等に関する基準)をもたらします。
- ・ 事業ポートフォリオの多様化の継続的推進及び中国における投資機会の獲得  
当社は、独自のコア・コンピタンスを活用して中国において農業、メディア、ライフ・スタイル、教育、環境保護など大きな可能性を秘め、高い需要が見込まれる社会貢献に関わる分野への事業拡大を視野に入れ、株主価値の向上を図っていきます。
- ・ 当社グループのサービス提供を拡大・拡張し実績のある専門技術を獲得するための戦略的提携の継続的遂行  
当社グループは、中国に導入すべきさらなる商品を当社グループに供給し、かつ新たな収入をもたらすような戦略的提携を継続することを意図しております。

## (2) 強固かつ安定した経営陣

中国の急速に発展する事業環境及び当社グループの中国での成長戦略は、当社グループの経営において強固かつ安定した経営陣を必要としております。

## 対策

- ・ 国際経験を有する強固な経営陣の確保及び勧誘  
当社グループの国際的な経営陣には、中国、アジア及び海外においてビジネスを構築する広範な経験を有する経験豊かな経営者がおります。能力の高い熟達した経営者を継続して雇用することは当社において優先順位の高い事項です。
- ・ 株式報酬制度を通じた経営陣の利益と株主利益との一致  
本制度により、当社の経営陣は株式についての権利を有することになり、経営陣が当社の長期的成功のために活動することを奨励することになります。
- ・ 当社を保護するための重要な経営者との間の役務提供契約  
既存の重要な経営者及び買収対象会社から受け入れた経営者は、競争禁止義務、非開示義務及び機密保持義務を規定する役務提供契約に署名することを求められます。当社グループは、将来も引き続き、主要な経営者との間で同様の契約を締結する予定です。

## 4【事業等のリスク】

### (1) 事業等のリスク

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

当社グループは、将来的に利益を計上することができなくなる可能性があります。

当社グループは、将来純損失を回避できる又は収益性を実現できることを保証することはできません。更に、のれんの増加を招く新たな買収、追加の売上高及び収入の発生、減少若しくは遅れ又は買収した企業の統合の失敗は、将来、大幅な営業損失及び純損失を招く可能性があります。

当社グループが既存のパートナーシップ及び合併事業を維持し、適切に運営することができなかつた場合、当社グループの事業は損害を被る可能性があります。

当社グループの商品、知識及びブランドネームのいくつかは、当社グループの戦略的パートナーシップ及び合併事業に依拠しております。かかるパートナーとの関係、当該パートナーの経営又はかかる合併事業の経営が深刻に悪化した場合、重要な商品を提供し、顧客を獲得・維持する当社グループの能力もまた、深刻な悪影響を受ける恐れがあります。当社グループは、当社グループの合併事業パートナーが常に当社グループの事業に従事することを保証することはできません。

将来における買収が当社グループの事業管理能力に悪影響を与える可能性があります。

選り抜いた企業買収は、当社グループの事業を更に拡大するための当社グループの戦略の一部となっております。将来における買収及びその後の当社グループへの被買収会社の統合に際し、当社グループの経営陣がかなりの注意を払うことが必要となる場合があります。当社グループの経営陣の注意の分散及び統合のプロセスで遭遇する何らかの困難により、当社グループの事業管理能力が悪影響を受けるおそれがあります。将来の買収は、当社グループを潜在的なリスクにさらすおそれがあります。こうしたリスクには、新たな事業、技術、及び人材の融合に伴うリスク、予見しえない又は隠れた債務が発生・存在するリスク、当社グループの既存の事業及び技術からのリソースが分散するリスク、買収のコスト及び費用に見合う十分な収益を上げられないリスク、及び新規事業の統合の結果、従業員、顧客、及びサプライヤーとの関係を失い又は損なう可能性があるリスクが含まれます。

当社グループは、将来における企業の買収から期待する利益を得られない可能性があります。

戦略的な買収は、当社グループ全体の成長戦略の重要な部分を占めております。当社グループは、過去において、様々な商品、顧客基盤、市場アクセス及び人材の獲得にとって極めて重要な買収を行ってきました。このような買収先企業の統合には、経営陣の関与、従業員の熱心な努力及び有能なリーダーシップが大いに求められます。良好な統合プロセスは、買収による利益の実現において重要なものとなっております。当社グループは、統合過程を監視するため統合委員会を設置しましたが、当社グループが将来の買収先企業を統合するにあたり困難に直面した場合、これにより当社グループの事業が悪影響を受けることとなります。更に、当社グループは、買収から期待する収益及び費用に関するシナジーが実現されることを保証することはできません。買収が期待される当社の成長と発展という成果をもたらすと保証はなく、また上記に記載した事項等により当該買収に関し、当社が重大な損失を被るおそれもあります。

当社グループは、事業の遂行及び商品・サービスの顧客への配信にあたり、第三者からのサービスに依存しており、これらの商品及びサービスの質の低下や提供の中断があった場合、顧客が当社グループの商品の利用を継続しない可能性があります。

当社グループは、当社グループの商品及びサービスを提供するにあたり、特定の第三者のコンピューター・システムに依存しております。かかる第三者プロバイダーが、必要なサービスを適時に当社グループの顧客に対して提供できない場合は、当社グループの商品・サービスは、当社グループの顧客の要求どおりに提供されず、当社グループの評価及びブランドが損なわれます。更に、これら第三者と当社グループとの取決めが解消された場合、当社グループは、適時に又は当社グループにとって有利な条件で、代替的なサポート提供者を確保できない可能性があります。

当社グループが商品及びサービスを提供し改良する能力を維持しこれを更に発展させることができなかつた場合、当社グループは収益成長を確保できない可能性があります。

金融サービス・メディア業界は変化が激しく、当社グループのような企業は、投資決定にあたり当社グループが提供するような商品・サービスを利用する非常に要求水準の高い顧客基盤に対して、適時かつ適切なコンテンツ及び分析を提供す

する必要があります。当社グループがかかる能力を維持できない場合、又は継続的に改良を行い顧客のニーズの変化に対応できなかった場合、当社グループの売上げ及び収益性が低下する可能性があります。

新規及び既存の競合他社との競争に勝てなかった場合、当社グループは市場シェアを失い、収益性に悪影響が生じる可能性があります。

当社グループは、主に他のグローバルに金融ソリューション及びサービス事業を行う業者と競合しております。当社グループは、中国市場において優位な地位及び豊富な専門的知識を有していると信じておりますが、競合他社の多くは当社グループに比べ、長い営業実績、幅広い商品群、豊富な資金力及び国際的に高い認知度を有しております。近年の中国市場の成長を考慮すると、かかる競合他社の大部分は、この地域により注力を行い、当社グループの事業分野における競争が激化することが予想されます。当社グループは、新規及び既存の競合他社との競争に勝つことを保証することはできません。

当社グループは、他社による当社グループの知的財産の利用を阻止できない可能性があり、この場合当社グループの事業に悪影響が生じ、訴訟に巻き込まれる可能性があります。

当社グループは、当社グループのコンテンツ、ドメイン名、商号、商標及び類似する知的財産は、当社グループの成功に不可欠なものであると考えております。当社グループは、商標保護、著作権及び機密保持に関する法令及び契約に依拠することにより、当社グループの知的財産権の保護に努めております。中国における商標保護及び機密保護は、日本、米国その他の国々と同等の効力を有しない可能性があります。当社グループが専有する技術及び情報の不正利用を規制することは、困難でありかつ多額の費用を要します。

当社グループが講じてきた措置は、当社グループ専有の技術及び情報の不正利用の防止のためには十分でなかった可能性があります。いかなる不正利用も、当社グループの事業及び業績にマイナスの影響を及ぼす可能性があります。更に、当社グループは、当社グループの知的財産権を主張するため法的手段を用いなければならない可能性もあります。当社グループの知的財産に関連する訴訟は、多額の出費並びに経営資源及び経営陣の注意の分散を招く可能性があります。

当社グループは、新規事業計画に取り掛かっていますが、当該新規事業計画が成功するとは限りません。

当社グループは、買収又は第三者との合併事業によって、環境保護、教育、キャピタル・マネージメント及びメディアなどの新規事業計画に取り掛かっています。しかし、当該新規事業計画は、期待していた成長又は発展をもたらすことができない可能性があり、そのような場合には、当社グループは当該新規事業計画に関し本項目及びその他の項目記載のリスク要因により重大な損失を被る可能性があります。

当社グループの事業は、経営幹部による継続的な努力に大きく依拠しており、彼らの経営への関与が失われた場合、当社グループの事業に深刻な混乱を招く可能性があります。

当社グループの将来における成功は、当社の経営幹部の継続的な任務の遂行に大きく依拠しております。当社グループは、かかる経営幹部の事業運営、資金調達、金融情報及びメディア業界に関する専門知識並びに株主、戦略的パートナー及び規制当局との関係に依拠しております。経営幹部のうちの1名又は複数人が現在の地位を継続できなくなったか又はその意欲を失った場合、当社グループはかかる経営幹部の職務を容易に又は全く引継ぐことができない可能性があります。その結果、当社グループの事業が深刻に悪化し、財政状態及び経営成績に重大な悪影響が生じ、当社グループが人員を確保し育成するための追加費用を負担しなければならない可能性があります。

また、かかる経営幹部のいずれかが競合他社に加わるか又は競合会社を設立した場合、当社グループは、顧客及び戦略的パートナーを失う可能性があります。当社の経営幹部の各々は、当社との間で、機密保持及び競業禁止の規定を含む雇用契約を締結しております。当社の経営幹部と当社との間で何らかの紛争が生じた場合、当社は、かかる契約が有効に実施されるかにつき保証することはできません。

当社グループが貴重な人材及び能力の高い従業員を採用、育成及び確保することができない場合は、当社グループの事業が悪影響を受ける可能性があります。

当社グループは、より綿密な分析を提供する従業員、配信プラットフォームを維持かつ拡充するための情報技術及びエンジニアリング社員、当社グループの商品を販売するためのマーケティング社員、及び経営をサポートする管理事務スタッフを追加的に雇用する必要があると考えております。当社グループがこのような分野において十分な従業員を発掘、採用、雇用、育成及び確保できない場合、又は既存社員に対し十分なインセンティブ等を提供できず、その結果彼らを確保しておくことができない場合は、当社グループの商品及びサービスは、ユーザーの期待に反し、その結果かかるユーザーが競合他社に流れ、ひいては、当社の事業及び経営成績が悪影響を受けるおそれがあります。

現在及び将来の経営組織の拡大を適切に管理できない場合は、当社グループの事業は悪影響を受けるおそれがあります。

当社グループの今日までの成長は、当社グループの経営陣、システム及び経営資源に著しい負担を強いることになりま  
す。当社グループの人材を育成し活用することに加え、財務及び経営管理並びに報告システム・手続を引続き改善、開発す  
る必要があります。当社グループが、経営組織の拡大を効率的又は効果的に管理できることは保証されておらず、かかる管  
理ができない場合には当社グループの成長が制約され、当社グループの事業戦略が妨げられる可能性があります。

必要となる追加的資本を調達できない可能性があります。

当社グループは、現在の現金及び現金同等物、営業活動からのキャッシュ・フロー並びに資金調達活動及び特定の資産又  
は事業の売却による手取金が、予見可能な将来における当社グループの現金需要予定を満たすのに十分であると信じてお  
ります。しかし、自らが投資又は買収を決断した場合を含め、事業環境の変化又はその他の将来の発展により、追加資金を  
必要とする可能性があります。かかる資金が当社グループの現金需要を満たすのに不十分である場合、当社グループは、資  
産の売却、新たな株式若しくは債券の発行、又は新たな信用枠の取得を行う可能性があります。追加的な株式の発行は、当  
社グループの株主にとって、さらなる希薄化をもたらすこととなります。新たな債務を負うことにより、元利金支払義務が  
増大し、債務の負担に伴い当社グループの事業活動を制約するような事業・財務制限条項を負う可能性があります。当社  
グループが受け入れられる金額又は条件による資金調達ができるとの保証はありません。

当社グループの商品及びサービスの中に含まれている情報のために提訴される可能性があり、防御に時間と多額の費用  
がかかる可能性があります。

当社グループの商品及びサービスには、新しい政府政策や産業連環のような情報が含まれております。いずれかの情報が  
誤り若しくは虚偽又は誤解を招く情報を含んでいた場合、第三者が、当該情報の使用に関連して被った損失について当社  
グループに対して法的手続を取る可能性があります。いかなる請求も、根拠の有無にかかわらず、防御に時間と多額の費用  
がかかり、訴訟になり、かつ経営陣の注意及び労力を分散させるおそれがあります。

当社グループ資産の一部の価値が当社グループの財務諸表中で計上した価額より減少する可能性があります。

当社グループの財務諸表に記載している、のれん、無形固定資産及び有価証券資産等の当社グループ資産の一部は、定期  
的な減損テスト及び評価替えの対象となります。当該テストにより、それらの資産が簿価より低い価値しかないと判断さ  
れた場合、それらの価値は切下げられ、当社グループの財政状態が悪影響を受ける可能性があります。

当社グループ子会社の当社に対する配当金の支払が規制又は制限された場合、当社の株主に対する配当可能資金が減少することになります。

当社は持株会社であり、完全子会社及び関係会社等の出資持分以外は、重要な資産を有しておりません。その結果、当社の株主に対する配当金の支払は、子会社から支払われる配当金、経営指導料その他のフィーに依存しております。仮に将来において子会社が負債を負った場合、当該負債に関連する契約には当社に対する配当その他の支払を制限する条項が盛り込まれている可能性があります。また、子会社の設立準拠法に係る規制基準によっても、当社への支払能力が制限される可能性があります。中国国内の子会社に関する規制については、「中国で事業を行うことに関するリスク - 中国からの支払は、制約され統制される場合があります」をご参照下さい。

当社は、過去に配当金の支払を宣言又は実行したことがなく、近い将来においてもこれらを行わない可能性があります。

当社は、現在行っている事業における主導的地位を維持・強化し、企業価値を最大化するため、現時点においては、配当可能利益を事業に再投資し事業拡大のための資金に充当することを検討しております。これに伴い、近い将来において配当金支払の宣言又は支払を行わない可能性があります。

当社の事業及び経営成績は世界的な金融市場の動向によって悪影響を受ける可能性があります。

当社は、その収益を主として金融ソリューション及びサービスやその他の関連するサービスの提供から得ており、当社の顧客基盤は、主として金融機関及びその他の世界的な市場の参加者となっております。当社の製品及びサービスに対する顧客の需要は、世界的な経済、とりわけ世界的な金融市場の情勢によって影響されます。金融情勢又は経済情勢の不振により、投資家の証券に対する需要又は発行会社の証券を発行する意欲若しくは能力が減退した場合、世界的な金融市場における活動水準、顧客の業績又は当社の製品及びサービスに対する需要が低下する可能性があります。依然続く世界的な金融市場の不振により、当社の事業及び経営成績は引き続き悪影響を受けました。

数多くの国で事業を行うことにより当社はより多くのリスクに直面します。

当社は、米国、アジア及び欧州に事務所を有しており、その収益の過半をアジア圏内から得ております。異なる国々で事業を展開することにより、当社は、当社の営業若しくは顧客の当社の製品及びサービスの利用に影響するような法律及び規制上の要件の変更、通貨の移動に関する規制、輸出入の規制、並びに政治経済上の不安定さ等、数多くの法律、経済及び規制上のリスクに直面します。これらの要素により、当社の事業及び運営に重大な悪影響が生じる可能性があります。

ハードウェア及びソフトウェアの不具合、コンピュータ及び通信システムの遅延、システム強化の失敗により当社の事業が害される可能性があります。

当社の成功は、当社のコンピュータ及び通信システムの効率的かつ連続した稼働に依存しております。当社のネットワーク又はデータ収集に不具合が発生した場合、データ、データベース及びサービスの配信、顧客注文並びに当社の事業の日々の運営の処理が阻害され、かつ、データの損傷及び喪失を生じる可能性があります。当社が必要とするデータ通信能力を提供する当社のコンピュータ環境に不具合が生じた場合、当社のサービスが中断する可能性もあります。また、システムの強化及び改善策が計画より大幅に遅延し、又は完成したシステムのパフォーマンスが不調に見舞われた場合、当社の評判が損なわれ、当社の事業を害する可能性があります。



## (2) 中国で事業を行うことに関するリスク

当社グループは、世界各国に拠点を有するグローバル企業です。当社グループは事業のかなりの部分について中国にフォーカスしており、従って中国に特有の一定のリスクにさらされます。このようなリスクのうち特に重要なものは以下のとおりです。

中国の金融市場の発展と成長に対する制約が当社グループの成長を妨げる可能性があります。

当社グループの事業のかなりの部分は中国で行われております。中国は、適格外国機関投資家が中国の上場会社に投資することを許可する規制を含め、外国及び国内投資についての法律を自由化してきております。当社グループは、当社グループの商品に対する需要が市場の自由化につれて概ね増加するだろうと期待しております。しかしながら、中国の成長と発展を制約する規制が中国市場に課された場合、中国での当社グループの事業の継続的成長に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、金融市場及びメディアという規制の多い産業で事業を行っているため、政府の政策及び規制の変更に従うこととなります。中国はこれらの産業について過去数年間は規制緩和を行っておりますが、この傾向は変化する可能性があります。その場合、当社グループは、より制約された環境で事業を行うことになる可能性があります。このことは、また、中国での当社グループの事業にマイナスの影響を与える可能性があります。

更に一般的には、中国における事業環境が国内又は海外の投資家の見込みよりも悪化した場合、中国での当社グループの事業が悪影響を受ける可能性もあります。そのような悪化は、天災、テロ、国内及び国際的な政治問題、市場の沈滞、又は政府の政策変更を含む非常に多様な要因により起こされる可能性があります。

中国の法令及びその解釈・運用には不確定な要素があります。

外国投資、メディア及び金融市場に関する中国の法律は、より成熟した市場における法律と比較して相対的に新しく制定されたものです。そこでは新たな法令が引き続き公布されております。当社グループは、現時点での出資構成、当社の完全子会社及び中国関連会社の出資構成や、当社とその完全子会社、中国関連会社及びこれらの株主との間の契約上の取決め、当社グループの事業運営、並びにこれを実施するための承認及びライセンスは、現時点におけるあらゆる中国の法令及び規則に適合していると確信しております。しかし、現行の中国の法令の解釈、適用、及び運用には多くの不確定要素があり、また、新たな法令の影響については未だ明らかではありません。従って、当社グループは、中国政府当局が最終的に当社グループの考えと異なる見解を有しないと保証することはできません。

中国からの支払は、制約され統制される場合があります。

当社は、中国において事業を傘下に持つ、ケイマン諸島において設立された持株会社です。当社の中国における子会社及びその他の会社からの配当及びその他の支払は、当社の株主に対する配当支払や中国国外での事業活動及び経費の支払の資金に充てるために、中国国外に送金する必要があります。現行の中国の規則は、当社の子会社が当社に対し中国の会計基準及び会計規則に従い算定される累積利益（もしあれば）からのみ配当を支払うことを認めております。また、中国における当社の子会社は、一定の準備金を調達するために、毎年累積利益（もしあれば）の10%以上を積立てなければなりません。そして、かかる準備金は現金配当として分配できません。中国における当社の子会社及び中国の関連会社から配当を全額受取れない場合は、当社グループ全体の財政状態及び当社の株主に対する配当支払能力に悪影響を与える可能性があります。

中国国外への資金送金やその他の通貨に対する人民元の為替レートは、厳しく規制されています。為替レート管理体制及び中国国外への資金送金に影響を与える規制の変更が、中国国外における当社の支出への充当又は当社の株主に対する配当支払能力に悪影響を与える可能性があります。更に、人民元とその他の通貨との間の為替レートの変動も、当社が中国から受ける他の通貨建ての資金額、ひいては投資家の投資価値に影響する可能性があります。当社株式における投資家の投資価値は、日本円と他の通貨の間の外国為替レートにも影響されます。

当社グループは中国では限られた範囲の事業保険にしか入っておりません。

中国の保険業界は、まだ発展の初期段階にあります。中国の保険会社は、限られた事業保険商品しか提供していません。その結果、当社グループは中国での経営に対し事業責任又は事業中断についての保険に入っておりません。何らかの事業中断、訴訟又は自然災害により、著しいコスト及び資源の分散という結果が生じる可能性があります。

本書に記載されている第三者による事実及び統計データが不正確な可能性があります。

中国の金融サービス・メディア業界及び経済に関する事項等、本書における第三者による事実及び統計データは、様々な行政及び研究機関の調査公表及び新聞記事から抽出したものです。当社グループは、表示されている事実及び統計データを当該情報源から確実に正確に転記するよう合理的な注意を払っておりますが、それらの事実及び統計データを当社グループで独自に検証しておりません。第三者が用いた情報収集方法に仮に瑕疵があったり又は十分でなかったりした場合は、本書の統計データが不正確である可能性又は他の国の経済について作成された統計データと比較できない可能性があります。過度に依拠すべきではありません。

### (3) 株式に関するリスク

当社はケイマン諸島法に基づき設立されているため、同法制度上、投資家の利益を保護するのが困難である可能性があり、また投資家が日本の裁判所を通じて自己の権利を保護することが限られる可能性があります。

当社は、当社の基本定款及び附属定款並びにケイマン会社法及びその他のケイマン諸島の法体系に従うものとされております。ケイマン諸島法に基づく株主の権利及び取締役の受託者責任は、日本の制定法又は判例ほど明確に確立されていません。特に、ケイマン諸島法は、日本法に比べて投資家保護が極めて限定的です。従って、かかる法制度上、当社の一般の株主は、経営陣、取締役、又は支配株主の関わる訴訟において自己の利益を保護することに関して、日本、米国又はその他の国で設立された会社の株主よりも困難となる可能性があります。更に、ケイマン諸島において設立された会社の株主は、日本の裁判所において株主代表訴訟を提起する資格を持たない可能性があります。

当社がケイマン諸島で設立され、経営の一部を中国で行い、当社の取締役及び経営幹部の大多数が日本国外に居住しているため、投資家が当社若しくは当社の取締役及び経営幹部に訴訟を提起すること、又は当社若しくは当社の取締役及び経営幹部に対する判決についての執行を行う能力は限定されます。

当社はケイマン諸島で設立され、当社の中国での経営の一部は、中国における当社の完全子会社及び関連会社を通じて行っております。当社の取締役及び経営幹部のほとんどは日本国外に居住しており、それらの者のほとんど全部の資産は日本国外にあります。その結果、投資家は自己の権利が金融商品取引法等の下で侵害されていると考えた場合であっても、当社又は当社の取締役及び経営幹部に対し訴訟を提起することは困難又は不可能である可能性があります。投資家がこのような訴訟を提起することができたとしても、関連する管轄地域の法律が当社の資産又は当社の取締役及び経営幹部の資産に対して判決を執行することができないと判断される可能性があります。より詳細な情報は、ケイマン諸島及び中国の関連する法律をご参照下さい。

将来、市場価格未満で当社の株式が発行された場合、当社の株式の市場価格は悪影響を受ける可能性があります。

ケイマン諸島の法律及び当社の定款のいずれも、市場価格未満による新株の発行につき株主の承認を必要としません。当社の経営陣が、企業買収又はその他の事業目的のために株式を市場価格未満で多数発行することを決定した場合、当社の株式の市場価格は、希薄化により悪影響を受ける可能性があります。

当社及び当社の株主は、取締役、経営幹部、会計監査人等の義務の履行に関してなされた行為（不作為又は同意に関与した行為を含みます。）に起因する損害につき補償を受けられない可能性があります。

当社の基本定款及び附属定款によると、当社の取締役、経営幹部、会計監査人等は、自らの義務又は予期される義務の履行に関する行為（不作為又は同意に関与した行為を含みます。）により発生するあらゆる訴訟、費用、損害等につき、当社の資産及び利益により保護されます。但し、ケイマン諸島法に基づく不正行為、重大な過失又は刑事犯罪に起因する場合は、この限りではありません。更に、当社の基本定款及び附属定款によると、当社の株主は、当社の取締役に対し、その義務の履行に関する作為又は不作為につき、請求又は訴訟を行うことができません（但し、ケイマン諸島法に基づく不正行為、重大な過失又は刑事犯罪につき行われる場合を除きます。）。従って、当社及び当社の株主は、取締役、経営幹部、会計監査人等の義務の履行に関してなされた行為（不作為又は同意に関与した行為を含みます。）に起因する損害につき十分な補償を受けられない可能性があります。

当社の決算発表の時期並びに有価証券報告書及び四半期報告書の提出時期は、特に当社の持分法適用関連会社の決算確定に依拠しております。

東証規則によれば、当社は、当社グループの決算の内容が固まった時点において、通期及び四半期決算発表（以下「決算発表」といいます。）を行うことが求められます。しかし、当社グループは子会社及び持分法適用関連会社の業績を決算に反映するため、その子会社や持分法適用関連会社の決算確定以前に決算発表を行うことはできません。したがって、当社は、当社グループの子会社や持分法適用関連会社のいずれかの決算確定に予期せぬ遅延が生じることにより、適時に決算発表ができなくなる可能性があります。

さらに、金融商品取引法に基づき、当社は、四半期報告書を各四半期経過後45日以内、有価証券報告書を各事業年度経過後6ヶ月以内に関東財務局に提出しなければなりません。有価証券報告書及び四半期報告書（総称して「法定報告書」と呼びます。）は当社の持分法適用関連会社の業績を反映させる必要があるため、当社は、その子会社ないし持分法適用関連会社の決算確定に予期せぬ遅延が生じることにより、各期限内に法定報告書を提出できなくなる可能性があります。法定報告書を各期限内に提出できない場合、当社は関連当局により行政上又は刑事上の制裁措置が課せられる可能性があります。さらに、当社が(a)法定報告書を各期限内に提出しなかった場合、又は(b)法定報告書を各期限内に提出できる見込みがない旨開示している場合、株式会社東京証券取引所は当社の株式を監理銘柄に指定する可能性があります。さらに、当社が各期限経過後1ヶ月以内（天変地異等により、当社の責めにやらない事由による遅延の場合は3ヶ月以内）に法定報告書を提出できない場合、当社の株式は株式会社東京証券取引所への上場が廃止されます。

## 5【経営上の重要な契約等】

### 上海・ポボ・データ・アンド・インフォメーション・ネットワーク・コンサルティング・カンパニー・リミテッド (POBO)

2010年9月、当社は、ソフトウェア開発及び販売を行う子会社であるPOBOの全株式を売却する契約を締結しました。対価は現金734千米ドル（60百万円）です。この取引は2010年9月に完了しました。

### 新華ファイナンシャル・ネットワーク・コリア・カンパニー・リミテッド

2010年12月、当社は、韓国を本拠とする金融サービス情報の提供子会社である新華ファイナンシャル・ネットワーク・コリア・カンパニー・リミテッドの全株式をわずかな対価で売却する契約を締結しました。この取引は2010年12月に完了しました。

GMSエデュケーション・カンパニー・リミテッド(GMS)

2010年11月、当社は、韓国を本拠として学習進学塾を運営するGMSの株式の70%を取得する契約を締結しました。取得価額は1,400千米ドル(114百万円)です。この取引は2010年11月に完了しました。

新華通信社(XNA)

XFNとCEISは、2001年12月15日付で独占放送契約の追補としてのコンテンツ・ライセンス契約を締結し、同契約に基づき、CEISは、CEISを除いて唯一、XFN及びXFNの関連会社に対して、「新華」という語をXFN及びXFNの関連会社が世界で使用する権利だけでなく、CEISのリアル・タイム・ニュースフィードを配信する(中国を除く全世界における)独占的ライセンス、及び(中国における)非独占的ライセンスを許諾しました。同契約は、2000年5月18日から20年間効力を有し、両当事者間で合意する条件に基づきXFNの選択権により更に10年間延長することができるものとされており、

XNAは、本書を検討しておりません。XNAは当社グループの責任又は義務に対して何ら保証しないので、投資家は、XNAと当社との関係を当社の実績の保証として考慮したり又は依拠すべきではありません。

大手のニュース組織が、当社がXNAの支配下にあると述べる記事をその時々において公表したとしても、当社は独立した企業体として運営しており、本書に記載されている場合を除き、XNA及びXNAの関連会社は、当社グループの経営又は運営に何らの役割も果たしておりません。

新華FTSEインデックス・リミテッド(FXI)

XFN、FTSE及びFXIは、2001年3月21日付で、FXIのガバナンス、FXIの株主としてのXFN及びFTSEの権利及び義務、並びにFXIの株主としてのXFN及びFTSEインターナショナル・リミテッドの関係に関する株主間契約を締結しております。同契約は5年間効力を有し、以降も契約は継続しますが、いずれの者も12ヶ月前までに書面の通知により(この終了通知は最初の5年間を終了するまで行使できないものとされており、)同契約を終了させる権利を有するものとされており、

加えてXFNとFXIは、2001年3月21日付で商標ライセンス契約を締結し、同契約に基づいてXFNはFXIに対して、FXIのインデックス及びデータ商品の名称の一部として「Xinhua」又は「新華」の商標を使用するとともに、ライセンス対象証券/ファンド及び取引所系証券(同契約の定義に従った意味を有します。)に関連して当該商標のサブライセンスを付与する非独占的ライセンスを許諾いたしました。同契約に従い、FXIは、XFNに対し、該当するロイヤルティ年度中の取引所系証券及びライセンス対象証券/ファンドのライセンス並びに関係するインデックスの使用又は配信に関連して同意した料率のロイヤルティを支払うものとされており、同契約は5年間効力を有し、以降も契約は継続しますが、早期に終了しない限り、いずれの者も12ヶ月前までに書面の通知により同契約を終了させる権利を有するものとされており、また、前の段落で述べた株主間契約が終了した時点で自動的に終了することとされており、

更に、XFNとFTSEは、2001年11月29日付で、分類システム・ライセンス契約を締結し、同契約に基づいてXFNはFTSEより、特定の目的のためにFTSEグローバル分類システムを使用し、複製し、表示し、又は参照する譲渡不能の非独占的権利を付与されており、同契約は12ヶ月間効力を有し、その後は12ヶ月間ごとに自動的に延長されますが、XFNが6ヶ月前に書面の通知をして同契約を終了させた場合はこの限りではなく、その際は、その時点の12ヶ月の期間が終了した時点でかかる通知の効力が発生するものとされており、同日付で、分類システムを用いたインデックスの計算は、XFNが計算の責任を引受ける日としてXFNとFTSEが合意した日までの間、株主間契約に従いFTSEによって行われます。

2010年7月、当社はFTSEインターナショナル・リミテッドと当社グループが保有するFXIの全株式を譲渡価額40,000千米ドル(3,260百万円)で譲渡する契約を締結し、同年9月に当該株式の売却を完了しました。

2011年満期利率10%保証付優先社債

2006年11月、当社は、1億米ドル(8,149百万円)の社債を発行しました。社債の発行による手取金は、ローンのリファイナンス、戦略的買収の資金源及び一般的な運転資金の調達に用いられました。2008年9月、当社はマージेंटの売却に伴う手取金により社債のうち48,739千米ドル(3,972百万円)を償還しました。2009年に、当社は社債の元本残高のうち42,054千米ドル(3,427百万円)を償還し、2009年12月31日現在の社債の元本残高は9,207千米ドル(750百万円)になりました。

2010年10月、社債の残高の全額を償還しました。社債の償還には当社が保有しておりましたFXI株式の売却対価が当てられました。当該償還に係る金額は総額約10,100千米ドル(823百万円)でした。

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の連結財務諸表は、日本GAAPに基づいて作成されております。当社の経営陣はこの連結財務諸表の作成にあたり、有価証券の減損、減価償却資産の償却年数の設定、繰延税金資産の評価等の重要な会計方針に関する重要な見積りを行い、これらの見積りは継続的に再評価が実施されております。但し、実際の結果は、見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 当社グループの経営成績

以下の表は、日本GAAPに基づき、2009年12月31日及び2010年12月31日にそれぞれ終了した会計年度における当社グループの経営成績を表したものです。

単位：（千米ドル、括弧内は百万円）

	2010年12月期		2009年12月期	
売上高	17,018	(1,387)	32,717	(2,666)
売上総利益	4,177	(340)	21,768	(1,774)
営業利益又は営業損失（ ）	15,542	( 1,267)	4,173	( 340)
経常利益又は経常損失（ ）	4,391	( 358)	85,360	( 6,956)
当期純利益又は当期純損失（ ）	30,883	(2,517)	113,454	( 9,245)
EBITDA*	15,089	( 1,230)	2,846	( 232)

\* EBITDAは営業損益に減価償却費及びのれん代償却額を加算したものと定義されています。

当社グループは、世界中の投資家ニーズに応えるため、IFRSに従った財務諸表も作成しております。後記「日本GAAPとIFRSの差異のうち、当社グループの財務報告に重要な影響を与えるもの」をご参照下さい。以下の表は、IFRSに基づき、2009年12月31日及び2010年12月31日にそれぞれ終了した会計年度における当社グループの経営成績を表したものです。

単位：（千米ドル、括弧内は百万円）

	2010年12月期		2009年12月期	
売上高	17,018	(1,387)	32,717	(2,666)
売上総利益	3,730	(304)	21,623	(1,762)
当期純利益又は当期純損失（ ）	30,880	(2,516)	111,763	( 9,108)
EBITDA*	28,270	(2,304)	19,016	( 1,550)

\* EBITDAは支払利息、税金、減価償却及び償却費控除前の当期損益として定義されます。

当社グループは、EBITDAが当社グループの経営成績の重要な尺度であると考えております。当社グループの業界の特性及び当社グループの買収活動により、当社グループの資産の一部は、のれんから構成されています。のれんは、購入価格合計が買収対象事業の純資産の公正価格を上回る金額を表し、かつ日本GAAPに基づき償却されなければなりません。償却費は、現金支出を伴わない費用であるため、当社グループはEBITDAを当社グループのキャッシュ・フロー及び経営成績の概要を把握するための重要な尺度とみなしています。

### (3) 2010年度（2010年12月31日に終了した会計年度）

### 売上高

売上高は、2009年度が32,717千米ドル(2,666百万円)であったのに対し、2010年度が17,018千米ドル(1,387百万円)でした。2010年度における売上高の減少は、主として、2009年度と比して当社グループが規模を縮小したことによるものです。これは、2009年におけるFXIの連結対象からの除外及びMNIの売却の結果です。

### 売上原価

売上原価は、2009年度が10,949千米ドル(892百万円)であったのに対し、2010年度が12,841千米ドル(1,046百万円)でした。2010年度における売上原価の増加は、主として、既存事業の拡大、販売費の増加並びに環境保護、教育、キャピタル・マネージメント及びメディアなどの新規事業計画の開始のための費用によるものです。

### 売上総利益率

売上総利益率は、2009年度が66.53%であったのに対し、2010年度が24.54%でした。2010年度における売上総利益率の減少は、主として、2009年において売上総利益率の高いFXIを連結対象から除外したことによるものです。

### 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は、2009年度が25,941千米ドル(2,114百万円)であったのに対し、2010年度が19,719千米ドル(1,607百万円)でした。2010年度における販売費及び一般管理費の減少は、主として、2009年度と比して当社グループが規模を縮小したこと及びコスト削減努力の結果によるものです。

### 営業利益

2009年度における営業損失4,173千米ドル(340百万円)に対し、2010年度は15,542千米ドル(1,267百万円)の営業損失となりました。2010年度における営業損失の増加は、主として、FXIの連結対象からの除外によるものです。

### 経常利益

2009年度における経常損失が85,360千米ドル(6,956百万円)であったのに対し、2010年度は4,391千米ドル(358百万円)の経常損失となりました。

2010年度における経常損失の減少は、主に2010年度において新華スポーツ・アンド・エンターテインメント・リミテッドの損失を取り込む必要が無くなった結果によるものです。

### 当期純利益

2009年度における当期純損失が113,454千米ドル(9,245百万円)であったのに対し、2010年度における当期純利益は30,883千米ドル(2,517百万円)でした。

2010年度における当期純利益には、以下が含まれます。

- 1) FXI株式の売却による35,615千米ドル(2,902百万円)の特別利益の発生
- 2) XSELの株式損失が無くなったこと及び2010年のみなし売却

### (4) 流動性及び資本の財源

当社グループの流動性及び資本の財源に関する情報については「1 業績等の概要 - 2010年12月31日に終了した会計年度(2010年度)のキャッシュ・フロー分析」をご参照下さい。

## (5) 日本GAAPとIFRSの差異のうち、当社グループの財務報告に重要な影響を与えるもの

上記分析には、日本GAAPによるほか、国際財務報告基準(IFRS)に基づく財務情報も記載されているため、以下に日本GAAPとIFRSの差異のうち、当社グループの財務報告に重要な影響を与えるものについて説明いたします。

本書に記載される監査済みの財務情報は日本GAAPに従い作成され表示されております。以下の要約は、完全なものではなく、日本GAAP及びIFRSのそれぞれについて公表される内容を別途確認いただく必要があります。以下の要約は監査を受けたものではなく、当社グループの財務情報に関連する全ての日本GAAP及びIFRSの相違点を含むものではないことにご留意下さい。本書の要約には、会計基準の変更による日本GAAPとIFRSの将来の相違点や、将来行われる取引や事象によって生じる日本GAAPとIFRSの相違点は考慮されておらず、それらを明らかにする目的のものでもありません。

### 株式交付費

日本GAAPでは、株式交付費は支出時に費用処理を行うか、又は資産計上し3年を上限とする期間でこれを償却することが義務付けられております。

IFRSでは、新株発行に直接的に起因する外部費用は、資本の控除項目として表示されます。

2005年12月31日に終了する会計年度の日本GAAPに準拠して作成された当社の連結損益計算書において、株式交付費及び関連費用は、4,443千米ドル(362百万円)が費用計上されております。一方、IFRSに準拠して作成された損益計算書では、費用に計上されておられません。

### 上場関連費

日本GAAPでは、上場関連費は支出時に費用処理を行うことが義務付けられております。

IFRSでは、上場に直接的に起因する外部費用は、資本の控除項目として表示されます。

### のれん

日本GAAPでは、のれんを20年を上限とする期間で償却することを義務付けております。当社グループののれんは、定額法にて20年間で償却されています。

国際会計基準(IAS)36の下では、2004年3月31日以降に買収した子会社に関連するのれんは償却されず、少なくとも毎年一回以上の再評価を行うことが義務付けられております。

### 株式報酬

日本GAAPの下では、2006年5月1日以前に発生した株式による報酬取引に対する特定の会計基準はありませんでした。2006年5月1日以降に発生する株式による報酬取引については、従業員に対するストック・オプション等の付与に関連した費用も含む報酬取引の影響を損益及び財政状態に反映させることが要求されます。

IFRS第2号では、株式による報酬取引の会計は、従業員に対するストック・オプション等の付与に関連した費用を含む、株式による報酬取引の影響を損益及び財政状態に反映させることを要求しております。株式による報酬取引は付与日の時価によって測定されることとなります。測定された当該時価は償却期間中の株価変動の影響を受けず、権利確定期間に渡って定額法に基づき償却を行っていきます。なお、当該IFRS第2号を2005年1月1日に開始する会計年度より前に適用した場合は、当該事実を開示する必要があります。

XSELの新規株式公開時における同社普通株式への転換権付借入金の転換による評価損

IFRSでは、新規株式公開時におけるXSEL普通株式への転換権付借入金の転換に起因する公正価値の変動は、損益計算書において直接認識されます。かかる処理は、日本GAAPのもとでは義務付けられておりません。

### のれんの減損及び一括償却

IFRSで固定資産(のれん及び無形資産を含む。)の減損判定の際に行われる割引キャッシュ・フローの方法に加え、日本GAAPでは、買収した子会社の純資産の回復可能性の検討が行われ、これに伴い、日本GAAPにおいては追加的なのれんの一括償却が発生することがあります。

## 第4【設備の状況】

### 1【設備投資等の概要】

当社グループの設備投資は、主に、データ保存、ネットワーク化目的及び顧客に対する情報提供のためのコンピュータ機器の購入です。2010年12月期の総設備投資は、570千米ドル(46百万円)となりました。

### 2【主要な設備の状況】(2010年12月31日現在)

#### (1) 提出会社

所在地：ケイマン諸島、KY 1 - 1111、グランド・ケイマン、私書箱2681、ハッチンスドライブ、クリケットスクウェア

(注) 当社は免除会社である持株会社であるため、当社の業務は、主にケイマン諸島外において行なわれており、事業本部は上海にあります。

#### 上海事業本部(当社及びXFN上海)

所在地：中華人民共和国 〒200020 上海市淮海中路398号 世紀巴士大廈10楼

目的：オフィス

面積：1084.35㎡(賃貸借、2013年9月30日満了)

従業員の人数：45人

2010年賃料<sup>\*</sup>：350千米ドル(29百万円)

#### (2) 国内子会社

##### 東京(新華ファイナンス・ジャパン株式会社)

所在地：日本 〒105 - 6016 東京都港区虎ノ門4 - 3 - 1 城山トラストタワー16階

目的：地域拠点

面積：65.00㎡(賃貸借、2012年1月15日満了)

従業員の人数：4人

2010年賃料<sup>\*</sup>：117千米ドル(10百万円)

#### (3) 在外子会社

##### 香港(当社及びXFN)

所在地：香港、デ・ヴォー・セントラル199、インフィニタス・プラザ、スイート2103

目的：地域拠点

面積：160.3㎡(賃貸借、2012年12月26日満了)

従業員の人数：12人

2010年賃料<sup>\*</sup>：273千米ドル(22百万円)

##### 北京(新華ファイナンシャル・ネットワーク(北京)リミテッド)

所在地：中華人民共和国 〒100020 北京市朝陽区朝外大街12B、昆泰国際大廈702室

目的：地域拠点

面積：805.65㎡(賃貸借、2011年11月24日満了)

従業員の人数：40人

2010年賃料<sup>\*</sup>：170千米ドル(14百万円)

(注) 1. 賃借している事務所以外に重要な設備はありません。

2. <sup>\*</sup> 賃料は資産税及び管理費を控除した年額の契約上の賃料債務額を表示しております。



### 3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

## 第5【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】(2010年12月31日現在)

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

授権株数	発行済株式総数	未発行株式数
2,500,000.00株	1,515,305.79株	984,694.21株

従業員株式報酬制度に基づき将来発行を約束している株式買取権の普通株式相当数*	136,521.00
潜在株発行後株式総数	1,651,826.79

(注) 1 \* 当社は、報酬委員会が管理する従業員株式報酬制度を設立しています。この制度は、従業員、取締役、コンサルタント又はアドバイザー、及び役員会が判断するその他の者を対象とします。株価又は新株予約権行使価格(いずれか該当する場合)は報酬委員会によって決定されますが、額面価格を下回ることはありません。株式プールは調整の対象となっていますが、当社の増枠授権資本の20%を超えることはありません。増枠授権資本は、当社の潜在株発行後株式総数として定義されます。

2 一個の新株予約権の行使により発行される株式数は1株です。

3 当社は、2007年8月31日付で、当社グループの一部の役員及び従業員に対して、27,000株を上限とする当社普通株式を発行することを決定しました。当該27,000株のうち10,753株を上限として3回に分けて割当が行われるものとされ、うち実際に10,743株について、2007年12月31日、2008年12月31日、及び2009年12月31日付で、それぞれ3,675株、3,486株、及び3,582株の発行が可能となりました。一方、残りの16,247株は、必要に応じて当社CEOの決定により随時発行されることになっております。

上記の27,000株のうち、2009年12月31日現在において、2007年12月31日に発行が可能となった3,265株、2008年12月31日に発行が可能となった279株、2009年12月31日に発行が可能となる予定であった株式のうち2009年5月15日に早期に発行が可能となった75株、及びCEOの決定により随時発行される株式のうち14,788株の合計18,407株がすでに発行されております。この結果、上記の27,000株のうち、2009年12月31日現在における未発行株式数は8,593株となっております。

なお、当該8,593株のうち、2009年12月31日に発行が可能となった150株及びCEOの決定により発行される487株の合計となる637株が2010年2月24日に発行されております。

従業員株式報酬制度に基づき付与された新株予約権数並びにその行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額は以下のとおりです(2010年12月31日現在)。

	新株予約権の数 (個)	発行価格 (1株当たり)	資本組入額 (1株当たり)
2005年2月9日付で従業員株式報酬制度に基づき付与された新株予約権	600	666.67米ドル (61,400円)	20香港ドル
2005年度従業員株式報酬制度に基づき付与された新株予約権	2,646	49,316円	20香港ドル
2006年1月31日付で独立取締役1名に対して従業員株式報酬制度に基づき付与された新株予約権	1,000	71,844円	20香港ドル
2006年度従業員株式報酬制度に基づき付与された新株予約権	5,304	71,844円	20香港ドル
2009年度従業員株式報酬制度に基づき付与された新株予約権	126,971	1,703円	20香港ドル

## 発行済株式

記名・無記名の別 額面・無額面の別	種類	発行数	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
額面価額20.00香港ドルの記名株式	普通株式	1,515,305.79株	東京証券取引所 (マザーズ市場)	完全議決権を有する当社の普通株式

## (2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (3)【発行済株式総数及び資本金等の推移】(2010年12月31日現在)

年月日	概要	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金等増減額 (米ドル)*	資本金等残高(米ドル、 括弧内は円)*
2006年1月20日	オプション保有者によるオプションの行使	36	815,513.29	8,640	260,719,348 (21,246,019,669)
2006年1月20日	従業員に対する新株発行	30	815,543.29	26	260,719,374 (21,246,021,787)
2006年1月20日	従業員報酬制度に関連する株式発行	30	815,573.29	20,693	260,740,067 (21,247,708,060)
2006年1月20日	株式分割に関連する従業員に対する新株発行	12.5	815,585.79	-	260,740,067 (21,247,708,060)
2006年1月27日	上級役員に対する新株発行	5,478	821,063.79	-	260,740,067 (21,247,708,060)
2006年2月15日	第三者に対する新株発行	2,000	823,063.79	-	260,740,067 (21,247,708,060)
2006年2月15日	ストックオプションの行使に関連する株式発行	12	823,075.79	5,001	260,745,068 (21,248,115,591)
2006年2月15日	従業員報酬制度に関連する株式発行	3	823,078.79	8	260,745,076 (21,248,116,243)
2006年2月23日	ワラント保持者によるワラントの行使に関連する株式発行	3,900	826,978.79	1,029,600	261,774,676 (21,332,018,347)
2006年3月3日	コンサルタントに対する新株発行	4,650	831,628.79	-	261,774,676 (21,332,018,347)
2006年3月13日	最高経営責任者に対する新株発行	15,262	846,890.79	-	261,774,676 (21,332,018,347)
2006年3月21日	北京センチュリー・メディア・カルチャーの買収に関連する追加の株式発行	14,629	861,519.79	8,374,613	270,149,289 (22,014,465,561)
2006年4月18日	ストックオプションの行使に関連する株式発行	566	862,085.79	234,261	270,383,550 (22,033,555,490)
2006年5月8日	ワシントン・アナリシスの買収に関連する追加の株式発行	3,543	865,628.79	3,182,503	273,566,053 (22,292,897,659)
2006年5月8日	ストックオプションの行使に関連する株式発行	392	866,020.79	161,169	273,727,222 (22,306,031,321)
2006年6月8日	ミン・シン・インターナショナル・リミテッドの買収に関連する追加の株式発行	18,105	884,125.79	11,665,902	285,393,124 (23,256,685,675)
2006年6月8日	北京経観信成広告有限公司の買収に関連する追加の株式発行	6,602	890,727.79	4,253,979	289,647,103 (23,603,342,424)
2006年7月25日	中国発展研究基金会对する新株発行	1,500	892,227.79	751,351	290,398,454 (23,664,570,016)

年月日	概要	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金等増減額 (米ドル)*	資本金等残高(米ドル、 括弧内は円)*
2006年7月25日	ストックオプションの行使に関連する株式発行	156	892,383.79	67,919	290,466,373 (23,670,104,736)
2006年9月6日	上級役員に対する新株発行	18,107	910,490.79	6,152,243	296,618,616 (24,171,451,018)
2006年9月6日	ストーン・アンド・マッカーシーの買収に関連する追加の株式発行	4,299	914,789.79	1,800,000	298,418,616 (24,318,133,018)
2006年9月6日	ストックオプションの行使に関連する株式発行	12	914,801.79	5,022	298,423,638 (24,318,542,261)
2006年9月22日	上級役員に対する新株発行	800	915,601.79	208,265	298,631,903 (24,335,513,776)
2006年11月22日	テイラー・ラファティエの買収に関連する追加の株式発行	16,036	931,637.79	5,948,071	304,579,974 (24,820,222,081)
2007年1月10日	GLC買収に関連する追加の株式発行	43,975	975,612.79	24,338,504	328,918,478 (26,803,566,772)
2007年1月10日	従業員報酬制度に関連する株式発行	27	975,639.79	23	328,918,501 (26,803,568,647)
2007年1月10日	ストックオプションの行使に関連する株式発行	12	975,651.79	4,928	328,923,429 (26,803,970,229)
2007年2月8日	ストックオプションの行使に関連する株式発行	288	975,939.79	138,247	329,061,676 (26,815,235,947)
2007年3月20日	新華ファイナンス・アドバイジングの買収に関連する追加の株式発行	20,740	996,679.79	11,878,390	340,940,066 (27,783,205,948)
2007年3月20日	北京センチュリー・メディア・カルチャーの買収に関連する追加の株式発行	12,965	1,009,644.79	7,404,653	348,344,719 (28,386,611,121)
2007年3月22日	ストックオプションの行使に関連する株式発行	438	1,010,082.79	185,662	348,530,381 (28,401,740,785)
2007年4月27日	ワシントン・アナリシスの買収に関連する追加の株式発行	4,345	1,014,427.79	2,598,955	351,129,336 (28,613,529,628)
2007年5月20日	ストックオプションの行使に関連する株式発行	520	1,014,947.79	227,607	351,356,943 (28,632,077,322)
2007年8月22日	ストックオプションの行使に関連する株式発行	12	1,014,959.79	8,198	351,365,141 (28,632,745,377)
2007年9月12日	従業員報酬制度に関連する株式発行	3,500	1,018,459.79	669,700	352,034,841 (28,687,319,230)
2007年10月8日	従業員報酬制度に関連する株式発行	539	1,018,998.79	166,860	352,201,701 (28,700,916,634)
2007年11月26日	テイラー・ラファティエの買収に関連する追加の株式発行	14,055	1,033,053.79	4,177,784	356,379,485 (29,041,364,253)
2008年1月31日	従業員報酬制度に関連する株式発行	7,035	1,040,088.79	1,927,195	358,306,680 (29,198,411,384)
2008年2月29日	従業員報酬制度に関連する株式発行	50	1,040,138.79	15,380	358,322,061 (29,199,664,730)
2008年5月2日	新華ファイナンス・アドバイザータイジングの買収に伴う株式発行	125,634	1,165,772.79	10,000,000	368,322,061 (30,014,564,730)
2008年5月2日	北京センチュリー・メディア・カルチャーの買収に伴う株式発行	27,354	1,193,126.79	2,177,314	370,499,375 (30,191,994,048)

年月日	概要	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金等増減額 (米ドル)*	資本金等残高(米ドル、 括弧内は円)*
2008年5月31日	従業員報酬制度に関連する株式発行	116	1,193,242.79	28,101	370,527,475 (30,194,283,972)
2008年5月20日	新華ファイナンス・アドパータイジングの買収に伴う株式発行	48,518	1,241,760.79	4,706,423	375,233,898 (30,577,810,383)
2008年8月20日	新華ファイナンス・アドパータイジングの買収に伴う株式発行	115,329	1,357,089.79	3,000,000	378,233,898 (30,822,280,383)
2008年8月20日	北京センチュリー・メディア・カルチャーの買収に伴う株式発行	128,962	1,486,051.79	3,354,628	381,588,526 (31,095,649,018)
2009年1月31日	コンサルタント、従業員及び取締役報酬制度に関連する株式発行	4,054	1,490,105.79	1,079,699	382,668,225 (31,183,633,687)
2009年7月31日	取締役及び従業員報酬制度に関連する株式発行	23,838	1,513,943.79	1,154,073	383,822,298 (31,277,679,072)
2010年2月24日	取締役及び従業員報酬制度に関連する株式発行	1,362	1,515,305.79	181,938	384,004,236 (31,292,505,198)

(注) 1 \* 資本金等には、資本金及び資本準備金が含まれております。

2 \*\* 1株を3株とする株式分割実行前の株数となっております。

3 2010年度には新株予約権の行使はありませんでした。

4 2010年12月31日現在における新株予約権の残高、新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額については、「(1) 株式の総数等」の注記をご参照下さい。

## (4) 【所有者別状況】

(2010年12月31日現在)

区分	株式の状況						
	政府、地方 政府及び公 共団体	個人	金融機関	証券会社	その他法人	非居住者	計
実質株主数(人)	1	11,506	1	5	83	165	11,761
所有株式数(株)	69	1,058,068	5,601	2,389	137,945	311,233.79	1,515,305.79
所有株式数の割合 (%)	0.00	69.83	0.37	0.16	9.10	20.54	100.0

(注) ホースフォード・ノミニーズ・リミテッドにより所有されている株式数は、その実質株主にに基づき区分されています。

## (5) 【大株主の状況】

(2010年12月31日現在)

	氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
1	株式会社フロックス	静岡県静岡市駿河区南町 10番5号	114,717	7.57
2	ピクテアンドシエ828060 (常任代理人:三井住友 銀行)	東京都千代田大手町1 - 2 - 3	68,074	4.50
3	HSBC BROKING SEC. (ASIA) Limited	東京都中央区日本橋3 - 11 - 1 カストディ・デ パートメント	61,391	4.05
4	ノムラ・シンガポール (常任代理人:野村證 券)	東京都中央区日本橋1 - 9 - 1	47,566	3.14
5	CLARIDEN LEU SPOR TRUST A/C CLIENTS (常任代理人:三菱東京 UFJ銀行)	東京都港区浜松町2 - 11 - 3 三菱東京UFJ銀行 決済事業	42,824	2.83
6	ミヤタ カズノリ	宮城県都城市	42,410	2.80
7	ハマノ タケユキ	兵庫県神戸市	30,000	1.98
8	ハラ リエ	東京都品川区	19,750	1.30
9	リーマン・ブラザーズ・ インク(常任代理人:み ずほコーポレート銀行)	東京都中央区月島4 - 16 - 13	13,500	0.89
10	MLP FS Custody (常任代理人:メリルリ ンチ証券)	東京都中央区日本橋1 - 4 - 1	11,352	0.75
	合計		451,584	29.81

(注) 1 2010年12月31日付で当社の発行済株式総数は1,515,305.79株です。

2 当社CEOジェイ・リーが所有する当社株式15,178株は、ノムラ・シンガポールが所有する株式の中に含まれておりま  
す。

3 当事業年度において、ラック・ウィング・グループ・リミテッドから2010年9月13日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付を受けておりますが、当社として事業年度末における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ラック・ウィング・グループ・リミテッド	英領ヴァージン諸島、トルトラ島、ロード・タウン、オフショア・インコーポレーションズ・センター、私書箱957	68,441	4.52

4 前事業年度末現在主要株主であったラック・ウィング・グループ・リミテッドは、当事業年度末では主要株主ではなくなりました。

## 2【配当政策】

当社は比較的短期の営業経歴しかないため、まだ配当の宣言、支払を行ったことはありません。

当社の業界内でのリーダーシップを維持し当社の企業価値の最大化を図るため、当社はこれまでのところ事業の拡大を配当の分配に優先させて参りました。現在、事業を拡大する一方で利益構造の強化に注力しております。

なお、配当の決定機関については「第一部 企業情報、第1 本国における法制等の概要」をご参照下さい。

## 3【株価の推移】

### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

事業年度	決算年月	最高(円)	最低(円)
第3期事業年度	2006年12月	109,000	36,750
第4期事業年度	2007年12月	93,800	20,750
第5期事業年度	2008年12月	24,150	980
第6期事業年度	2009年12月	2,800	1,013
第7期事業年度	2010年12月	3,915	315

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものです。

2 株式分割後の株価に基づき記載しております。

### (2)【当該事業年度における最近6月間の月別最高・最低株価】

年月	最高(円)	最低(円)
2010年7月	2,190	620
2010年8月	3,915	1,354
2010年9月	2,578	1,615
2010年10月	1,777	1,240
2010年11月	1,680	1,370
2010年12月	1,557	1,401

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものです。

## 4【役員の状況】

## (1) 取締役及び経営幹部の経歴及び所有株式数等(2011年4月28日現在)

## 取締役の経歴及び所有株式数等

役職名	氏名	生年月日	任期	略歴	所有株式数 (株)
独立取締役 兼取締役会 会長	ウー・ジー・グアン (WU Ji Guang)	1951年7月16日	2009年～ 2014年	ウー・ジー・グアン氏は、2004年4月より当社グループ会長であり2003年5月から2004年4月までXFNで同職務に就いた。ウー氏はXNAの完全所有投資会社であるチャイナ・メディア・ディベロップメント・シェンチェン・インコーポレーションの社長でもある。	300
最高経営責任者兼投資委員会委員	ジェイ・ヤング・リー (Jae Young LIE)	1961年2月19日	2008年～ 2013年	ジェイ・リー氏は、2008年5月より当社グループの最高経営責任者であり、2004年4月からは取締役である。2000年以降、リー氏はXFL社にて勤務しており、最高業務執行責任者及び当社社長を歴任した。それ以前は、リー氏は、フリッツ・カンパニーズ・インクのセールス&マーケティング担当シニア・ディレクターであった。リー氏は、米国カリフォルニア大学パークレー校で経済学士号を取得している。標準中国語、日本語、韓国語及び英語を話す。	15,178
独立取締役 兼監査・報酬委員会議長 兼投資委員会委員	アロイシウス・ティー・ローン (Aloysius T. Lawn)	1958年12月4日		ローン氏は、2007年6月に取締役に任命され、ビジネスコンサルタントであり、また当社の投資委員会の委員である。2001年2月から2007年2月までの間ストーンパス・グループ・インクの取締役を務め、2006年12月までは、住宅及び中小企業市場向けに各種のプログラムを提供する総合通信サービス・プロバイダーであるトーク・アメリカ・ホールディングス・インクの取締役副社長兼相談役・秘書役であった。ローン氏は、1996年にトーク・アメリカ・ホールディングス・インクに入社するまで、個人で弁護士開業をし、民間向け及び公的金融、合併買収、証券規制並びにコーポレート・ガバナンスにおいて広範な経験を有している。ローン氏は、エール大学及びテンプル大学のロースクールを卒業している。ローン氏は、XSELの独立取締役である。XSELは、当社の関連会社である。ローン氏は当社の監査・報酬委員会の議長である。	1,500



役職名	氏名	生年月日	任期	略歴	所有株式数 (株)
独立取締役 兼報酬委員 会委員	ジニー・ムータフ (Jeanne MURTAUGH)	1950年6月5日		ムータフ氏は、ゲート・テクノロジーズLLC及びゲート・グローバル・インパクトの取締役である。同氏はまた、2008年末に引退するまでは、ニューヨークを拠点として、エージェンシー・ブローカー及び投資技術ソリューションの大手企業であるバンク・オブ・ニューヨーク・コンバージェックス・グループ・エルエルシーの名誉副会長とBNYコンバージェックス・エグゼキューション・ソリューションズの副会長を兼務していた。 ムータフ氏は、指導的役割を果たしていたBNYブローカレッジの買収に伴い、1997年にザ・バンク・オブ・ニューヨークに入行した。同氏は、JPモルガンでキャリアをスタートし、その後は、ワコピア・バンク、続いてモルガン・スタンレー・アンド・カンパニーにおいてその子会社であるESIを通じて様々な管理職を務め、ワコピア・バンクでは、同行のリテールブローカー事業及びグローバル・カストディサービスを立ち上げた。ムータフ氏は、ノースカロライナ大学で理学士号を取得した。	150
独立取締役 兼監査委員 会委員	チェン・シャオルー (CHEN Xiao Lu)	1946年7月30日		チェン氏は、毛沢東主席とともに中華人民共和国の数少ない伝説的な建国者の一人である人物の息子である。同氏の父親は、1949年における勝利の功労者とされる十大元帥の一人であり、また、中国の最も重要な商業都市である上海の初代市長に任命された。チェン・シャオルー氏自身は、中国軍部において数多くの上級職に就いており、在ロンドン中国大使館の国防副武官を務めていた。同氏はまた、中国共産党中央委員会にて、政治体制改革研究室社会改革局局長を務めた。1990年代前半に同氏は実業界に転身し、現在はスタンダード・インターナショナル・インベストメント・コンサルタンシー・カンパニー・リミテッドの取締役とボセラ・ファンドの独立取締役を兼務している。	150
株式数合計					17,278

(注) 取締役会会長及び最高経営責任者以外の全ての取締役は、年次株主総会において、順番で退任し、再任されることがあります。下記「5 コーポレート・ガバナンスの状況等」をご参照下さい。

## 経営幹部の経歴及び所有株式数等

役職名	氏名	生年月日	任期	略歴	所有株式数 (株)
最高財務責任者	イヴォンヌ・シウフン・ワン・リウ (Yvonne Siuhung WANG-LIU)	1970年8月22日	定めなし	イヴォンヌ・ワン氏は当社の全体的な財務戦略及び内部統制を担当しています。ワン氏は17年もの確固とした業務経験を有しているが、その中には、6大監査法人での業務経験が含まれる。当社入社以前は、ワン氏は(当時当社の子会社であり、現在は関連会社である)XSELの財務担当副社長として、ファイナンス・チームを率いてサーベンス・オクスリー法コンプライアンスの認証取得や一連の財務統制向上キャンペーンを成功させた。ワン氏は南カリフォルニア大学において経営修士号(MBA)を取得し、米国公認会計士(CPA)の資格を有している。	-
株式数合計					-

## (2) 取締役の報酬

## 2010年度取締役の報酬

	合計(米ドル)	(千円)
取締役の報酬	174,400	14,179
給料	350,000	28,522
交際費	-	-
株式報酬	171,106	13,943
賞与	350,000	28,552
その他	1,539	125
合計	1,046,645	85,291

(注) 上記の数字は、2010年12月31日に終了した年における当社の取締役についてのものであり、当社グループによる雇用に基づく給与、諸手当その他の手当が含まれています。

## 5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### 経営体制

当社グループの業務は、究極的には当社の取締役会により経営され、執行されております。当社の取締役会は、現在5名の取締役で構成されており、そのうち、4名は独立取締役です。取締役会の構成、個々の取締役の経験及び当社グループの取締役会相互の力学により、取締役会の効率性の確保及び個人又は小規模グループが取締役会の意思決定を支配することの防止が可能となっております。当社の取締役会は、各独立取締役が人格及び判断において独立していると考えております。

当社の定款の定めによれば、各年次株主総会において、その時点における三分の一の取締役（取締役会会長又は最高経営責任者（CEO）以外）（取締役の員数が3の倍数でない場合には、三分の一より少なく、かつ最も近い整数の取締役）が順に退任いたしますが、退任取締役は、直ちに再任される資格を有しております。このような再任のシステムにより、株主が当社の意思決定プロセスに参加することが確保されます。取締役会会長及びCEOである取締役は、5年ごとにかかる同一要件の対象となります。取締役会は、当社の業務執行を行う権限を、当社の業務の一般的経営にあたるCEO、当社の財務会計業務にあたる最高財務責任者（CFO）又は取締役会が任命する委員会を含む執行役員に委任いたします。当社の定款は、取締役会に対し、その権限、権能及び裁量権を、取締役会が適当と考える取締役及びその他の者によって構成される委員会に委任することを認めております。取締役会は、随時、かかる委任を取消すか、又は人物若しくは目的に関してかかる委員会の全て若しくは一部の任命を取消し、それらを解任することができます。取締役会によって構成される委員会は、その委任された権限、権能及び裁量権を行使する際、取締役会が設定する規則を遵守するものとします。

当社グループを効率的に経営するために、当社の取締役会はいくつかの委員会の設置を行っております。以下に記載する監査委員会に加えて、当社は、当社の独立した非業務執行取締役2名によって構成される報酬委員会も設置しております。報酬委員会の目的は、取締役会が当社の従業員及び役員に対して支払う報酬を検討し、決定するのを支援することにあります。報酬委員会は、取締役会が当社の役員及び従業員の報酬に関して行うことのできる一切の事項を行う権限を授与されており、報酬委員会の全会議についての完全な議事録は、当社に保管されます。当社は2005年11月17日の取締役会決議により、2名の取締役によって構成される投資委員会を設立いたしました。投資委員会は2百万米ドル（184百万円）未満の価値の投資及び買収を承認する権限があります。

当社グループの取締役、役員及び従業員並びに取締役会が設置した委員会による義務の履行は、常に当社の取締役会によって監視・監督されます。

当社グループは、このようなコーポレート・ガバナンス体制を採用することにより、経営陣と株主との間での利益の均衡を図っております。

#### 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、一般的な規程（行動規範や従業員ハンドブックなど）及び実務上の規程（営業マニュアルや会計マニュアルなど）の両方に関する会社ポリシーやマニュアルを整備することにより、当社及び子会社の内部統制の確立を図っております。日本版SOX法及び2010年度における当社のコンプライアンス体制を考慮して、当社の内部監査チームが財務部門と共同で2010年度における全ての内部統制ポリシー及び手続につき、更新、改定、実行及び検討を行いました。また、同法を遵守し、2010年度における財務報告に対する内部統制の有効性について決定するため、当社経営陣及び財務部門は自己評価を行っただけでなく、独立監査人である清和監査法人及びRSMネルソン・ウィーラーらとともに、日本版SOX法に準拠する当社の内部統制ポリシーにつき検討を行うため協力しました。当社の内部統制報告書に対する監査報告書は清和監査法人により発行され、当該内部統制報告書は有価証券報告書と併せて管轄財務局に提出されます。

#### 監査体制

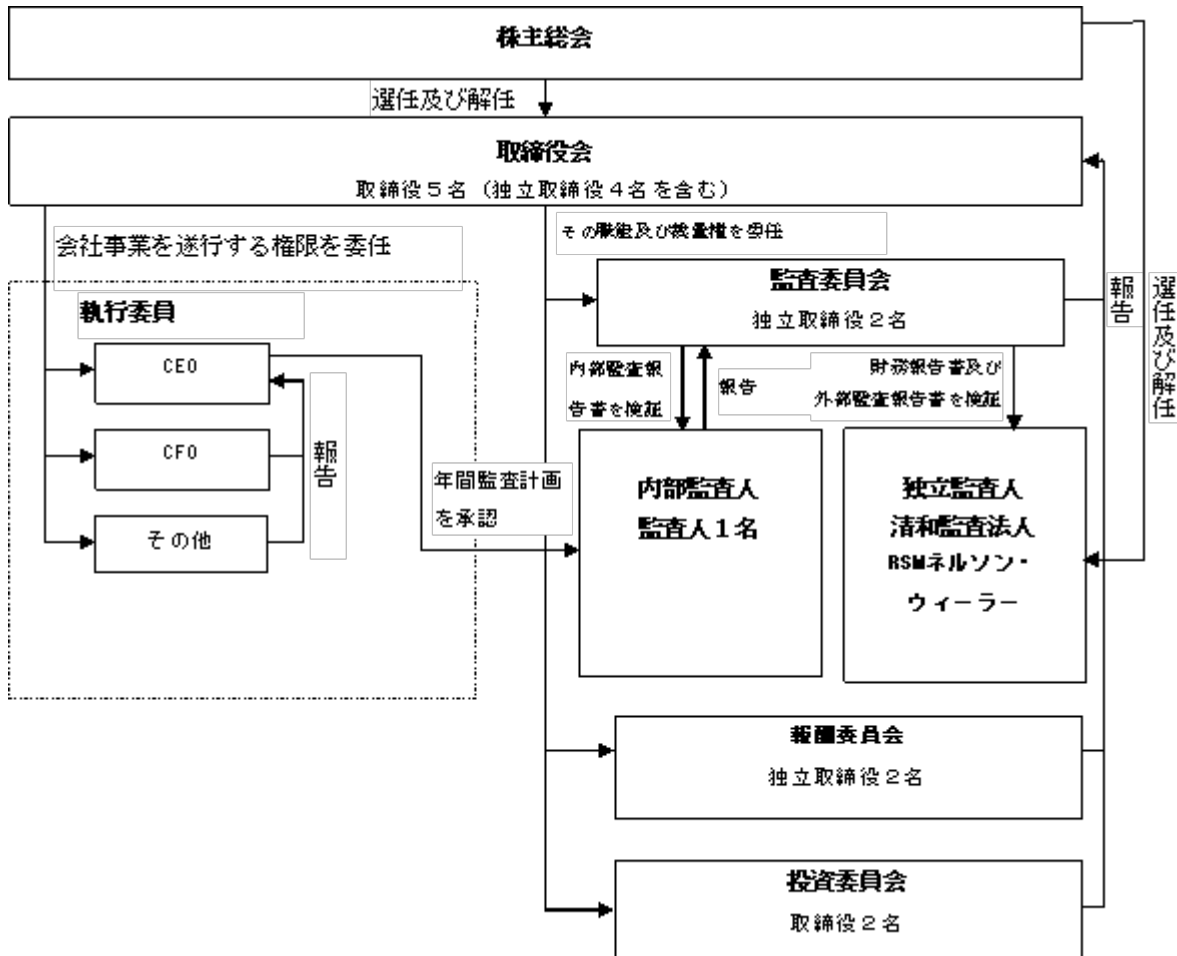
当社の独立した非業務執行取締役2名によって構成される監査委員会が設置されました。監査委員会の目的は、( )当社の四半期及び年次の財務情報、( )外部及び内部の監査報告書、並びに( )経営陣及び取締役会が設定したコーポレート・ガバナンス及び内部統制のシステムに関して精査することで、取締役会を支援することにあります。

監査委員会は、当社の役員及び従業員並びに当社の子会社の業務執行取締役、役員及び従業員以外の最低2名の取締役によって構成されます。監査委員会の過半数は、当社の独立した非業務執行取締役であり、また、監査委員会の委員長は、当社の1名の独立した非業務執行取締役です。

監査委員会は、当社のあらゆる帳簿及び計算書類を完全かつ無制限に閲覧することができ、以下の義務及び責任を負うものとします。

- (a) 当社の年次報告書、財務諸表及び四半期報告書のドラフトをレビューし、それに関する助言及びコメントを取締役会に提供すること。
- (b) 当社の財務報告及び内部統制手続を検証し、監督すること。
- (c) 取締役及び執行役員による義務の履行を監視すること。

また、清和監査法人が、当社の独立監査人として任命されており、当社の財務諸表は、日本の一般に公正と認められた監査の基準に従って外部監査人により監査されます。独立監査人は、日本GAAPに基づいて作成された財務諸表について報告書を作成し、かかる外部監査人による報告書は、株主総会に提出されます。清和監査法人及びRSMネルソン・ウィーラーは、2010年12月期における当社の財務報告に対する内部統制の有効性について決定するため、日本版SOX法に準拠する当社の内部統制ポリシーにつき検討を行いました。当社の内部統制報告書に対する監査報告書は清和監査法人により発行され、当該内部統制報告書は有価証券報告書と併せて管轄財務局に提出されます。



#### 独立取締役に関する事項

##### (a) 独立取締役の人数

当社は2011年1月より、4名の独立取締役を任命しています。

##### (b) 独立取締役と当社の人的関係、資本的関係又は取引関係

独立取締役、監査委員会委員と当社の間には、人的関係及び取引関係はありません。資本関係については、「4 役員の状況」に記載されています。

## (c) コーポレート・ガバナンスにおける独立取締役の職務及び役割並びに当社の方針における独立取締役の選任状況における考え方

当社取締役会は、独立取締役の独立性に関して以下の基準を適用しています。：経営陣の独立性  
取締役としての判断の独立性や取締役会での協議において説得的かつ有益な貢献を果たす能力を著しく制限する、又は取締役として当社利益を最大化するよう行動する能力を制限する事業上の関係を有していないこと。

通常の事業運営において当社と取締役が関与する企業との間に何らかの契約が存在する場合、これらの契約は双方の企業にとっての重要性に基づき審査されます。これらの基準を適用することにより、当社取締役会は、全ての非業務執行取締役についてその独立性が担保されるものと認識しています。

当社の4名の独立取締役は、上記の独立取締役の独立性に関する基準に基づき選任されていることから、当社はこれら4名の独立取締役の独立性は満たされていると考えています。

当社独立取締役の役割は、当社のディスクロージャーに関する透明性を高めることを促進するとともに、債権者、サプライヤー及び従業員に関する経営陣の決定を評価することにあります。独立取締役は、取締役会の構成員として、高度な経営戦略、リスク評価及び業績評価に関わる経営陣の決定にその経験や知見を提供しています。非業務執行取締役は、その地位の独立性により、取締役の報酬、M&A、後継人事の策定及び監査といった重要な事項に関する評価の際には、当社に客観的な視点をもたらしております。

当社独立取締役の有する幅広い専門性と特定分野における専門的知見に照らして、当社は、4名の独立取締役は当社のコーポレート・ガバナンス体制を実効的に機能させるのに十分な人数であると考えています。

## (d) 独立取締役による監督及び監査と内部監査、監査委員会による監査及び会計監査との相互連携、並びに独立取締役による監督及び監査と内部統制システムとの関係

監査委員会委員である独立取締役は、監査委員会による監査を通じて監査を行います。内部監査人は、経営陣の回答を経て監査人の任務が終わると、毎回、監査報告書を監査委員会へ提出し、監査委員会は同報告書の確認及び検討を行います。また、監査委員会は独立監査人による監査報告書を検証します。

監査委員会は、経営陣及び取締役会が設定したコーポレート・ガバナンス及び内部統制のシステムに関して精査を行っています。

監査委員会委員ではない独立取締役は、当社の日常的な監査及び監督は行いませんが、当社の運営に関する重要事項について定期的に報告を受けます。

## 取締役の報酬等の額

## (a) 当社から取締役に対して支給されている報酬等の額

		報酬合計	報酬の種類			取締役の数
			基本報酬	ストック・オプション	その他の報酬	
取締役 (独立取締役を除く)	(千米ドル)	891	396	143	352	1
	(百万円)	73	32	12	29	
独立取締役	(千米ドル)	156	128	28	-	4
	(百万円)	13	10	2	-	

## (b) 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額

該当事項はありません。

## (C) 使用人を兼務する者の使用人給与のうち重要なもの

総額		対象となる役員の数(人)	内容
(千米ドル)	(百万円)		
700	57	1	使用人分としての給与

## (d) 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の定款によると、取締役の報酬は取締役会により決定されますが、取締役会は、その権限を取締役会が設置した報酬委員会に委任することができます。当社取締役は、当社の取締役の報酬の額の決定に関する方針に基づき、規模において当社と類似し国際的視野を有する企業と同程度の基本報酬を受領しており、報酬委員会が定める業績目標を達成することによりより多くの報酬総額を受けることができます。報酬委員会は、取締役会の決議により決定される2名以上の取締役で構成されるものとし、その過半数が、独立した非業務執行取締役で、当社の執行役員でない者であるものとします。かかる報酬は、取締役会又は報酬委員会(場合に応じます。)が合意する割合・方法で(かかる合意がない場合には均等に)取締役会の構成員間で分配されます。但し、報酬算定期間の一部においてのみ取締役として在職した者は、在職期間に関する報酬について当該一部期間分のみ受領する権利を有するものとします。かかる報酬は、日々発生するものとみなされます。

## 内部監査

当社の内部監査チームは、監査委員会に直接報告する一人の内部監査人により構成されています。内部監査人は、年度末前に、当社グループのほとんどの主要な企業をカバーする年度監査計画を策定し、CFOの承認を受けます。内部監査人は、その監査業務及び手続を( )計画、( )実査、( )報告及び( )フォローアップの4段階に基づいて行います。経営陣及びスタッフと協働する際、内部監査人は、( )誠実性、( )客観性、( )正確性、( )分析、( )丁寧さ及び( )秘密性の6つの重要な理念を維持することを目標としています。内部監査人は、実査をする際には、( )運営上の統制を監視し、( )かかる統制がどのように管理されているかを調査し、( )統制状況を証明する原書類を調達する項目を追跡し、( )実査を行った上、( )実質性・詳細性のテストを適用するという監査手続を行います。

経営陣の回答を経て監査人の任務が終わると、毎回、内部監査人は、監査委員会の確認及び検討のために、監査報告書を提出します。独立監査人のいずれかが当社グループの現在の統制状況に疑問がある場合、独立監査人は内部監査人に直接連絡することができます。

当社の内部監査チームは、日本版SOX法及び2010年度における当社のコンプライアンス体制を考慮して、財務部門と共同で2010年度における全ての内部統制ポリシー及び手続につき、更新、改定、実行及び検討を行いました。

## 株式の保有状況

## (a) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるもの

該当事項はありません。

## (b) 投資株式のうち保有目的が純投資目的であるもの

該当事項はありません。

## 監査法人について

## (a) 清和監査法人(RSMインターナショナルの加盟法人)に所属する公認会計士である、寛悦生、南方美千雄及び藤本亮が2010年12月期の監査業務を行いました。

## (b) 補助者の構成

公認会計士 3名

会計士補等 1名

その他 3名

## (2) 【監査報酬の内容等】

## 【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬 (千米ドル(百万円))	非監査業務に 基づく報酬 (千米ドル(百万円))	監査証明業務に 基づく報酬 (千米ドル(百万円))	非監査業務に 基づく報酬 (千米ドル(百万円))
提出会社	1,139 (93)	403 (33)	696 (57)	57 (5)
連結子会社	41 (3)	148 (12)	16 (1)	88 (7)
計	1,181 (96)	551 (45)	712 (58)	145 (12)

## 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

## 【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

## 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

## 第6【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(2009年1月1日から2009年12月31日まで)及び当連結会計年度(2010年1月1日から2010年12月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に準拠して作成しております。

- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年11月大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(2009年1月1日から2009年12月31日まで)及び(2010年1月1日から2010年12月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に準拠して作成しております。

- (3) 当社の財務書類は、財務諸表等規則第129条第4項の規定の適用を受けております。

- (4) 当社の財務書類は、米ドルで表示されております。「円」で表示されている金額は、財務諸表等規則第132条の規定に基づき、2010年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=81.49円で換算された金額であります。金額は、千米ドル単位(四捨五入)及び百万円単位(四捨五入)で表示されております。なお、当該円換算額は、単に便宜上の表示を目的としており、米ドルで表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(2009年1月1日から2009年12月31日まで)及び前事業年度(2009年1月1日から2009年12月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。また、当連結会計年度(2010年1月1日から2010年12月31日まで)及び当事業年度(2010年1月1日から2010年12月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表については、清和監査法人により監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、2009年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

臨時報告書に記載した事項は次とおりであります。

#### 1. 異動の年月日

2010年6月11日

#### 2. 異動する監査法人の概要

##### 退任する監査法人

名称 : 有限責任監査法人トーマツ  
所在地 : 東京都港区芝浦4-13-23 MS 芝浦ビル  
業務執行社員の氏名 : 包括代表(CEO) 佐藤良二

##### 就任する監査法人

名称 : 清和監査法人  
所在地 : 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 霞が関コモンゲート 西館32階  
業務執行社員の氏名 : シニアパートナー 笥 悦生

#### 3. 退任する監査法人の直近における就任年月日

2010年5月24日



## 4. 退任する監査法人が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項ありません。

## 5. 退任に至った理由及び経緯

当社の経費削減努力の一環として、当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約の延長に関する交渉を行いました。合意に至らなかったためです。

## 6. 上記5.の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る辞任する監査法人の意見

特段の意見はない、との回答を得ております。

## 1【財務書類】

## (1)【連結財務諸表等】

## 【連結貸借対照表】

	前連結会計年度 2009年12月31日 (単位:千米ドル)	前連結会計年度 2009年12月31日 (単位:百万円)	当連結会計年度 2010年12月31日 (単位:千米ドル)	当連結会計年度 2010年12月31日 (単位:百万円)
<b>資産の部</b>				
<b>流動資産</b>				
現金及び預金	1 23,688	1 1,930	1 40,026	1 3,262
売掛金	2 2,213	2 180	2 1,993	2 162
未収入金	2,095	171	1,130	92
短期貸付金	-	-	150	12
その他	1,562	127	1,286	105
流動資産合計	29,558	2,409	44,585	3,633
<b>固定資産</b>				
<b>有形固定資産</b>				
建物及び構築物	986	80	451	37
減価償却累計額	445	36	104	8
建物及び構築物(純額)	540	44	348	28
工具、器具及び備品	3,028	247	2,118	173
減価償却累計額	2,030	165	1,872	153
工具、器具及び備品(純額)	998	81	246	20
有形固定資産合計	1,538	125	593	48
<b>無形固定資産</b>				
のれん	-	-	1,464	119
商標権	300	24	201	16
無形固定資産合計	300	24	1,665	136
<b>投資その他の資産</b>				
投資有価証券	65	5	-	-
関係会社株式	-	-	34	3
関係会社出資金	7,840	639	-	-
長期貸付金	-	-	650	53
その他	-	-	4	0
投資その他の資産合計	2 7,906	2 644	2 688	2 56
固定資産合計	9,744	794	2,947	240
<b>繰延資産</b>				
社債発行費	133	11	-	-
繰延資産合計	133	11	-	-
資産合計	39,434	3,213	47,532	3,873
<b>負債の部</b>				
<b>流動負債</b>				
買掛金	1,106	90	1,494	122
1年内償還予定の社債	3,787	309	-	-
短期借入金	1,3 16,726	1,3 1,363	1,3 10,596	1,3 863
未払法人税等	984	80	1,482	121
未払金	1,401	114	1,155	94
未払費用	6,664	543	3,031	247
その他	552	45	1,605	131
流動負債合計	31,220	2,544	19,363	1,578
<b>固定負債</b>				
社債	5,388	439	-	-
繰延税金負債	42	3	34	3
その他	1,042	85	507	41
固定負債合計	6,472	527	541	44
負債合計	37,692	3,072	19,904	1,622

	前連結会計年度 2009年12月31日 (単位:千米ドル)	前連結会計年度 2009年12月31日 (単位:百万円)	当連結会計年度 2010年12月31日 (単位:千米ドル)	当連結会計年度 2010年12月31日 (単位:百万円)
<b>純資産の部</b>				
<b>株主資本</b>				
資本金	3,882	316	3,885	317
資本剰余金	403,856	32,910	404,034	32,925
利益剰余金	383,004	31,211	352,121	28,694
株主資本合計	24,734	2,016	55,798	4,547
<b>評価・換算差額等</b>				
その他有価証券評価差額金	36	3	-	-
為替換算調整勘定	4	4	4	4
評価・換算差額等合計	24,817	2,022	30,460	2,482
新株予約権	1,659	135	2,180	178
少数株主持分	166	14	109	9
純資産合計	1,742	142	27,628	2,251
負債純資産合計	39,434	3,213	47,532	3,873

## 【連結損益計算書】

	前連結会計年度 自 2009年1月1日 至 2009年12月31日 (単位:千米ドル)	前連結会計年度 自 2009年1月1日 至 2009年12月31日 (単位:百万円)	当連結会計年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位:千米ドル)	当連結会計年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位:百万円)
売上高	32,717	2,666	17,018	1,387
売上原価	10,949	892	12,841	1,046
売上総利益	21,768	1,774	4,177	340
販売費及び一般管理費				
役員報酬	1,451	118	1,047	85
給料及び手当	8,115	661	6,200	505
広告宣伝費	101	8	127	10
減価償却費	977	80	441	36
のれん償却額	350	29	12	1
支払手数料	5,871	478	3,417	278
その他	9,076	740	8,475	691
販売費及び一般管理費合計	25,941	2,114	19,719	1,607
営業損失( )	4,173	340	15,542	1,267
営業外収益				
受取利息及び配当金	1,154	94	192	16
持分法による投資利益	-	-	5,291	431
為替差益	357	29	6,364	519
受取手数料	1,578	129	463	38
その他	923	75	580	47
営業外収益合計	4,012	327	12,889	1,050
営業外費用				
支払利息	3,996	326	1,738	142
持分法による投資損失	80,448	6,556	-	-
その他	755	62	-	-
営業外費用合計	85,199	6,943	1,738	142
経常損失( )	85,360	6,956	4,391	358
特別利益				
償却債権取立益	-	-	867	71
関係会社株式売却益	1,042	85	36,685	2,989
特別利益合計	1,042	85	37,551	3,060
特別損失				
持分変動損失	7,941	647	-	-
投資有価証券評価損	-	-	21	2
貸倒引当金繰入額	2,196	179	-	-
貸倒損失	4,263	347	-	-
関係会社株式売却損	35	3	-	-
固定資産除売却損	2 98	2 8	2 105	2 9
減損損失	1 5,433	1 443	1 1,034	1 84
社債償還損	-	-	533	43
その他	190	16	-	-
特別損失合計	20,156	1,643	1,693	138
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	104,474	8,514	31,467	2,564
法人税、住民税及び事業税	2,480	202	124	10
過年度法人税等	-	-	450	37
法人税等調整額	156	13	4	0
法人税等合計	2,324	189	570	46
少数株主利益	6,656	542	14	1
当期純利益又は当期純損失( )	113,454	9,245	30,883	2,517

## 【連結株主資本等変動計算書】

	前連結会計年度 自 2009年1月1日 至 2009年12月31日 (単位:千米ドル)	前連結会計年度 自 2009年1月1日 至 2009年12月31日 (単位:百万円)	当連結会計年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位:千米ドル)	当連結会計年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位:百万円)
<b>株主資本</b>				
<b>資本金</b>				
前期末残高	3,810	311	3,882	316
当期変動額				
新株の発行	72	6	3	0
当期変動額合計	72	6	3	0
当期末残高	3,882	316	3,885	317
<b>資本剰余金</b>				
前期末残高	401,693	32,734	403,856	32,910
当期変動額				
新株の発行	2,162	176	178	15
当期変動額合計	2,162	176	178	15
当期末残高	403,856	32,910	404,034	32,925
<b>利益剰余金</b>				
前期末残高	269,549	21,966	383,004	31,211
当期変動額				
当期純利益又は当期純損失( )	113,454	9,245	30,883	2,517
当期変動額合計	113,454	9,245	30,883	2,517
当期末残高	383,004	31,211	352,121	28,694
<b>株主資本合計</b>				
前期末残高	135,955	11,079	24,734	2,016
当期変動額				
新株の発行	2,234	182	182	15
当期純利益又は当期純損失( )	113,454	9,245	30,883	2,517
当期変動額合計	111,221	9,063	31,064	2,531
当期末残高	24,734	2,016	55,798	4,547
<b>評価・換算差額等</b>				
<b>その他有価証券評価差額金</b>				
前期末残高	40	3	36	3
当期変動額				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4	0	36	3
当期変動額合計	4	0	36	3
当期末残高	36	3	-	-
<b>為替換算調整勘定</b>				
前期末残高	24,320	1,982	24,853	2,025
当期変動額				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	533	43	5,607	457
当期変動額合計	533	43	5,607	457
当期末残高	24,853	2,025	30,460	2,482
<b>評価・換算差額等合計</b>				
前期末残高	24,280	1,979	24,817	2,022
当期変動額				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	536	44	5,643	460
当期変動額合計	536	44	5,643	460
当期末残高	24,817	2,022	30,460	2,482
<b>新株予約権</b>				
前期末残高	1,797	146	1,659	135
当期変動額				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	139	11	521	42
当期変動額合計	139	11	521	42
当期末残高	1,659	135	2,180	178

	前連結会計年度 自 2009年1月1日 至 2009年12月31日 (単位:千米ドル)	前連結会計年度 自 2009年1月1日 至 2009年12月31日 (単位:百万円)	当連結会計年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位:千米ドル)	当連結会計年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位:百万円)
<b>少数株主持分</b>				
前期末残高	6,120	499	166	14
<b>当期変動額</b>				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,955	485	57	5
当期変動額合計	5,955	485	57	5
当期末残高	166	14	109	9
<b>純資産合計</b>				
前期末残高	119,592	9,746	1,742	142
<b>当期変動額</b>				
新株の発行	2,234	182	182	15
当期純利益又は当期純損失( )	113,454	9,245	30,883	2,517
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,630	540	5,179	422
当期変動額合計	117,850	9,604	25,886	2,109
当期末残高	1,742	142	27,628	2,251

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

	前連結会計年度 自 2009年1月1日 至 2009年12月31日 (単位:千円)	前連結会計年度 自 2009年1月1日 至 2009年12月31日 (単位:百万円)	当連結会計年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位:千円)	当連結会計年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位:百万円)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>				
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	104,474	8,514	31,467	2,564
減価償却費	977	80	441	36
減損損失	5,433	443	1,034	84
のれん償却額	350	29	12	1
株式報酬費用	2,095	171	703	57
受取利息及び受取配当金	1,154	94	192	16
支払利息	3,996	326	1,738	142
持分変動損益( は益)	7,941	647	-	-
持分法による投資損益( は益)	80,448	6,556	5,291	431
投資有価証券評価損益( は益)	-	-	21	2
為替差損益( は益)	-	-	5,874	479
有形固定資産売却損益( は益)	98	8	105	9
貸倒引当金繰入額( は減少)	2,196	179	-	-
貸倒損失	4,263	347	-	-
償却債権取立益( は益)	-	-	867	71
関係会社株式売却損益( は益)	1,006	82	36,685	2,989
社債償還損	-	-	533	43
売上債権の増減額( は増加)	1,784	145	220	18
仕入債務の増減額( は減少)	905	74	388	32
その他の流動資産の増減額( は増加)	3,885	317	325	26
その他の流動負債の増減額( は減少)	8,847	721	1,703	139
その他	704	57	5	0
小計	2,217	181	14,281	1,164
法人税等の支払額又は還付額( は支払)	2,617	213	27	2
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,834	394	14,308	1,166
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>				
利息及び配当金の受取額	1,154	94	10,455	852
有形固定資産の取得による支出	420	34	570	46
有形固定資産の売却による収入	89	7	2	0
短期貸付金の増減額( は増加)	-	-	800	65
関係会社株式の取得による支出	-	-	34	3
関係会社株式の売却による収入	-	-	2 38,483	2 3,136
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	3 7,740	3 631	3 1,508	3 123
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	-	4 1,326	4 108
償却債権の取立による収入	-	-	867	71
その他	1,422	116	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,984	814	48,585	3,959
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>				
利息の支払額	2,950	240	1,573	128
担保に供している預金の増減額( は増加)	218	18	6,252	509
社債の償還による支出	42,054	3,427	9,740	794
短期借入金の純増減額( は減少)	413	34	5,919	482
少数株主への配当金の支払額	2,500	204	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	47,308	3,855	10,980	895
現金及び現金同等物に係る換算差額	359	29	669	55
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	42,517	3,465	22,628	1,844
現金及び現金同等物の期首残高	57,624	4,696	5,428	442
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	5 9,679	5 789	-	-
現金及び現金同等物の期末残高	1 5,428	1 442	1 28,056	1 2,286

**【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】**

前連結会計年度(自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)

当社グループは、前連結会計年度において営業損失44,838千円ドル(3,654百万円)、当期純損失268,322千円ドル(21,866百万円)を計上し、当連結会計年度におきましても、営業損失4,173千円ドル(340百万円)、当期純損失113,454千円ドル(9,245百万円)を計上いたしました。また、当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローも4,834千円ドル(394百万円)のマイナスとなっております。さらに、1年以内に社債(額面)3,800千円ドル(310百万円)について、償還期限を迎える状況にあります。

これは主に、当社グループが持分法適用会社としている新華スポーツ・アンド・エンターテインメント・リミテッド社(以下XSEL社)で発生した多額の損失を持分法による投資損失として取り込んだこと及びサブプライムローン問題を端緒とした市況の悪化に伴う既存事業からの営業収益の減少に起因いたします。

これらの状況により、当社グループは、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消するため、事業上のポジショニングを見直し、前進してまいります。そこで、当社経営陣は、保有資産の売却により必要な事業資金を調達したうえで、社債の償還に備えるとともに、当該資金を新たな事業に投資することにより、新たな収益基盤の確保を図る予定です。また、さらなる経費削減によって既存事業の収益性の向上を図り、社債の償還によって財務費用の削減を行うことにより、将来の持続可能な成長を図ることも検討しております。加えて、グローバルな金融市場が改善する兆しを見せる中、当社グループは、急速に成長する中国市場に身を置く利点を活かしながら、独自のコア・コンピタンスを活用して、中国における成長機会をとらえていきたいと考えております。

なお、連結貸借対照表上、XSEL社に対する投資額はすべて当連結会計年度において損失として処理されているため、今後XSEL社に関して追加の投資損失が発生する可能性は低いと認識しております。

しかし、当社グループの事業の継続可能性は、上記保有資産の売却の実現による事業資金の調達と既存事業及び新規事業の成長に強く依存していることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

当連結会計年度(自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)

該当事項はありません。



## 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前連結会計年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)	当連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 24社 主要な連結子会社の名称</p> <p>アジア 新華ファイナンシャル・ネットワーク・リミテッド 新華ファイナンシャル・ネットワーク(北京)・リミテッド 新華ファイナンシャル・ネットワーク(上海)・リミテッド その他: 13社</p> <p>米国 テイラー・ラファティール・アソシエーツ・インク その他: 3社</p> <p>その他の地域: 4社</p> <p>なお、前連結会計年度において連結子会社でありましたマーケット・ニュース・インターナショナル・インク及びその子会社並びに上海ファー・イースト・クレジット・レイティング及びその子会社(6社)は、保有株式売却に伴い連結の範囲から除外しております。</p> <p>また、前連結会計年度において連結子会社でありました新華インベストメント・グループ香港リミテッドを清算したため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>FTSE新華インデックス・リミテッド及びその子会社については従来連結しておりましたが、当社が派遣していた取締役の退任によって支配が解消されたため、連結の範囲から除外し持分法適用関連会社に変更しております。なお、これらの会社の除外時までの損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書については連結しております。</p> <p>当連結会計年度において、フォーチュン・チャイナ・パブリック・リレーションズ(北京)リミテッドを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 23社 主要な連結子会社の名称</p> <p>アジア 新華ファイナンシャル・ネットワーク・リミテッド 新華ファイナンシャル・ネットワーク(北京)・リミテッド 新華ファイナンシャル・ネットワーク(上海)・リミテッド その他: 13社</p> <p>米国 テイラー・ラファティール・アソシエーツ・インク その他: 3社</p> <p>その他の地域: 3社</p> <p>なお、前連結会計年度において連結子会社でありました上海・ポボ・データ・アンド・インフォメーション・ネットワーク・コンサルティング・カンパニー・リミテッド及び新華ファイナンシャル・ネットワーク・コリア・カンパニー・リミテッドについて、保有株式売却に伴い連結の範囲から除外しております。</p> <p>また、前連結会計年度において連結子会社でありましたテイラー・ラファティール株式会社及びテイラー・ラファティール・アソシエーツ・エルティエーディーは清算したため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>当連結会計年度においては、上海新華・TZYD・メディア・カンパニー・リミテッドを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>また、GMS・エデュケーション・カンパニー・リミテッド及び北京華夏鳳興広告カンパニー・リミテッドは新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>なお、当第2四半期連結会計期間において、ミア・K・インスティテュート・リミテッドを新たに新設し、連結の範囲に含めておりましたが、当第4四半期連結会計期間において保有株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)	当連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社数 2社 持分法適用会社の名称 新華スポーツ・アンド・エンターテインメント・リミテッド FTSE新華インデックス・リミテッド</p> <p>なお、前連結会計年度において持分法適用会社でありましたニンポー・ファー・イースト・クレジット・レーティング・カンパニーリミテッドは、同社の持分を保有していた上海ファー・イースト・クレジット・レーティングの株式を当社が売却したことに伴い持分法の適用範囲から除外しております。</p> <p>FTSE新華インデックス・リミテッド及びその子会社については、従来連結しておりましたが、当社が派遣していた取締役の退任によって支配が解消されたため、連結の範囲から除外し、持分法適用会社に変更しております。</p>	<p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社 Ai Ge・エクイティ・インベストメント・マネジメント・カンパニー (連結の範囲から除いた理由) 当連結会計年度において、新たに設立したAi Ge・エクイティ・インベストメント・マネジメント・カンパニーは小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社数 1社 持分法適用会社の名称 新華スポーツ・アンド・エンターテインメント・リミテッド</p> <p>なお、前連結会計年度において持分法適用会社でありましたFTSE新華インデックス・リミテッドは、保有株式売却に伴い持分法の適用範囲から除外しております。</p> <p>(2) 持分法を適用していない関連会社 (ユニバーサルロボット株式会社) は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)	当連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。	同左
4 会計処理基準に関する事項		
(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>イ その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価額等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>有価証券</p> <p>イ その他有価証券 時価のあるもの 同左  時価のないもの 同左</p>
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>イ 有形固定資産 主として定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物 3～20年 工具、器具及び備品 1～10年</p> <p>ロ 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 商標権 11年</p>	<p>イ 有形固定資産 同左</p> <p>ロ 無形固定資産 同左</p>
(3) 繰延資産の処理方法	<p>社債発行費 償還期間にて均等償却しております。</p>	<p>社債発行費 同左  (追加情報) 2010年10月18日に2011年満期利率10%保証付優先社債を全額繰上償還したため、返済日以降の期間に対応する社債発行費については一括償却し、社債償還損に含めて特別損失に計上しております。</p>
(4) 重要な引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、主として個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上することとしております。</p>	<p>貸倒引当金 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)	当連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)
(5) 重要な外貨建の資産又は負債の換算	外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により機能通貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により機能通貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により米ドルに換算し、収益及び費用は期中平均相場により米ドルに換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。	同左
(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>財務諸表の円換算 「円」で表示されている金額は、財務諸表等規則第130条の規定に基づき、2010年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行における対顧客電信相場(仲値)、1米ドル=81.49円で換算された金額であります。なお、当該円換算額は、単に表示上の便宜を目的としており、米ドルで表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。</p> <p>親会社の機能通貨の報告通貨への換算 外国会社である当社は、会計処理を行う通貨(以下機能通貨という)として中国元を使用しておりますが、財務報告において用いる通貨(以下報告通貨という)には米ドルを使用しております。連結財務諸表作成の際に行われる機能通貨から報告通貨への換算は、国際会計基準第21号に準じて、貨幣性資産及び負債については決算日の為替相場、非貨幣性資産及び負債については取引時の為替相場、収益及び費用は取引時の為替相場により換算し、換算差額は純資産の部の為替換算調整勘定に含めて表示しております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p> <p>財務諸表の円換算 同左</p> <p>親会社の機能通貨の報告通貨への換算 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)	当連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項	のれんは5年間及び20年間で均等償却しております。また、負ののれんは20年間で均等償却しております。	同左
7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左

**連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更**

前連結会計年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)	当連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、当連結会計年度より、同会計基準及び同適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益は2,827千米ドル(230百万円)減少しております。</p>	

## 表示方法の変更

前連結会計年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)	当連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)
<p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>前連結会計年度まで区分掲記しておりました「前受収益」(当連結会計年度末の残高は378千米ドル(31百万円))、「営業外支払手形」(当連結会計年度末の残高は49千米ドル(4百万円))及びリース債務(当連結会計年度末の残高は4千米ドル(0百万円))は、負債純資産合計の100分の5以下であるため、流動負債の「その他」に含めて表示することにしました。</p> <p>前連結会計年度まで区分掲記しておりました「長期未払金」(当連結会計年度末の残高は300千米ドル(24百万円))及び「長期リース債務」(当連結会計年度末の残高は0千米ドル(0百万円))は、負債純資産合計の100分の5以下であるため、固定負債の「その他」に含めて表示することにしました。</p> <p>(連結損益計算書関係)</p> <p>前連結会計年度において、販売費及び一般管理費「その他」に含めて表示しております「支払手数料」(前連結会計年度16,314千米ドル(1,329百万円))は、販売費及び一般管理費総額の10/100を超えることとなったため、当連結会計年度において区分掲記することにしました。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの償却費として掲記されていたものは、E D I N E TへのX B R L導入に伴い財務諸表の比較可能性を向上するため、当連結会計年度から減価償却費に含めて表示しております。</p> <p>なお、当連結会計年度の減価償却費に含められた償却費の金額は295千米ドル(24百万円)であります。</p>	

[次へ](#)

## 注記事項

(連結貸借対照表関係)

(単位：千円、括弧内は百万円)

前連結会計年度 (2009年12月31日)	当連結会計年度 (2010年12月31日)
<p>1 担保に供している資産及び対応する債務</p> <p>担保資産</p> <p>預金</p> <p style="text-align: right;">18,222 (1,485)</p> <p>対応する債務</p> <p>短期借入金</p> <p style="text-align: right;">16,184 (1,319)</p>	<p>1 担保に供している資産及び対応する債務</p> <p>担保資産</p> <p>預金</p> <p style="text-align: right;">11,970 (975)</p> <p>対応する債務</p> <p>短期借入金</p> <p style="text-align: right;">10,450 (852)</p>
<p>2 債権額は貸倒引当金と相殺して表示しております。</p> <p>流動資産に設定された貸倒引当金の金額</p> <p style="text-align: right;">967 (79)</p> <p>投資その他の資産に設定された貸倒引当金の金額</p> <p style="text-align: right;">5,904 (481)</p>	<p>2 債権額は貸倒引当金と相殺して表示しております。</p> <p>流動資産に設定された貸倒引当金の金額</p> <p style="text-align: right;">644 (52)</p> <p>投資その他の資産に設定された貸倒引当金の金額</p> <p style="text-align: right;">5,904 (481)</p>
<p>3 新華ファイナンス・ネットワーク(上海)・リミテッド、新華ファイナンス・ネットワーク・コリア・カンパニー・リミテッド、上海華財インベストメント・アドバイザー・カンパニー・リミテッドにおいて、取引銀行と借入コミットメント契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>借入コミットメントの総額</p> <p style="text-align: right;">30,925 (2,520)</p> <p>借入実行残高</p> <p style="text-align: right;">16,692 (1,360)</p> <hr/> <p>差引額</p> <p style="text-align: right;">14,234 (1,160)</p>	<p>3 新華ファイナンス・ネットワーク(上海)・リミテッド、新華ファイナンス・ネットワーク(北京)・リミテッド、上海華財インベストメント・アドバイザー・カンパニー・リミテッドにおいて、取引銀行と借入コミットメント契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>借入コミットメントの総額</p> <p style="text-align: right;">10,450 (852)</p> <p>借入実行残高</p> <p style="text-align: right;">10,450 (852)</p> <hr/> <p>差引額</p> <p style="text-align: right;">- (-)</p>
<p>4 当社における機能通貨から報告通貨への換算に伴い発生する換算差額を含んでおります。</p>	<p>4 同左</p>

(連結損益計算書関係)

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

前連結会計年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)				当連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)			
1 減損損失 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。				1 減損損失 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。			
場所	用途	種類	減損損失	場所	用途	種類	減損損失
アジア	その他	のれん	4,995 (407)	アジア	事業用資産	建物及び構築物	303 (25)
アジア	その他	その他(無形固定資産)	438 (36)	アジア	事業用資産	工具、器具及び備品	679 (55)
合計			5,433 (443)	北米	事業用資産	工具、器具及び備品	52 (4)
				合計			1,034 (84)
<p>当グループは、原則として会社単位でグルーピングを行っております。ただし、独立してキャッシュ・フローが把握可能な資産については当該資産単位としております。</p> <p>上記資産につきましては、経営環境の変化等により将来キャッシュ・フローの見積期間にわたって回収可能性が認められなくなったため回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを9.0%～10.0%で割り引いて算定しております。</p>				<p>当グループは、原則として会社単位でグルーピングを行っております。ただし、独立してキャッシュ・フローが把握可能な資産については当該資産単位としております。</p> <p>上記資産につきましては、経営環境の変化等により将来キャッシュ・フローの見積期間にわたって回収可能性が認められなくなったため回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを11.0%～14.0%で割り引いて算定しております。</p>			
2 固定資産除売却損の内訳				2 固定資産除売却損の内訳			
	建物及び構築物		53		建物及び構築物		105
			(4)				(9)
	工具、器具及び備品		45				
			(4)				



## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株)	1,486,052	27,892	-	1,513,944

(注1) 普通株式の発行済株式総数の増加は、新株予約権の行使によるものであります。

## 2. 新株予約権に関する事項

当社がストック・オプション等として交付した新株予約権の当連結会計年度末残高は1,659千米ドル(135百万円)であり、連結子会社がストック・オプション等として交付した新株予約権の当連結会計年度末残高はありません。

## 3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株)	1,513,944	1,362	-	1,515,306

(注1) 普通株式の発行済株式総数の増加は、新株予約権の行使によるものであります。

## 2. 新株予約権に関する事項

当社がストック・オプション等として交付した新株予約権の当連結会計年度末残高は2,180千米ドル(178百万円)であり、連結子会社がストック・オプション等として交付した新株予約権の当連結会計年度末残高はありません。

## 3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

前連結会計年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)	当連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)																																								
<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table data-bbox="159 380 734 694"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>23,688</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1,930)</td> </tr> <tr> <td>担保に供している預金</td> <td>18,222</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1,485)</td> </tr> <tr> <td>当座借越</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3)</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>5,428</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(442)</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	23,688		(1,930)	担保に供している預金	18,222		(1,485)	当座借越	38		(3)	現金及び現金同等物	5,428		(442)	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table data-bbox="798 380 1356 604"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>40,026</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3,262)</td> </tr> <tr> <td>担保に供している預金</td> <td>11,970</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(975)</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>28,056</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2,286)</td> </tr> </table> <p>2 当社の持分法適用会社であったFTSE新華インデックス・リミテッドの、株式の売却に係る収入の内訳は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="798 896 1356 1120"> <tr> <td>関係会社株式</td> <td>2,869</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(234)</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式売却益</td> <td>35,614</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2,902)</td> </tr> <tr> <td>差引：関係会社株式の売却による収入</td> <td>38,483</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3,136)</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	40,026		(3,262)	担保に供している預金	11,970		(975)	現金及び現金同等物	28,056		(2,286)	関係会社株式	2,869		(234)	関係会社株式売却益	35,614		(2,902)	差引：関係会社株式の売却による収入	38,483		(3,136)
現金及び預金勘定	23,688																																								
	(1,930)																																								
担保に供している預金	18,222																																								
	(1,485)																																								
当座借越	38																																								
	(3)																																								
現金及び現金同等物	5,428																																								
	(442)																																								
現金及び預金勘定	40,026																																								
	(3,262)																																								
担保に供している預金	11,970																																								
	(975)																																								
現金及び現金同等物	28,056																																								
	(2,286)																																								
関係会社株式	2,869																																								
	(234)																																								
関係会社株式売却益	35,614																																								
	(2,902)																																								
差引：関係会社株式の売却による収入	38,483																																								
	(3,136)																																								

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

前連結会計年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)		当連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)	
3 株式の売却により連結子会社から除外された会社の資産及び負債の主な内容 株式の売却によりマーケット・ニュース・インターナショナル・インク及び上海ファー・イースト・クレジット・レイティングが連結子会社でなくなったことに伴う連結除外時の資産及び負債の主な内訳並びに同2社の株式の売却価額と連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入との関係は次のとおりであります。		3 株式の売却により連結子会社から除外された会社の資産及び負債の主な内容 株式の売却により上海・ポボ・データ・アンド・インフォメーション・ネットワーク・コンサルティング・カンパニー・リミテッド、新華ファイナンス・ネットワーク・コリア・カンパニー及び、ミア・K・インスチチュート・リミテッドが連結子会社でなくなったことに伴う連結除外時の資産及び負債の主な内訳並びに同3社の株式の売却価額と連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入との関係は次のとおりであります。	
流動資産	8,716 (710)	流動資産	1,459 (119)
固定資産	14,727 (1,200)	固定資産	102 (8)
流動負債	6,123 (499)	流動負債	1,745 (142)
固定負債	- (-)	固定負債	- (-)
少数株主持分	2,975 (242)	少数株主持分	113 (9)
剰余金の調整額	242 (20)	剰余金の調整額	956 (78)
子会社株式売却益	306 (25)	子会社株式売却益	1,070 (87)
子会社株式の正味売却価格	14,410 (1,174)	子会社株式の正味売却価	1,729 (141)
子会社の現金及び現金同等物	6,670 (544)	子会社の現金及び現金同等物	221 (18)
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	7,740 (631)	差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	1,508 (123)

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

前連結会計年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)	当連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)																																
4	<p>4 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p>株式の取得により新たにGMS・エデュケーション・カンパニー・リミテッド及び北京華夏鳳興広告カンパニー・リミテッドを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同2社の株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="794 577 1364 1198"> <tr> <td>流動資産</td> <td>622</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(51)</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>151</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(12)</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td>1,564</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(127)</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td>824</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(67)</td> </tr> <tr> <td>少数株主持分</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3)</td> </tr> <tr> <td>株式の取得価額</td> <td>1,476</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(120)</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(12)</td> </tr> <tr> <td>差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出</td> <td>1,326</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(108)</td> </tr> </table>	流動資産	622		(51)	固定資産	151		(12)	のれん	1,564		(127)	流動負債	824		(67)	少数株主持分	38		(3)	株式の取得価額	1,476		(120)	現金及び現金同等物	150		(12)	差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	1,326		(108)
流動資産	622																																
	(51)																																
固定資産	151																																
	(12)																																
のれん	1,564																																
	(127)																																
流動負債	824																																
	(67)																																
少数株主持分	38																																
	(3)																																
株式の取得価額	1,476																																
	(120)																																
現金及び現金同等物	150																																
	(12)																																
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	1,326																																
	(108)																																
<p>5 連結の範囲から除外された会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p>当社が派遣していた取締役の退任によって支配が解消されたFTSE新華インデックス・リミテッドの、連結除外時における資産及び負債の主な内訳は次の通りであります。</p> <table data-bbox="172 1518 730 1899"> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>9,679</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(789)</td> </tr> <tr> <td>その他流動資産</td> <td>8,428</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(687)</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(0)</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td>3,809</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(310)</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(0)</td> </tr> </table>	現金及び預金	9,679		(789)	その他流動資産	8,428		(687)	固定資産	1		(0)	流動負債	3,809		(310)	固定負債	0		(0)	5												
現金及び預金	9,679																																
	(789)																																
その他流動資産	8,428																																
	(687)																																
固定資産	1																																
	(0)																																
流動負債	3,809																																
	(310)																																
固定負債	0																																
	(0)																																

## (リース取引関係)

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

前連結会計年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)		当連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)	
オペレーティング・リース取引 (借手側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 (借手側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料	
1年以内	1,231	1年以内	873
	(100)		(71)
1年超	174	1年超	795
	(14)		(65)
合計	1,404	合計	1,667
	(114)		(136)

## (金融商品関係)

当連結会計年度(自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)

## 1 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外の売上から生じる外貨建ての売掛金は、為替の変動リスクに晒されております。

買掛金については、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日です。買掛金の内、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後1年です。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

外国為替リスク

当社の一部の子会社では外貨建取引を行っておりますが、現在のところ外国為替取引について外貨をヘッジする明確な方針がありません。当社グループは、外貨変動リスクのモニタリングを通じ、必要が生じた場合に先物為替予約等の利用を検討します。

金利リスク

管理部門により、金利変動リスクのモニタリングが行われております。当社グループでは正式なヘッジ方針について定めておりませんが、必要に応じて金利リスクのヘッジについて検討します。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

流動性リスクの管理において、当社グループは、事業資金の調達とキャッシュフローの変動の影響を軽減する為に、現金及び現金同等物が十分な水準となる様にモニタリングを行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2010年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	40,026 (3,262)	40,026 (3,262)	- (-)
(2) 売掛金	1,993 (162)	1,993 (162)	- (-)
(3) 未収入金	1,130 (92)	1,130 (92)	- (-)
(4) 長期貸付金(*1)	800 (65)	800 (65)	- (-)
(5) 破産更生債権等 貸倒引当金(*2)	5,904 (481)  5,904 (481)		
	- (-)	- (-)	- (-)
資産計	43,949 (3,581)	43,949 (3,581)	- (-)
(1) 買掛金	1,494 (122)	1,494 (122)	- (-)
(2) 短期借入金	10,596 (863)	10,596 (863)	- (-)
(3) 未払法人税等	1,482 (121)	1,482 (121)	- (-)
(4) 未払金	1,155 (94)	1,155 (94)	- (-)
負債計	14,727 (1,200)	14,727 (1,200)	- (-)

(\*1) 長期貸付金には、1年以内回収予定の長期貸付金150千米ドル(12百万円)が含まれております。

(\*2) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

## 資産

## (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (4) 長期貸付金

長期貸付金については、元利金の合計額を新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引く方法により算出しております。

## (5) 破産更生債権等

回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

## 負債

## (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等、(4) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	40,026 (3,262)	- (-)	- (-)	- (-)
売掛金	1,993 (162)	- (-)	- (-)	- (-)
未収入金	1,130 (92)	- (-)	- (-)	- (-)
長期貸付金	150 (12)	650 (53)	- (-)	- (-)
合計	43,299 (3,528)	650 (53)	- (-)	- (-)

(注) 破産更生債権等5,904千米ドル(481百万円)については、償還予定額の見込が困難なため、上記の表に含めておりません。

## (追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

## (有価証券関係)

前連結会計年度(2009年12月31日)

## 1 その他有価証券で時価のあるもの

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

区分	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	21 (2)	65 (5)	44 (4)
合計	21 (2)	65 (5)	44 (4)

## 2 時価評価されていない有価証券

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
(1) 関係会社株式	-
上場株式	(-)
(2) 関係会社出資金	7,840 (639)

当期連結会計年度(2010年12月31日)

該当事項はありません。

## (デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自2009年1月1日至2009年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自2010年1月1日至2010年12月31日)

該当事項はありません。

## (退職給付関係)

前連結会計年度(自2009年1月1日至2009年12月31日)

## 1 採用している退職給付制度の概要

香港、米国及び中国子会社は、確定拠出型の退職給付制度を採用しております。

## 2 退職給付債務に関する事項

該当事項はありません。

## 3 退職給付費用に関する事項

該当事項はありません。

## 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

該当事項はありません。



当連結会計年度(自 2010年 1月 1日 至 2010年12月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

香港、米国及び中国子会社は、確定拠出型の退職給付制度を採用しております。

2 退職給付債務に関する事項

該当事項はありません。

3 退職給付費用に関する事項

該当事項はありません。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

該当事項はありません。

(ストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付関係)

前連結会計年度(自 2009年 1月 1日 至 2009年12月31日)

当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費・役員報酬 522千米ドル(43百万円)

販売費及び一般管理費・その他 1,573千米ドル(128百万円)

当連結会計年度(自 2010年 1月 1日 至 2010年12月31日)

当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費・役員報酬 171千米ドル(14百万円)

販売費及び一般管理費・その他 532千米ドル(43百万円)

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2009年 1月 1日 至 2009年12月31日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	当社			
	2005年	2006年		
種類	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社グループの従業員 166名	当社グループの役員 2名	当社グループの役員 5名	当社グループの従業員 209名
目的となる株式の種類及び数(*1)	普通株式14,910株	普通株式5,000株	普通株式6,000株	普通株式26,656株
付与日	2005年 2月 9日	2006年 1月31日	2006年 1月31日	2006年 4月30日
権利確定条件	2005年12月31日、2006年12月31日および2007年12月31日にそれぞれ3分の1の権利が確定します。 (*2)	2006年 1月31日、4月30日、7月30日、10月31日および2007年 1月31日にそれぞれ834株の権利が確定し、2007年 4月30日に830株の権利が確定します。	2006年 4月30日、7月31日、10月31日および2007年 1月31日にそれぞれ4分の1の権利が確定します。 (*2)	2006年12月31日、2007年12月31日および2008年12月31日にそれぞれ3分の1の権利が確定します。 (*2)
対象勤務期間	自 2005年 2月 9日 至 2007年12月31日	なし	自 2006年 1月31日 至 2007年 1月31日	自 2006年 4月30日 至 2008年12月31日
権利行使期間	自 2006年 1月 1日 至 2015年 2月 8日	自 2006年 1月31日 至 2009年 2月 1日	自 2006年 4月30日 至 2016年 2月 1日	自 2007年 1月 1日 至 2016年 4月30日

会社名	当社		
	2006年	2008年	2009年
種類	ストック・オプション	制限付株式(*3)	ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社グループの従業員 1名	当社グループの従業員 1名	当社グループの 社外取締役4名、 当社グループの役員 1名及び 当社グループの従業員 17名
目的となる株式の種類及び数(*1)	普通株式114株	普通株式150株	普通株式157,830株
付与日	2006年7月1日	2008年1月15日	2009年5月22日
権利確定条件	2006年12月31日、2007年 12月31日および2008年12 月31日にそれぞれ3分の 1の権利が確定します。 (*2)	2008年1月15日、2008年 12月31日および2009年12 月31日にそれぞれ3分の 1の権利が確定します。 (*4)	2009年12月31日、2010年 12月31日および2011年12 月31日にそれぞれ3分の 1の権利が確定します。 (*5)
対象勤務期間	自 2006年7月1日 至 2008年12月31日	自 2008年1月15日 至 2009年12月31日	自 2009年5月22日 至 2011年12月31日
権利行使期間	自 2007年1月1日 至 2016年4月30日	自 2008年1月15日 至 2018年1月14日	自 2009年12月31日 至 2019年12月31日

(\*1) 株数に換算して記載しております。また上記のストック・オプションは2004年8月24日に行われた2,000株を1株とする株式併合及び2005年9月22日に行われた1株を3株とする株式分割の影響を反映させたものであります。

(\*2) 新株予約権の付与を受けたものが当社との契約や義務に反した場合、権利の確定の有無を問わず当該対象者の最終勤務の日付をもって失効します。

新株予約権の付与を受けたものが自己都合により退職した場合は、以下が適用されます。

- 1) 権利の確定が当該対象者の退職日と同一の年度に発生する場合、当該権利は年度の最終日において確定し、その後12ヶ月で失効します。
- 2) 権利の確定が当該対象者の退職する年度以後の年度の場合、当該権利は即時に失効します。
- 3) 権利確定後の権利については、当該対象者の退職日から12ヶ月以上でありかつ退職年度に確定した権利の確定日から12ヶ月以上の日付をもって決定される失効日までの期間において行使することができます。

(\*3) 既に株式は発行されておりますが、対象勤務期間に相当する期間が契約により定められており、対象勤務期間に相当する期間が経過するまでの間は、株主としての権利行使ができず、実質的にストック・オプションと相違がないため、ストック・オプションとして会計処理を行っております。

(\*4) 制限付株式の付与を受けたものが当社との契約や義務に反して退職した場合、又は自己都合により退職した場合、制限付株式に対する権利は以下のいずれか早い時点において失効します。

- 1) 書面による退職通知を従業員が提出したか受領した日
  - 2) 制限付株式の付与を受けたものが子会社の従業員である場合、予め通知された勤務期間や当該通知に代わり関連法規や一般法令において要求される給与支払期間にかかわらず、当該対象者が実際に雇用され当社や当社グループの子会社の所在地に勤務していないこととなった日
  - 3) 制限付株式の付与を受けたものが子会社の従業員である場合、当該会社が当社の子会社でないことが確定した日
- 当社による支配関係に変更がある場合には、当該変更に関わる事象や取引が完了する前に、制限付株式に対する未確定の権利は、繰上げで全て権利が確定し、当社により即時に発行されます。

(\*5) 新株予約権の付与を受けたものが当社との契約や義務に反した場合、権利の確定の有無を問わず当該対象者の最終勤務の日付をもって失効します。

新株予約権の付与を受けたものが自己都合により退職した場合は、以下が適用されます。

- 1) 権利の確定が当該対象者の退職日と同一の年度に発生する場合、当該権利は年度の最終日において確定し、その後12ヶ月で失効します。
- 2) 権利の確定が当該対象者の退職する年度以後の年度の場合、当該権利は即時に失効します。
- 3) 全ての権利確定後の権利は、対象者の退職日から12ヶ月以内かオプションの失効日の何れか早い日までに行使できません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況  
ストック・オプションの数

(単位:株)

会社名	当社			
年度	2005年	2006年		
種類	ストック・ オプション	ストック・ オプション	ストック・ オプション	ストック・ オプション
権利確定前				
期首	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後				
期首	9,574	5,000	2,500	18,645
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	3,994	5,000	1,500	7,855
未行使残	5,580	-	1,000	10,790

会社名	当社
年度	2009年
種類	ストック・ オプション
権利確定前	
期首	-
付与	157,830
失効	6,667
権利確定	52,610
未確定残	98,553
権利確定後	
期首	-
権利確定	52,610
制限の解除	-
失効	-
未行使残	52,610

## 単価情報

会社名	当社				
年度	2005年	2006年			
種類	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
権利行使単価	49,316円	74,247円	71,844円	71,844円	71,844円
行使時平均株価	77,520円	-	-	80,556円	-
公正な評価単価 (付与日)	-	-	-	-	252.92米ドル

会社名	当社	
年度	2008年	2009年
種類	制限付株式	ストック・オプション
権利行使単価	-	1,703円
行使時平均株価	-	-
公正な評価単価 (付与日)	16,900円	1,816米ドル

## 2. 連結会計年度に付与されたストック・オプションの評価単価の見積方法

連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法...ブラック・ショールズモデル、二項モデル等の方法の折衷法

## ストック・オプションの主な基礎数値及び見積方法

会社名	当社			
種類	ストック・オプション			
	最高経営責任者	経営責任者 (CEO, COO等)	主要経営層 (部門長, CFO等)	その他経営層
株価変動性(*1)	85%			
予想配当(*2)	なし			
無リスク利率(*3)	1.441%			
エグジットレート(*4)	36%	12%	27%	20%
トリガー価格乗数(*5)	2x	1.9x	1.5x	1.6x

(\*1) 株式オプション発行以前の当社株価の年次換算ボラティリティが考慮されます。

(\*2) 過去の実績より、配当金の支払はないものと仮定しております。

(\*3) リスクフリーレートは、権利付与日における日本国債を参考にしております。当該社債の満期日の年度は、オプションの期間に従って決定されます。

(\*4) エグジットレートは、従業員の回転率の実績を参考にしております。

(\*5) 過去の行使記録を参考にしております。

## 3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

権利確定日に行使されるものと推定し、実際の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度(自 2010年 1月 1日 至 2010年12月31日)

1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

会社名	当社		
年度	2005年	2006年	
種類	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社グループの従業員 166名	当社グループの役員 5名	当社グループの従業員 209名
目的となる株式の種類及び数(*1)	普通株式14,910株	普通株式6,000株	普通株式26,656株
付与日	2005年 2月 9日	2006年 1月31日	2006年 4月30日
権利確定条件	2005年12月31日、2006年12月31日および2007年12月31日にそれぞれ3分の1の権利が確定します。(*2)	2006年 4月30日、7月31日、10月31日および2007年 1月31日にそれぞれ4分の1の権利が確定します。(*2)	2006年12月31日、2007年12月31日および2008年12月31日にそれぞれ3分の1の権利が確定します。(*2)
対象勤務期間	自 2005年 2月 9日 至 2007年12月31日	自 2006年 1月31日 至 2007年 1月31日	自 2006年 4月30日 至 2008年12月31日
権利行使期間	自 2006年 1月 1日 至 2015年 2月 8日	自 2006年 4月30日 至 2016年 2月 1日	自 2007年 1月 1日 至 2016年 4月30日

会社名	当社
年度	2009年
種類	ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社グループの 社外取締役 4名 当社グループの役員 1名及び 当社グループの従業員 17名
目的となる株式の種類及び数(*1)	普通株式157,830株
付与日	2009年 5月22日
権利確定条件	2009年12月31日、2010年12月31日および2011年12月31日にそれぞれ3分の1の権利が確定します。(*3)
対象勤務期間	自 2009年 5月22日 至 2011年12月31日
権利行使期間	自 2009年12月31日 至 2019年12月31日

(\*1) 株数に換算して記載しております。また上記のストック・オプションは2004年 8月24日に行われた2,000株を1株とする株式併合及び2005年 9月22日に行われた1株を3株とする株式分割の影響を反映させたものであります。

(\*2) 新株予約権の付与を受けたものが当社との契約や義務に反した場合、権利の確定の有無を問わず当該対象者の最終勤務の日付をもって失効します。

新株予約権の付与を受けたものが自己都合により退職した場合は、以下が適用されます。

- 1) 権利の確定が当該対象者の退職日と同一の年度に発生する場合、当該権利は年度の最終日において確定し、その後12ヶ月で失効します。
- 2) 権利の確定が当該対象者の退職する年度以後の年度の場合、当該権利は即時に失効します。
- 3) 権利確定後の権利については、当該対象者の退職日から12ヶ月以上でありかつ退職年度に確定した権利の確定日から12ヶ月以上の日付をもって決定される失効日までの期間において行使することができます。

(\*3) 新株予約権の付与を受けたものが当社との契約や義務に反した場合、権利の確定の有無を問わず当該対象者の最終勤務の日付をもって失効します。

新株予約権の付与を受けたものが自己都合により退職した場合は、以下が適用されます。

- 1) 権利の確定が当該対象者の退職日と同一の年度に発生する場合、当該権利は年度の最終日において確定し、その後12ヶ月で失効します。
- 2) 権利の確定が当該対象者の退職する年度以後の年度の場合、当該権利は即時に失効します。
- 3) 全ての権利確定後の権利は、対象者の退職日から12ヶ月以内かオプションの失効日の何れか早い日までに行使できません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

(単位：株)

会社名	当社			
	2005年	2006年		2009年
種類	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
権利確定前				
期首	-	-	-	98,553
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	14,193
権利確定	-	-	-	49,277
未確定残	-	-	-	35,083
権利確定後				
期首	5,580	1,000	10,790	52,610
権利確定	-	-	-	49,277
権利行使	-	-	-	-
失効	2,934	-	5,486	9,999
未行使残	2,646	1,000	5,304	91,888

## 単価情報

会社名	当社		
年度	2005年	2006年	
種類	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
権利行使単価	49,316円	71,844円	71,844円
行使時平均株価	77,520円	-	80,556円
公正な評価単価 (付与日)	-	-	-

会社名	当社
年度	2009年
種類	ストック・オプション
権利行使単価	1,703円
行使時平均株価	-
公正な評価単価 (付与日)	1,816米ドル

2. 連結会計年度に付与されたストック・オプションの評価単価の見積方法  
該当事項はありません。

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

権利確定日に行使されるものと推定し、実際の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## ( 自社株式オプション及び自社の株式を対価とする取引 )

前連結会計年度(自 2009年 1月 1日 至 2009年12月31日)

## 1. 自社株式オプション及び自社の株式の内容、規模及びその変動状況

## (1) 自社株式オプション及び自社の株式の内容

会社名	当社			
年度	2004年	2005年	2006年	
種類	自社の株式	自社の株式	自社株式オプション	自社の株式
付与対象者の区分及び人数	当社グループの従業員 230名	当社グループの役員 2名、従業員3名 及びアドバイザー1名	外部の第三者 1事業体	外部の第三者 1名
目的となる株式の種類及び数(*2)	普通株式79,129.26株	普通株式28,168株	普通株式20,000株	普通株式2,000株
付与日(*1)	2004年 4月 6日、6月17日、21日、22日、30日、7月11日、19日、8月16日、20日、12月28日および30日(*3)	2005年 7月15日、9月15日および12月15日	2006年 2月14日	2006年 2月14日
権利行使期間	-	-	自 2007年 2月15日 至 2009年 2月16日	-

会社名	当社			
年度	2006年			2007年
種類	自社の株式	自社の株式	自社の株式	自社の株式
付与対象者の区分及び人数	外部の第三者 1基金	当社グループの役員 2名及び当社グループの 従業員 4名	当社グループの役員 1名	当社の役員 1名及び 当社の従業員145名
目的となる株式の種類及び数(*2)	普通株式1,500株	普通株式18,107株	普通株式800株	普通株式10,591株
付与日(*1)	2006年 7月25日	2006年 9月 6日	2006年 9月22日	2007年 8月31日
権利確定条件	-	-	-	2007年12月31日、2008年 12月31日および2009年12 月31日にそれぞれ 3分の 1の権利が確定します。 (*6)

会社名	当社			
年度	2007年			
種類	自社の株式	自社の株式	自社の株式	自社の株式
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名	当社の従業員 1名	当社の従業員 1名	当社の元従業員 1名
目的となる株式の種類及び数(*2)	普通株式500株	普通株式3,000株	普通株式3,000株	普通株式1,463株
付与日(*1)	2007年 9月11日	2007年 9月11日	2007年 9月11日	2007年 9月11日
権利確定条件	-	2007年12月31日、2008年 12月31日および2009年12 月31日にそれぞれ 3分の 1の権利が確定します。	(*4)	(*5)



会社名	当社			
年度	2007年			
種類	自社の株式	自社の株式	自社の株式	自社の株式
付与対象者の区分及び人数	当社グループの役員 3名	当社の従業員1名	当社の元従業員1名	アドバイザー1名
目的となる株式の種類及び数(*2)	普通株式1,150株	普通株式34株	普通株式2,000株	普通株式4,000株
付与日(*1)	2007年9月20日	2007年10月5日	2007年11月5日	2007年11月5日
権利確定条件	2007年12月31日および 2008年12月31日にそれぞれ 2分の1の権利が確定 します。	-	-	2008年12月31日および 2009年12月31日にそれぞれ 2分の1の権利が確定 します。(*7)

会社名	当社			
年度	2007年	2008年	2009年	
種類	自社の株式	自社の株式	自社の株式	自社の株式
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員5名	当社グループの元従業員 1名	当社グループの 役員1名及び 当社グループの 元幹部1名	当社グループの 社外取締役4名
目的となる株式の種類及び数(*2)	普通株式451株	普通株式116株	普通株式20,000株	普通株式1,450株
付与日(*1)	2007年11月9日	2008年5月14日	2009年5月31日	2009年5月31日
権利確定条件	2007年12月31日、2008年 12月31日および2009年12 月31日にそれぞれ3分の 1の権利が確定します。	-	-	2009年5月31日に2分の 1および2009年12月31日 に残りの2分の1の権利 が確定します。

(\*1) 自社の株式の付与については契約日を記載しております。

(\*2) 株数に換算して記載しております。また上記の自社株式オプション及び自社の株式は2004年8月24日に行われた2,000株を1株とする株式併合及び2005年9月22日に行われた1株を3株とする株式分割の影響を反映させたものであります。

(\*3) 2004年4月の取締役会において付与株式の詳細が承認決議されているものであります。

(\*4) 2008年9月11日までおよび2009年9月11日まで、それぞれ1,000株ずつ株式に売却制限が付されております。

(\*5) 2007年12月31日、2008年12月31日および2009年12月31日にそれぞれ3分の1が譲渡可能となります。

(\*6) 2008年12月26日、全ての制限付株式の権利保有者に対して、一株当たり60.90米ドルの現金買取を提案しました。1,967株の権利未確定株式については、当該権利は行使されました。

(\*7) 2009年12月31日に権利確定されるべき2,000株式は、2008年12月31日において早期に権利確定されました。

## (2) 自社株式オプションの規模及びその変動状況

### 単価情報

会社名	当社
年度	2006年
種類	自社株式 オプション
権利行使単価	82,500円
行使時平均株価	-
公正な評価単価 (付与日)	8.44米ドル

当連結会計年度(自 2010年 1月 1日 至 2010年12月31日)

1. 自社株式オプション及び自社の株式の内容、規模及びその変動状況

(1) 自社株式オプション及び自社の株式の内容

会社名	当社		
年度	2007年		2009年
種類	自社の株式	自社の株式	自社の株式
付与対象者の区分及び人数	当社の役員 1名及び 当社の従業員145名	当社の元従業員 1名	当社グループの 社外取締役 4名
目的となる株式の種類及び数(*2)	普通株式10,591株	普通株式1,463株	普通株式1,450株
付与日(*1)	2007年 8月31日	2007年 9月11日	2009年 5月31日
権利確定条件	2007年12月31日、2008年 12月31日および2009年12 月31日にそれぞれ3分の 1の権利が確定します。 (*3)	(*4)	2009年 5月31日に2分の 1および2009年12月31日 に残りの2分の1の権利 が確定します。

(\*1) 自社の株式の付与については契約日を記載しております。

(\*2) 株数に換算して記載しております。

(\*3) 2008年12月26日、全ての制限付株式の権利保有者に対して、一株当たり60.90米ドルの現金買取を提案しました。1,967株の権利未確定株式については、当該権利は行使されました。

(\*4) 2007年12月31日、2008年12月31日および2009年12月31日にそれぞれ3分の1が譲渡可能となります。

(2) 自社の株式の規模及びその変動状況

(単位：株)

会社名	当社		
年度	2007年		2009年
種類	自社の株式	自社の株式	自社の株式
権利確定前			
期首	150	487	725
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	(150)	(487)	(725)
未確定残	-	-	-
権利確定後			
期首	91	-	-
権利確定	150	487	725
権利行使	(150)	(487)	(725)
失効	-	-	-
未行使残	91	-	-

(税効果会計関係)

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

前連結会計年度 (2009年12月31日)	当連結会計年度 (2010年12月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)
税務上の繰越欠損金	税務上の繰越欠損金
13,605	17,435
(1,109)	(1,421)
未払費用	未払費用
460	460
(37)	(37)
その他	その他
114	118
(9)	(10)
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
14,179	18,013
(1,155)	(1,468)
評価性引当額	評価性引当額
14,179	18,009
( 1,155)	( 1,468)
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
-	4
(-)	(0)
(繰延税金負債)	(繰延税金負債)
特別償却準備金	特別償却準備金
34	34
( 3)	( 3)
その他	その他
8	-
( 1)	(-)
繰延税金負債合計	繰延税金負債合計
42	34
( 3)	( 3)
繰延税金資産(負債)の純額	繰延税金資産(負債)の純額
42	30
( 3)	( 2)
繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。	繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。
流動資産 - 繰延税金資産	流動資産 - 繰延税金資産
-	-
(-)	(-)
固定資産 - 繰延税金資産	固定資産 - 繰延税金資産
-	4
(-)	(0)
流動負債 - 繰延税金負債	流動負債 - 繰延税金負債
-	-
(-)	(-)
固定負債 - 繰延税金負債	固定負債 - 繰延税金負債
42	34
( 3)	( 3)

前連結会計年度 (2009年12月31日)	当連結会計年度 (2010年12月31日)
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 16.5%	法定実効税率 16.5%
(調整)	(調整)
永久に損金に算入されない項目 16.2%	永久に損金に算入されない項目 21.4%
永久に益金に算入されない項目 0.6%	永久に益金に算入されない項目 3.3%
連結子会社との税率の差異 0.9%	連結子会社との税率の差異 2.6%
評価性引当額の増減 4.1%	評価性引当額の増減 5.1%
その他 0.1%	過年度法人税等 1.4%
税効果会計適用後の法人税率等の負担率 2.2%	その他 0.5%
	税効果会計適用後の法人税率等の負担率 1.8%

## (企業結合等関係)

前連結会計年度(自2009年1月1日至2009年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自2010年1月1日至2010年12月31日)

該当事項はありません。

## (賃貸等不動産関係)

当連結会計年度(自2010年1月1日至2010年12月31日)

該当事項はありません。

## (セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 2009年 1月 1日 至 2009年12月31日)

前連結会計年度においてメディア事業を行っていた連結子会社は、前連結会計年度末に持分法適用関連会社に移行しております。そのため当連結会計年度より、当社グループは、金融情報配信事業の単一事業となったことから、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2010年 1月 1日 至 2010年12月31日)

金融情報配信事業の売上高、営業利益及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計、営業利益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

## 【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 2009年 1月 1日 至 2009年12月31日)

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

	日本	アジア	北米	その他の地域	計	消去又は 全社	連結
売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	383 (31)	27,342 (2,228)	4,966 (405)	26 (2)	32,717 (2,666)	- (-)	32,717 (2,666)
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	- (-)	6,248 (509)	47 (4)	982 (80)	7,276 (593)	7,276 (593)	- (-)
計	383 (31)	33,590 (2,737)	5,012 (408)	1,007 (82)	39,993 (3,259)	7,276 (593)	32,717 (2,666)
営業費用	554 (45)	21,608 (1,761)	7,738 (631)	14,263 (1,162)	44,163 (3,599)	7,273 (593)	36,890 (3,006)
営業利益又は営業損失( )	170 (14)	11,982 (976)	2,726 (222)	13,256 (1,080)	4,170 (340)	3 (0)	4,173 (340)
資産	77 (6)	29,646 (2,416)	599 (49)	9,112 (743)	39,434 (3,213)	- (-)	39,434 (3,213)

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア.....香港、中国、シンガポール等

(2) 北米.....アメリカ合衆国

(3) その他の地域.....イギリス、英領西インド諸島等

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用はありません。

当連結会計年度(自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

	日本	アジア	北米	その他の 地域	計	消去又は 全社	連結
売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	323 (26)	13,564 (1,105)	3,131 (255)	- (-)	17,018 (1,387)	- (-)	17,018 (1,387)
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	- (-)	3,366 (274)	- (-)	725 (59)	4,091 (333)	4,091 (333)	- (-)
計	323 (26)	16,930 (1,380)	3,131 (255)	725 (59)	21,109 (1,720)	4,091 (333)	17,018 (1,387)
営業費用	536 (44)	23,867 (1,945)	4,276 (348)	7,097 (578)	35,776 (2,915)	3,217 (262)	32,559 (2,653)
営業利益又は営業損失 ( )	214 (17)	6,937 (565)	1,145 (93)	6,372 (519)	14,668 (1,195)	874 (71)	15,542 (1,267)
資産	110 (9)	47,025 (3,832)	350 (29)	46 (4)	47,532 (3,873)	- (-)	47,532 (3,873)

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア.....香港、中国、シンガポール等

(2) 北米.....アメリカ合衆国

(3) その他の地域.....英領西インド諸島等

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用はありません。

## 【海外売上高】

前連結会計年度(自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

	アジア	北米	ヨーロッパ	その他の地域	計
海外売上高	18,184 (1,482)	2,355 (192)	11,386 (928)	10 (1)	31,935 (2,602)
連結売上高	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	32,717 (2,666)
連結売上高に占める海外 売上高の割合	55.6%	7.2%	34.8%	0.0%	97.6%

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア.....香港、中国、シンガポール等

(2) 北米.....アメリカ合衆国、カナダ

(3) ヨーロッパ.....イギリス、ドイツ、フランス等

(4) その他.....オーストラリア、南米等

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当連結会計年度(自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

	アジア	北米	ヨーロッパ	その他の地域	計
海外売上高	14,123 (1,151)	1,577 (129)	753 (61)	- (-)	16,452 (1,341)
連結売上高	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	17,018 (1,387)
連結売上高に占める海外 売上高の割合	83.0%	9.3%	4.4%	0.0%	96.7%

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア.....香港、中国、シンガポール等

(2) 北米.....アメリカ合衆国、カナダ

(3) ヨーロッパ.....イギリス、ドイツ、フランス等

(4) その他.....オーストラリア、南米等

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

## 【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)および「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

## 1 関連当事者との取引

## (1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

## (ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
関連会社	新華スポーツ・アンド・エンターテインメント・リミテッド	中華人民共和国、北京	176千米ドル (14百万円)	投資持株会社	(所有) 直接 28.37%	資金の借入	資金の借入	6,230千米ドル (508百万円)	-	-
							利息の支払	232千米ドル (19百万円)	-	-

## (取引条件及び取引条件の決定方針)

資金の貸付の取引条件は、市場金利等を勘案しております。

## (2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者の取引

## (ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
関連会社の子会社	新華ファイナンス・メディア(上海)カンパニー・リミテッド	中華人民共和国、上海	6,800千米ドル (554百万円)	投資管理	(所有) 間接 28.37%	資金の貸付	資金の貸付	6,220千米ドル (507百万円)	-	-
							利息の受取	208千米ドル (17百万円)	-	-

## (取引条件及び取引条件の決定方針)

資金の貸付の取引条件は、市場金利等を勘案しております。



## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 重要な関連会社の要約財務諸表

当連結会計年度において、重要な関連会社は新華スポーツ・アンド・エンターテインメント・リミテッドおよびFTSE新華インデックス・リミテッドであり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	新華スポーツ・アンド・エンターテインメント・リミテッド		FTSE新華インデックス・リミテッド	
	(千米ドル)	(百万円)	(千米ドル)	(百万円)
流動資産合計	150,860	(12,294)	20,012	(1,631)
固定資産合計	54,648	(4,453)	19	(2)
流動負債合計	197,634	(16,105)	4,351	(355)
固定負債合計	67,154	(5,472)	0	(0)
純資産合計	59,280	(4,831)	15,681	(1,278)
売上高	99,231	(8,086)	2,009	(164)
税金等調整前当期純利益又は純損失金額( )	382,019	(31,131)	1,719	(140)
当期純利益又は純損失金額( )	392,088	(31,951)	1,382	(113)

(注) 新華スポーツ・アンド・エンターテインメント・リミテッドの要約財務諸表につきましては、監査が終了していないため、変動する可能性があります。ただし、当該変動が当社グループの連結財務諸表に与える影響は軽微と判断しております。

FTSE新華インデックス・リミテッドは2009年11月30日をもって持分法適用関連会社となったため、上記は2009年12月1日から2009年12月31日までに係る要約財務諸表であります。

当連結会計年度(自2010年1月1日至2010年12月31日)

## 1 関連当事者との取引

## 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

## 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
関連会社	新華スポーツ・アンド・エンターテインメント・リミテッド	中華人民共和国、北京	203千米ドル(17百万円)	投資持株会社	(所有) 直接 24.76%	資金の借入	利息の支払	297千米ドル(24百万円)		

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は、新華スポーツ・アンド・エンターテインメント・リミテッド(以下、「XSEL」といいます。)から資金の借入を行っており、当社の連結子会社である上海華財インベストメント・アドバイザー・リミテッドはXSELの連結子会社である新華スポーツ・アンド・エンターテインメント・(上海)リミテッドに対して同額元本(但し、通貨は異なります。)の貸付けを行っております。当該借入については、市場金利等を勘案し、利息の支払いを行っております。借入金の期末残高については、貸付金残高と同額であるため、連結財務諸表上相殺して表示しております。また、貸付金については回収可能性が乏しいことから、当連結会計年度において受取利息は計上していません。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 重要な関連会社の要約財務諸表

当連結会計年度において、重要な関連会社は新華スポーツ・アンド・エンターテインメント・リミテッドであり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	新華スポーツ・アンド・ エンターテインメント・リミテッド	
	(千米ドル)	(百万円)
流動資産合計	45,459	(3,704)
固定資産合計	41,029	(3,343)
流動負債合計	111,087	(9,052)
固定負債合計	2,418	(197)
純資産合計	27,017	(2,202)
売上高	55,738	(4,542)
税金等調整前当期純利益	23,400	(1,907)
当期純利益	25,778	(2,101)

(注) 重要な後発事象に記載の通り、新華スポーツ・アンド・エンターテインメント・リミテッドは、ケイマン諸島の裁判所の承認を条件として、清算人を選任するための申し立てを行ったことを発表しました。従って、同社の要約財務諸表につきましては監査前の数値となっており、変動する可能性があります。ただし、当該変動が当社グループの連結財務諸表に与える影響は軽微と判断しております。

(1株当たり情報)

(単位:米ドル、括弧内は円)

項目	前連結会計年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)	当連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)
1株当たり純資産額	0.05 ( 4.07)	16.72 (1,362.51)
1株当たり当期純利益又は純損失( )	75.56 ( 6,157.10)	20.38 (1,661.06)
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益又は純損失( )及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

項目	前連結会計年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)	当連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益又は純損失( )	113,454 ( 9,245)	30,883 (2,517)
普通株主に帰属しない金額	- ( - )	- ( - )
普通株式に係る当期純利益又は純損失( )	113,454 ( 9,245)	30,883 (2,517)
普通株式の期中平均株式数(株)	1,501,582.51	1,515,100.56
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額	- ( - )	- ( - )
普通株式増加数(株) (うち新株予約権)	- ( - )	- ( - )
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	当社が発行した新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数 98,553株)	2005年2月9日付与ストックオプション(新株予約権) 普通株式 2,646株 2006年1月31日付与ストックオプション(新株予約権) 普通株式 1,000株 2006年4月30日付与ストックオプション(新株予約権) 普通株式 5,304株 2009年5月22日付与ストックオプション(新株予約権) 普通株式 126,971株

## (重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)	当連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)												
	<p>1. 当社の持分法適用関連会社である新華スポーツ・アンド・エンターテインメント・リミテッド(以下、「XSEL」といいます。)は、主要な債権者からの借入金の返済が困難となったため、2011年4月1日付でケイマン諸島の裁判所に対し、裁判所の承認を条件として、清算人を選定するための申し立てを行いました。また、同日付で、同社の米国預託証券が米国NASDAQ市場を上場廃止となっております。</p> <p>(1) 当該関連会社の概要</p> <table data-bbox="837 633 1364 884"> <tr> <td>名称</td> <td>新華スポーツ・アンド・エンターテインメント・リミテッド</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>中華人民共和国、北京</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>投資持株会社</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>203千米ドル(17百万円)</td> </tr> <tr> <td>持分比率</td> <td>24.76%</td> </tr> <tr> <td>負債総額</td> <td>113,505千米ドル(9,250百万円)</td> </tr> </table> <p>(2) 当該解散による会社の損失見込額</p> <p>当社は、XSELに対する投資額を全て損失として処理しており、現在は損失の持分相当額が認識されていないため、当該解散による当社の業績に与える影響はありません。</p> <p>(3) 当該解散が営業活動等へ及ぼす重要な影響</p> <p>XSELは当社とは異なった経営陣により運営されている独立した法人であるため、当社の今後の事業運営及び事業戦略の方向性について、何ら影響を受けません。</p>	名称	新華スポーツ・アンド・エンターテインメント・リミテッド	所在地	中華人民共和国、北京	事業内容	投資持株会社	資本金	203千米ドル(17百万円)	持分比率	24.76%	負債総額	113,505千米ドル(9,250百万円)
名称	新華スポーツ・アンド・エンターテインメント・リミテッド												
所在地	中華人民共和国、北京												
事業内容	投資持株会社												
資本金	203千米ドル(17百万円)												
持分比率	24.76%												
負債総額	113,505千米ドル(9,250百万円)												

前連結会計年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)	当連結会計年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)														
	<p>2. 当社は、2010年11月4日開催の取締役会において、Kijoon Education Co., Ltd.の全株式を取得する事により子会社化することを決議し、2011年1月18日付で株式譲渡契約を締結致しました。</p> <p>(1) 株式取得の目的 Kijoon Education Co., Ltd.(以下、「Kijoon」といいます。)は、韓国において学習進学塾の運営を行っており、高レベルの教育プログラムを生徒に対して提供しております。 当社では現在新規事業分野への事業拡大を行っており、Kijoonの株式取得も、当社の一連の事業分野の多角化及び拡大の一環であります。Kijoonが有する韓国における教育メソッドを活用する事により、当社は、中国において未だ普及していない優れた教育プログラムを提供できると考えております。</p> <p>(2) 株式取得の相手会社の名称 Chung Cheng Co., Ltd.</p> <p>(3) 被取得会社の概要  <table data-bbox="837 1019 1316 1176"> <tr> <td>名称</td> <td>Kijoon Education Co., Ltd.</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>韓国、ソウル</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>学習進学塾の運営</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>130百万ウォン(9百万円)</td> </tr> </table> </p> <p>(4) 株式取得の時期 2011年1月25日</p> <p>(5) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率  <table data-bbox="837 1422 1332 1601"> <tr> <td>取得する株式の数</td> <td>13,000株</td> </tr> <tr> <td>得価額</td> <td>2,590千米ドル(211百万円)</td> </tr> <tr> <td>取得後の持分比率</td> <td>100%</td> </tr> </table> </p>	名称	Kijoon Education Co., Ltd.	所在地	韓国、ソウル	事業内容	学習進学塾の運営	資本金	130百万ウォン(9百万円)	取得する株式の数	13,000株	得価額	2,590千米ドル(211百万円)	取得後の持分比率	100%
名称	Kijoon Education Co., Ltd.														
所在地	韓国、ソウル														
事業内容	学習進学塾の運営														
資本金	130百万ウォン(9百万円)														
取得する株式の数	13,000株														
得価額	2,590千米ドル(211百万円)														
取得後の持分比率	100%														

## 連結附属明細表

## 【社債明細表】

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高	当期末残高	利率(%)	担保	償還期限
新華ファイナンス・リミテッド	ドル建優先債	2006/11/21	9,175 (748)	- (-)	10%	なし	2011/11/20
合計			9,175 (748)	- (-)			

## 【借入金等明細表】

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	16,688 (1,360)	10,596 (863)	5.31%	-
1年以内返済予定の長期借入金	- (-)	- (-)	-	-
1年以内返済予定のリース債務	4 (0)	0 (0)	1.83%	-
長期借入金(1年以内返済予定のものを除く)	- (-)	- (-)	-	-
リース債務(1年以内返済予定のものを除く)	0 (0)	- (-)	1.83%	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	16,693 (1,360)	10,596 (863)	-	-

(注) 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

## (2) 【その他】

## 当連結会計年度における四半期情報

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

	第1四半期 (自2010年1月1日 至2010年3月31日)	第2四半期 (自2010年4月1日 至2010年6月30日)	第3四半期 (自2010年7月1日 至2010年9月30日)	第4四半期 (自2010年10月1日 至2010年12月31日)
売上高	3,104 (253)	4,141 (337)	4,807 (392)	4,966 (405)
税金等調整前四半期純利益金額又は 税金等調整前四半期純損失金額 ( )	1,307 (107)	733 (60)	34,465 (2,809)	958 (78)
四半期純利益金額又は四半期純損失 金額( )	1,311 (107)	683 (56)	34,434 (2,806)	1,557 (127)
1株当たり四半期純利益金額又は四 半期純損失金額( ) (米ドル、括弧内は円)	0.87 (70.54)	0.45 (36.71)	22.72 (1,851.78)	1.03 (83.74)

(3)【財務諸表等】  
【貸借対照表】

	前事業年度 2009年12月31日 (単位:千米ドル)	前事業年度 2009年12月31日 (単位:百万円)	当事業年度 2010年12月31日 (単位:千米ドル)	当事業年度 2010年12月31日 (単位:百万円)
<b>資産の部</b>				
流動資産				
現金及び預金	40	3	28	2
その他	3 1,088	3 89	-	-
流動資産合計	1,128	92	28	2
固定資産				
投資その他の資産				
関係会社株式	273,149	22,259	273,149	22,259
投資その他の資産合計	273,149	22,259	273,149	22,259
固定資産合計	273,149	22,259	273,149	22,259
繰延資産				
社債発行費	133	11	-	-
繰延資産合計	133	11	-	-
資産合計	274,409	22,362	273,176	22,261
<b>負債の部</b>				
流動負債				
1年内償還予定の社債	3,787	309	-	-
未払金	1 223,847	1 18,241	1 237,987	1 19,394
未払費用	104	8	849	69
関係会社短期借入金	6,438	525	6,469	527
流動負債合計	234,176	19,083	245,306	19,990
固定負債				
社債	5,388	439	-	-
長期未払金	833	68	-	-
固定負債合計	6,221	507	-	-
負債合計	240,397	19,590	245,306	19,990
<b>純資産の部</b>				
株主資本				
資本金	3,882	316	3,885	317
資本剰余金				
資本準備金	379,940	30,961	380,119	30,976
資本剰余金合計	379,940	30,961	380,119	30,976
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	324,293	26,427	324,949	26,480
利益剰余金合計	324,293	26,427	324,949	26,480
株主資本合計	59,529	4,851	59,056	4,812
評価・換算差額等				
為替換算調整勘定	2 27,176	2 2,215	2 33,365	2 2,719
評価・換算差額等合計	27,176	2,215	33,365	2,719
新株予約権	1,659	135	2,180	178
純資産合計	34,011	2,772	27,871	2,271
負債純資産合計	274,409	22,362	273,176	22,261

## 【損益計算書】

	前事業年度 自 2009年1月1日 至 2009年12月31日 (単位:千米ドル)	前事業年度 自 2009年1月1日 至 2009年12月31日 (単位:百万円)	当事業年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位:千米ドル)	当事業年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位:百万円)
売上高	1 982	1 80	1 725	1 59
売上原価	1 5,960	1 486	1 2,398	1 195
売上総損失( )	4,978	406	1,672	136
販売費及び一般管理費				
役員報酬	929	76	876	71
給料及び手当	3,087	252	421	34
支払手数料	4,029	328	2,689	219
その他	204	17	720	59
販売費及び一般管理費合計	8,249	672	4,706	383
営業損失( )	13,227	1,078	6,378	520
営業外収益				
受取利息及び配当金	1	0	0	0
為替差益	-	-	6,102	497
受取手数料	1 402	1 33	-	-
営業外収益合計	402	33	6,102	497
営業外費用				
社債利息	1,815	148	533	43
社債発行費償却	1,008	82	60	5
為替差損	197	16	-	-
貸倒引当金繰入額	408	33	-	-
その他	232	19	297	24
営業外費用合計	3,660	298	891	73
経常損失( )	16,485	1,343	1,167	95
特別利益				
関係会社株式売却益	700	57	1,044	85
特別利益合計	700	57	1,044	85
特別損失				
貸倒損失	1,538	125	-	-
関係会社株式売却損	5,017	409	-	-
社債償還損	-	-	533	43
その他	159	13	-	-
特別損失合計	6,714	547	533	43
税引前当期純損失( )	22,499	1,833	655	53
法人税、住民税及び事業税	-	-	-	-
法人税等調整額	-	-	-	-
法人税等合計	-	-	-	-
当期純損失( )	22,499	1,833	655	53



## 【株主資本等変動計算書】

	前事業年度 自 2009年1月1日 至 2009年12月31日 (単位:千米ドル)	前事業年度 自 2009年1月1日 至 2009年12月31日 (単位:百万円)	当事業年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位:千米ドル)	当事業年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位:百万円)
<b>株主資本</b>				
<b>資本金</b>				
前期末残高	3,810	311	3,882	316
当期変動額				
新株の発行	72	6	3	0
当期変動額合計	72	6	3	0
当期末残高	3,882	316	3,885	317
<b>資本剰余金</b>				
前期末残高	377,778	30,785	379,940	30,961
当期変動額				
新株の発行	2,162	176	178	15
当期変動額合計	2,162	176	178	15
当期末残高	379,940	30,961	380,119	30,976
<b>利益剰余金</b>				
前期末残高	301,794	24,593	324,293	26,427
当期変動額				
当期純損失( )	22,499	1,833	655	53
当期変動額合計	22,499	1,833	655	53
当期末残高	324,293	26,427	324,949	26,480
<b>株主資本合計</b>				
前期末残高	79,794	6,502	59,529	4,851
当期変動額				
新株の発行	2,234	182	182	15
当期純損失( )	22,499	1,833	655	53
当期変動額合計	20,265	1,651	473	39
当期末残高	59,529	4,851	59,056	4,812
<b>評価・換算差額等</b>				
<b>為替換算調整勘定</b>				
前期末残高	27,212	2,218	27,176	2,215
当期変動額				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	36	3	6,189	504
当期変動額合計	36	3	6,189	504
当期末残高	27,176	2,215	33,365	2,719
<b>評価・換算差額等合計</b>				
前期末残高	27,212	2,218	27,176	2,215
当期変動額				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	36	3	6,189	504
当期変動額合計	36	3	6,189	504
当期末残高	27,176	2,215	33,365	2,719
<b>新株予約権</b>				
前期末残高	1,797	146	1,659	135
当期変動額				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	139	11	521	42
当期変動額合計	139	11	521	42
当期末残高	1,659	135	2,180	178

	前事業年度 自 2009年1月1日 至 2009年12月31日 (単位:千米ドル)	前事業年度 自 2009年1月1日 至 2009年12月31日 (単位:百万円)	当事業年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位:千米ドル)	当事業年度 自 2010年1月1日 至 2010年12月31日 (単位:百万円)
<b>純資産合計</b>				
前期末残高	54,379	4,431	34,011	2,772
<b>当期変動額</b>				
新株の発行	2,234	182	182	15
当期純損失( )	22,499	1,833	655	53
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	103	8	5,667	462
当期変動額合計	20,368	1,660	6,141	500
当期末残高	34,011	2,772	27,871	2,271

## 【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

前事業年度(自 2009年 1月 1日 至 2009年12月31日)

当社は、前事業年度において営業損失12,954千米ドル(1,055百万円)、当期純損失204,178千米ドル(16,638百万円)を計上し、当事業年度におきましても、営業損失13,227千米ドル(1,078百万円)、当期純損失22,499千米ドル(1,833百万円)を計上し、また、前事業年度の営業活動によるキャッシュ・フローもマイナスとなっております。さらに、1年以内に社債(額面)3,800千米ドル(310百万円)について、償還期限を迎える状況にあります。

これは主に、サブプライムローン問題を端緒とした市況の悪化に伴う事業子会社における既存事業からの営業収益の減少に起因いたします。

これらの状況により、当社は、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消するため、当社グループの事業上のポジショニングを見直し、前進してまいります。そこで、当社経営陣は、事業子会社が保有する資産の売却により必要な事業資金を調達したうえで、社債の償還に備えるとともに、当該資金を新たな事業に投資することにより、当社グループとして新たな収益基盤の確保を図る予定です。また、さらなる経費削減によって事業子会社における既存事業の収益性の向上を図り、社債の償還によって財務費用の削減を行うことにより、将来の持続可能な成長を図ることも検討しております。加えて、グローバルな金融市場が改善する兆しを見せる中、当社グループは、急速に成長する中国市場に身を置く利点を活かしながら、独自のコア・コンピタンスを活用して、中国における成長機会をとらえていきたいと考えております。

しかし、当社の事業の継続可能性は、上記事業子会社が保有する資産の売却の実現による事業資金の調達と事業子会社における既存事業及び新規事業の成長に強く依存していることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

当事業年度(自 2010年 1月 1日 至 2010年12月31日)

該当事項はありません。

## 重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)	当事業年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)
1 有価証券の評価基準及び 評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>イ 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>ロ その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価額等に基づく時価 法(評価差額は、全部純資産直入法 により処理し、売却原価は移動平均 法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用し ております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>イ 子会社及び関連会社株式 同左</p> <p>ロ その他有価証券 時価のあるもの</p> <p>時価のないもの</p>
2 繰延資産の処理方法	<p>(1) 社債発行費 償還期間にて均等償却しております。</p>	<p>(1) 社債発行費 同左</p> <p>(追加情報) 2010年10月18日に2011年満期利率 10%保証付優先社債を全額繰上償還し たため、返済日以降の期間に対応する 社債発行費については一括償却し、社 債償還損に含めて特別損失に計上して おります。</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、個別に 回収可能性を勘案し回収不能見込額を 計上することとしております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p>

項目	前事業年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)	当事業年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>財務諸表の円換算</p> <p>「円」で表示されている金額は、財務諸表等規則第130条の規定に基づき、2010年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行における対顧客電信相場(仲値)、1米ドル=81.49円で換算された金額であります。なお、当該円換算額は、単に表示上の便宜を目的としており、米ドルで表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。</p> <p>機能通貨の報告通貨への換算</p> <p>外国会社である当社は、会計処理を行う通貨(以下機能通貨という)として中国元を使用しておりますが、財務報告において用いる通貨(以下報告通貨という)には米ドルを使用しております。財務諸表作成の際に行われる機能通貨から報告通貨への換算は、国際会計基準第21号に準じて、貨幣性資産及び負債については決算日の為替相場、非貨幣性資産及び負債については取引時の為替相場、収益及び費用は取引時の為替相場により換算し、換算差額は為替換算調整勘定として純資産の部に表示しております。</p>	<p>財務諸表の円換算</p> <p>同左</p> <p>機能通貨の報告通貨への換算</p> <p>同左</p>

## 注記事項

(貸借対照表関係)

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

前事業年度 (2009年12月31日)	当事業年度 (2010年12月31日)
<p>1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたものの他に次のものがあります。</p> <p>流動負債 220,591 未払金 (17,976)</p>	<p>1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたものの他に次のものがあります。</p> <p>流動負債 237,987 未払金 (19,394)</p>
<p>2 機能通貨から報告通貨への換算に伴い発生する換算差額を計上しております。</p>	2 同左
<p>3 債権額は貸倒引当金と相殺して表示しております。</p> <p>流動資産に設定された貸倒引当金の金額 408 (33)</p>	3 同左

(損益計算書関係)

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

前事業年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)	当事業年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)
<p>1 関係会社との取引にかかるものが次のとおり含まれております。</p> <p>売上高 982 (80) 売上原価 5,960 (486) 受取手数料 402 (33)</p>	<p>1 関係会社との取引にかかるものが次のとおり含まれております。</p> <p>売上高 725 (59) 売上原価 2,398 (195)</p>

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自2009年1月1日至2009年12月31日)及び

当事業年度(自2010年1月1日至2010年12月31日)

## 自己株式の種類及び株式数に関する事項

事業年度末までに取得または保有している自己株式はありません。

## (リース取引関係)

前事業年度(自2009年1月1日至2009年12月31日)及び

当事業年度(自2010年1月1日至2010年12月31日)

当社はリース取引を利用していないため、該当事項はありません。

## (有価証券関係)

前事業年度(2009年12月31日)

関係会社株式で時価のあるもの

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社株式	15,517 (1,264)	21,273 (1,734)	5,756 (470)

当事業年度(2010年12月31日)

関係会社株式で時価のあるもの

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社株式	- (-)	4,755 (387)	4,755 (387)

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	273,149 (22,259)
関係会社株式	- (-)

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」に含めておりません。

## (税効果会計関係)

前事業年度 (2009年12月31日)	当事業年度 (2010年12月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

(単位:米ドル、括弧内は円)

項目	前事業年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)	当事業年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)
1株当たり純資産額	21.37 (1,741.44)	16.95 (1,381.26)
1株当たり当期純損失	14.98 (1,221.01)	0.43 (35.25)
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

項目	前事業年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)	当事業年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)
当期純損失	22,499 (1,833)	655 (53)
普通株主に帰属しない金額	- (-)	- (-)
普通株式に係る当期純損失	22,499 (1,833)	655 (53)
期中平均株式数	1,501,582.51	1,515,100.56



## (重要な後発事象)

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 2009年1月1日 至 2009年12月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 2010年1月1日 至 2010年12月31日)</p>												
	<p>1. 当社の持分法適用関連会社である新華スポーツ・アンド・エンターテイメント・リミテッド(以下、「XSEL」といいます。)は、主要な債権者からの借入金の返済が困難となったため、2011年4月1日付でケイマン諸島の裁判所に対し、裁判所の承認を条件として、清算人を選定するための申し立てを行いました。また、同日付で、同社の米国預託証券が米国NASDAQ市場を上場廃止となっております。</p> <p>(1) 当該関連会社の概要</p> <table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">名称</td> <td>新華スポーツ・アンド・エンターテイメント・リミテッド</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>中華人民共和国、北京</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>投資持株会社</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>203千米ドル(17百万円)</td> </tr> <tr> <td>持分比率</td> <td>24.76%</td> </tr> <tr> <td>負債総額</td> <td>113,505千米ドル(9,250百万円)</td> </tr> </table> <p>(2) 当該解散による会社の損失見込額</p> <p>当社は、XSELに対する投資額を全て損失として処理しており、現在は損失の持分相当額が認識されていないため、当該解散によるXFLの業績に与える影響はありません。</p> <p>(3) 当該解散が営業活動等へ及ぼす重要な影響</p> <p>XSELは当社とは異なった経営陣により運営されている独立した法人であるため、当社の今後の事業運営及び事業戦略の方向性について、何ら影響を受けません。</p>	名称	新華スポーツ・アンド・エンターテイメント・リミテッド	所在地	中華人民共和国、北京	事業内容	投資持株会社	資本金	203千米ドル(17百万円)	持分比率	24.76%	負債総額	113,505千米ドル(9,250百万円)
名称	新華スポーツ・アンド・エンターテイメント・リミテッド												
所在地	中華人民共和国、北京												
事業内容	投資持株会社												
資本金	203千米ドル(17百万円)												
持分比率	24.76%												
負債総額	113,505千米ドル(9,250百万円)												

## 附属明細表

## 【引当金明細表】

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金	408 (33)	- (-)	- (-)	- (-)	408 (33)
合計	408 (33)	- (-)	- (-)	- (-)	408 (33)

## 2【主な資産・負債及び収支の内容】

添付の財務書類及び財務書類に対する注記をご参照下さい。

## 3【その他】

該当事項はありません。

## 第7【外国為替相場の推移】

過去5年間の米ドルと日本円の為替レートは、日本の日刊紙2紙以上に掲載されているため、省略いたします。

## 第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

### 1【本邦における株式事務等の概況】

#### (1) 本邦における株式の名義書換取扱場所及び株主名簿管理人

日本においては、当社株式の名義書換取扱場所及び株主名簿管理人は存在いたしません。実質株主によって保有されている当社株式は、株式会社証券保管振替機構（JASDEC）の外国株券等保管振替決済制度に従って、現地保管機関により香港内において、JASDEC又はそのノミニー名義で保管されております。三菱UFJ信託銀行株式会社が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に基づき株式事務取扱機関として指定されております。

本取引所における当社株式の取引は、買主と売主が同一の取引参加者である証券会社の顧客である場合には、原則、買主と売主の各外国証券取引口座間の振替により行われ、買主と売主が異なる証券会社の顧客である場合には、JASDECに開設した当該証券会社の口座間の振替が行われます。これらの場合には、保管機関によって香港内で保有される株式数は変わりません。

以下に記載するものは、特に、締結されているか又は締結が予定されているJASDEC及び現地保管機関間の保管契約及び保管契約に関する覚書、JASDEC、株式事務取扱機関及び当社間の株式事務委任に関する契約、JASDEC、配当金支払取扱銀行及び当社間の支払事務委任に関する契約、及び総合取引参加者である証券会社及び各実質株主間の外国証券取引口座約款に基づく、実質株主の配当受領権及び議決権などの権利をJASDECを通じて間接的に行使することを含む、株式保有に関する事項の概要です。

#### (2) 株主に対する特典

原則としてありません。

#### (3) 株式の譲渡制限

原則としてありません。

#### (4) その他株式事務に関する事項

##### (a) 決算日

毎年12月31日

##### (b) 定時株主総会

当社の定時株主総会は、2004年を除き毎年、当社の取締役会が決定する時間及び場所において開催されます。

##### (c) 株主名簿の閉鎖

株主に関わる外国若しくは国内又はその他の支店の名簿を含む株主名簿は、指定証券取引所の要件に従い指定された新聞又はその他の新聞において公告を行うことにより、又は指定証券取引所が認める方法により電子的に行うことによりその旨の通知がなされた後、一般的に又は種類株式に関して、当社の取締役会が定める時期又は期間（1年に30日を超えてはならない。）について閉鎖することができるものとされております。

## (d) 基準日

配当、分配、割当又は発行を受ける権利を有する株主は、かかる配当、分配、割当若しくは発行につき発表又は支払等がなされる日又はかかる日の前後30日以内の、当社又は取締役が、中14日以上事前に指定証券取引所に対して行う通知により定める日における株主名簿上の登録名義人です。

配当を受領する権利を有する実質株主は、通常同一の暦日現在で株式事務取扱機関が作成した実質株主明細表上の名義人です。

## (e) 株券の種類

株主として株主名簿に氏名が記載される者は全て、株式割当の際、自己の所有する株式につき株式の種類ごとに1枚の株券を無償で受け取る権利を有し、取締役会が随時定める合理的な自己負担による費用の支払を行う場合には、当該種類の1つ以上の株式につきそれぞれ複数の株券を受け取る権限を有します。複数の者により共有される株式に関しては、当社は、それに関し2枚以上の株券を発行する義務を負わないものとし、また、複数の共同保有者の1名に対する1枚の株券の交付により、共同保有者全員に対して交付したものとすることができるものといえます。

## (f) 株式に関する手数料

実質株主は、外国証券取引口座約款に従って、日本の証券会社に外国証券取引口座を開設、維持するにあたり年間手数料を、また特定取引の執行に関して手数料を支払う必要があります。ケイマン諸島においては、上記のとおり、株式割当の場合、株主は2枚目以降の各株券を受け取るためには取締役会が随時定める合理的な自己負担による費用を支払うことが必要となります。また、株券に記載される株式の一部を譲渡する場合に、残りの株式に関わる新株券の発行を受けるためにも費用を負担することが必要となります。更に、株券が損傷若しくは汚損され、又は紛失、盗難若しくは破棄の申立があった場合、新株券の発行には、証拠及び補償に関する規定(もしあれば)に従い、また取締役会が適切と考える証拠の調査及び補償の準備のために当会社が負担した経費及び合理的な自己負担費用を支払うことを前提に、取締役会が定める手数料を支払うことが必要となります。

## (g) 公告を掲載する新聞

当社は、株主総会に関する株主への招集通知等の一定の事項について、日本国内で発行されている主要日刊紙に掲載して公告いたします。

## 2【本邦における実質株主による議決権の行使等】

### (1) 実質株主による議決権の行使に関する手続

実質株主は、株主総会の招集通知等を郵便にて受領するか、又は議決権を行使するための情報も記載された日本国内で発行されている主要日刊紙における公告により株主総会等について通知されます。JASDECは、実質株主の指示がない場合には、実質株主を代理して議決権を行使いたしません。

### (2) 利益の配当請求に関する手続

株式事務取扱機関は、当社から配当の支払についての通知を受領した場合は、これを実質株主に通知いたします。当社は、必要な合計額をJASDECを代理する現地保管機関に支払い、現地保管機関はこれを配当金支払取扱銀行に交付し、配当金支払取扱銀行は、郵便為替又は直接実質株主の銀行口座に交付する、又は他の支払銀行を通じて間接的に実質株主に交付いたします。実質株主は、株式事務取扱機関が作成した実質株主明細表に記載された実質株主です。

## (3) 株式の譲渡に関する手続

日本においては、実質株主は、当社株式の株券を保有せず、当社株式に関する権利を本取引所における取引により譲渡することができます。この場合、取引の決済は、総合取引参加者である証券会社に開設された口座間の振替か又はJASDECに開設された同証券会社の口座間の振替によって行われます。

## (4) 配当等に関する課税上の取扱い

## (a) 配当

実質株主に対する配当は、日本の税法上配当所得とみなされます。配当に関する課税は、以下のとおりです。日本国の居住者たる個人又は日本の法人が支払いを受ける配当については、ケイマン諸島における配当支払額からケイマン諸島又はその地方公共団体における源泉徴収税（もしあれば）が徴収された後の残高が、以下の源泉徴収税率による日本の所得税課税の対象となります。なお、平成21年1月以降、当社株式の5%未満を保有する日本の居住者たる個人は申告分離課税を選択できます。

配当を受けるべき期間	日本の法人	当社株式の5%以上を保有する日本の居住者たる個人	当社株式の5%未満を保有する日本の居住者たる個人
平成23年12月31日まで	所得税7%	所得税20%	所得税7%、住民税3%
平成24年1月1日以降	所得税15%		所得税15%、住民税5%

上記の配当は海外の会社から支払われるものであるため、個人株主に関しては配当控除は適用されず、法人株主の場合には配当の益金不算入が認められません。

なお、ケイマン諸島において徴収される税金がある場合には、日本国の税法に従って外国税額控除が認められる可能性があります。

## (b) 売買損益

当社株式の日本における取引から生じる売買損益に対する課税は、国内会社の株式取引の売買損益課税と同様です。したがって、法人株主に該当する場合には、その譲渡損益は法人税の課税所得に含めて課税が行われます。

## (c) 相続税

当社株式を相続し又は遺贈を受けた日本に居住する実質株主には、日本の相続税法に基づき相続税が課されます。但し、一定の状況下において外国税額控除が認められる可能性があります。

## (5) その他の通知及び報告

日本における当社株式の実質株主に対し、株主総会等に関する通知が行われる場合には、株式事務取扱機関は、当社からこれを受領し、これを一定基準日現在の実質株主明細表に基づき実質株主に交付するか、所定の方法により公告を行います。

## 第9【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から本報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及び確認書

金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を2010年5月18日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の4の2第1項に基づく確認書を2010年5月18日関東財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書

金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づく内部統制報告書を2010年5月18日関東財務局長に提出。

#### (3) 四半期報告書及び確認書

金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく四半期報告書を2010年6月11日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の4の8第1項に基づく確認書を2010年6月11日関東財務局長に提出。

#### (4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2010年6月11日関東財務局長に提出。

#### (5) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項並びに第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2010年7月8日関東財務局長に提出。

#### (6) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

(1)の有価証券報告書の訂正報告書を2010年7月26日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の4の2第1項に基づく確認書を2010年7月26日関東財務局長に提出。

#### (7) 四半期報告書及び確認書

金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく四半期報告書を2010年8月13日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の4の8第1項に基づく確認書を2010年8月13日関東財務局長に提出。

#### (8) 四半期報告書及び確認書

金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく四半期報告書を2010年11月12日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の4の8第1項に基づく確認書を2010年11月12日関東財務局長に提出。

#### (9) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2011年2月16日関東財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

### 第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

### 第3【指数等の情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年5月14日

新華ファイナンス・リミテッド

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅枝 芳隆 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	丸山 友康 印
--------------------	-------	---------

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている新華ファイナンス・リミテッドの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新華ファイナンス・リミテッド及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は営業損失及び当期純損失を継続的に計上し、営業活動によるキャッシュ・フローについても大幅なマイナスとなっている。また、社債について1年以内に償還期限を迎える状況にある。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、新華ファイナンス・リミテッドの平成21年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、新華ファイナンス・リミテッドが平成21年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年4月26日

新華ファイナンス・リミテッド

取締役会 御中

## 清和監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	南方 美千男
----------------	-------	--------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	筧 悦生
----------------	-------	------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	藤本 亮
----------------	-------	------

## &lt;財務諸表監査&gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている新華ファイナンス・リミテッドの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新華ファイナンス・リミテッド及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社の持分法適用関連会社である新華スポーツ・アンド・エンターテイメント・リミテッドは、平成23年4月1日付でケイマン諸島の裁判所に対し、裁判所の承認を条件として、清算人を選定するための申し立てを行い、同日付で、同社の米国の預託証券が米国NASDAQ市場を上場廃止となった。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年11月4日開催の取締役会において、Kijoon Education Co., Ltd.の全株式を取得する事により子会社化することを決議し、平成23年1月18日付で株式譲渡契約を締結、平成23年1月25日付で全株式を取得している。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、新華ファイナンス・リミテッドの平成22年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、新華ファイナンス・リミテッドが平成22年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

内部統制報告書の付記事項に記載されているとおり、会社は、事業年度の末日後、Kijoon Education Co., Ltd.の全株式を取得し、連結子会社とした。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成22年5月14日

新華ファイナンス・リミテッド

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅枝 芳隆 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	丸山 友康 印
--------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている新華ファイナンス・リミテッドの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新華ファイナンス・リミテッドの平成21年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は営業損失及び当期純損失を継続的に計上し、営業活動によるキャッシュ・フローについても大幅なマイナスとなっている。また、社債について1年以内に償還期限を迎える状況にある。

当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表には反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成23年4月26日

新華ファイナンス・リミテッド

取締役会 御中

## 清 和 監 査 法 人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 南方 美千男指定社員  
業務執行社員 公認会計士 筧 悦生指定社員  
業務執行社員 公認会計士 藤本 亮

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている新華ファイナンス・リミテッドの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新華ファイナンス・リミテッドの平成22年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社の持分法適用関連会社である新華スポーツ・アンド・エンターテイメント・リミテッドは、平成23年4月1日付でケイマン諸島の裁判所に対し、裁判所の承認を条件として、清算人を選定するための申し立てを行い、同日付で、同社の米国の預託証券が米国NASDAQ市場を上場廃止となった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上